

No. 5

(仮称) 麻溝台・新磯野南部地区
土地区画整理事業

計画段階配慮書

令和 7 年 10 月

相模原市

目 次

第1章 事業計画の概要	1-1
1.1 計画段階都市計画決定権者の名称	1-1
1.2 当該都市計画対象事業を実施しようとする者の氏名及び主たる事業所の所在地	1-1
1.3 都市計画対象事業の名称、種類及び規模	1-1
1.4 本事業の枠組み	1-3
1.5 都市計画対象事業を実施しようとする区域	1-3
1.6 都市計画対象事業の目的及び内容	1-8
1.6.1 都市計画対象事業の目的	1-8
1.6.2 関連計画	1-8
1.6.3 都市計画対象事業の経緯	1-10
1.6.4 都市計画対象事業の内容	1-13
1.6.5 事業計画の複数案について	1-15
第2章 都市計画対象事業を実施しようとする区域及びその周囲の概況	2-1
2.1 自然的状況	2-3
2.1.1 気象の状況	2-3
2.1.2 地象の状況	2-5
2.1.3 水象の状況	2-10
2.1.4 植物、動物の状況	2-12
2.1.5 景観等の状況	2-37
2.2 社会的状況	2-41
2.2.1 人口、産業の状況	2-41
2.2.2 土地利用状況	2-46
2.2.3 交通、運輸の状況	2-49
2.2.4 水利用の状況	2-54
2.2.5 公共施設等の状況	2-57
2.2.6 環境関連の社会資本の状況	2-72
2.2.7 文化財等の状況	2-77
2.2.8 公害等の状況	2-79
2.2.9 災害の状況	2-103
2.2.10 法令等の状況	2-107
第3章 計画段階配慮の内容	3-1
3.1 重大な環境影響の選定	3-1
3.1.1 事業特性及び地域特性の把握	3-1
3.1.2 重大な環境影響の選定	3-3

3.2 調査、予測及び評価の方法と結果	3-8
3.2.1 大気質、騒音、振動（工事中）	3-8
3.2.2 地形・地質（工事中）	3-11
3.2.3 植物、動物、生態系（工事中、供用時）	3-13
3.2.4 交通混雑、交通安全（工事中）	3-17
3.2.5 景観、ふれあい活動の場（供用時）	3-19
3.3 総合評価	3-21
第4章 都市計画対象事業を実施するに当たり、要することとされている許可等の内容等....	4-1
4.1 都市計画対象事業を実施するに当たり、要することとされている許可等の内容	4-1
4.2 計画段階配慮業務の受託者等	4-2
第5章 配慮書対象地域	5-1

本書に掲載した地図について特に記載の無いものは、国土地理院発行の電子地形図 1/25,000 を使用したものである。

第1章 事業計画の概要

1.1 計画段階都市計画決定権者の名称

計画段階都市計画決定権者の名称：相模原市

「(仮称)麻溝台・新磯野南部地区土地区画整理事業」(以下「本事業」とする。)については、都市計画に定められることが予定されていることから、本事業に係る計画段階配慮手続は、「相模原市環境影響評価条例」(平成26年相模原市条例第33号)第42条の規定に基づき、都市計画決定権者である相模原市が行う。

1.2 当該都市計画対象事業を実施しようとする者の氏名及び主たる事業所の所在地

名称：麻溝台・新磯野南部地区土地区画整理準備委員会

代表者：会長 山本 輝和

事務局：麻溝台・新磯野南部地区事業検討パートナー

グッドマンジャパングループ 株式会社中島建設

所在地：神奈川県相模原市南区松が枝町4-5

1.3 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

都市計画対象事業の名称：(仮称)麻溝台・新磯野南部地区土地区画整理事業

都市計画対象事業の種類：土地区画整理事業

都市計画対象事業の規模：施行区域の面積 約67.1ha(C地域に該当)

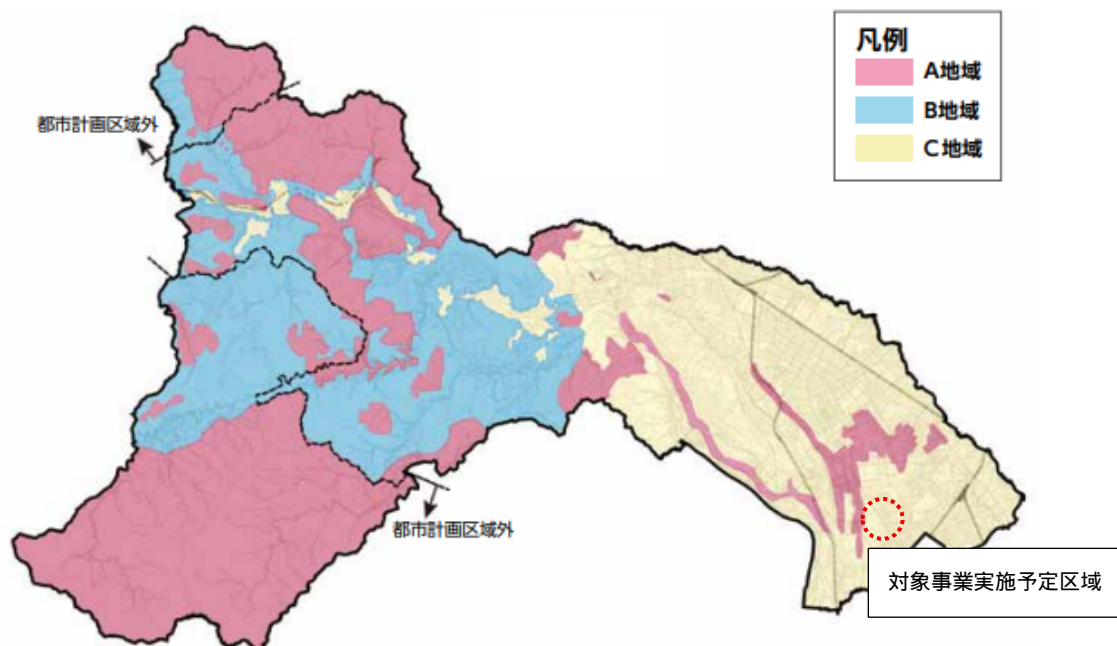
「相模原市環境影響評価条例」では、市の地域特性を踏まえ、市域を3つの地域に区分し、対象事業の規模要件を地域区分ごとに定めている。

本事業の施行区域は、全域が図1.3-1に示す地域区分のC地域に位置し、面積は約67.1haであるため、本事業は表1.3-1に示す土地区画整理事業の規模要件(C地域の施行区域の面積が40ha以上)に該当する。

表 1.3-1 環境影響評価の対象となる土地区画整理事業の規模要件

事業の種類	規模、実施される地域等		
	A 地域	B 地域	C 地域
土地区画整理事業	施行区域の面積 1ha 以上	施行区域の面積 30ha 以上	施行区域の面積 40ha 以上

出典：「相模原市の環境影響評価制度(環境アセスメント)」(令和3年1月、相模原市)



地域の区分	区分の考え方	対象地域
A地域	豊かな自然環境を保全するため、事業実施に当たり特に環境配慮を要する地域	○国定公園 ○県立自然公園 ○自然環境保全地域 ○近郊緑地保全区域 ○特別緑地保全地区
B地域	集落や農地と自然環境が共存しており、事業実施に当たり一定の環境配慮を要する地域	○下記2地域のうち、A地域に含まれる地域を除く地域 ・非線引き都市計画区域のうち、用途地域の指定のない地域 ・都市計画区域外の地域
C地域	事業実施に当たり標準的な環境配慮を要する地域	○A地域及びB地域を除く地域

出典：「相模原市の環境影響評価制度（環境アセスメント）」（令和3年1月、相模原市）

図 1.3-1 地域区分の内容

1.4 本事業の枠組み

本事業は、地権者組織（麻溝台・新磯野南部地区土地区画整理準備委員会等）と、業務代行者（事業検討パートナー）のグッドマンジャパングループが連携して業務代行方式^{注）}で組合施行により土地区画整理事業を行うものである。

準備委員会等は委員会等の開催・運営、事業計画の検討・策定、調査・設計業務の発注等を、グッドマンジャパングループは事業化検討の支援・資料作成、各種申請手続の代行等を行う。

相模原市は、「土地区画整理法」(昭和 29 年法律第 119 号)第 75 条に基づき麻溝台・新磯野南部地区土地区画整理準備委員会等及びグッドマンジャパングループに対して、地権者との合意形成支援、関係機関との協議支援等を行う。

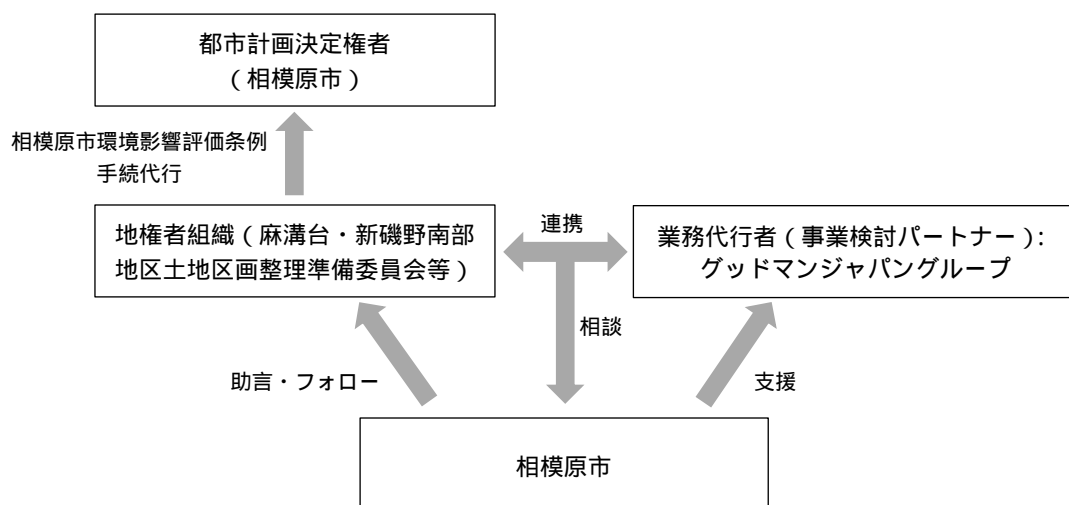


図 1.4-1 本事業の枠組み

1.5 都市計画対象事業を実施しようとする区域

対象事業実施予定区域：相模原市南区新磯野磯部出口1番1他（麻溝台・新磯野南部地区）

本事業の対象事業実施予定区域の位置を図 1.5-1 及び図 1.5-2 に示す。

対象事業実施予定区域が位置する麻溝台・新磯野地区は、都心から約 40km、首都圏中央連絡自動車道相模原愛川インターチェンジから約 3.0km、JR 相模線の原当麻駅から約 2.0km、下溝駅から約 1.2km、小田急小田原線の小田急相模原駅や相武台前駅から約 1.5km に位置しており、周辺は住宅地、工業団地、みどり豊かな公園等に囲まれた地区である。（図 1.5-2(1)参照）

麻溝台・新磯野地区は、北部地区、第一整備地区、南部地区からなり、第一整備地区は相模原市が事業主体となって土地区画整理事業が進められている。北部地区と南部地区は民間活力を活用して土地区画整理事業の検討がそれぞれ進められている。

本事業の対象事業実施予定区域は、図 1.5-2(2)に示す相模原市南区麻溝台（麻溝台・新磯野南部地区のうち市街化区域を除く区域）である。なお、本事業の対象事業実施予定区域の空中写真は図 1.5-2(3)のとおりである。

注) 事業の効率化等を図ることを目的として、土地区画整理組合が自ら事業を実施するのではなく、契約に基づき民間事業者による事業の実務を代行させる方式のこと。

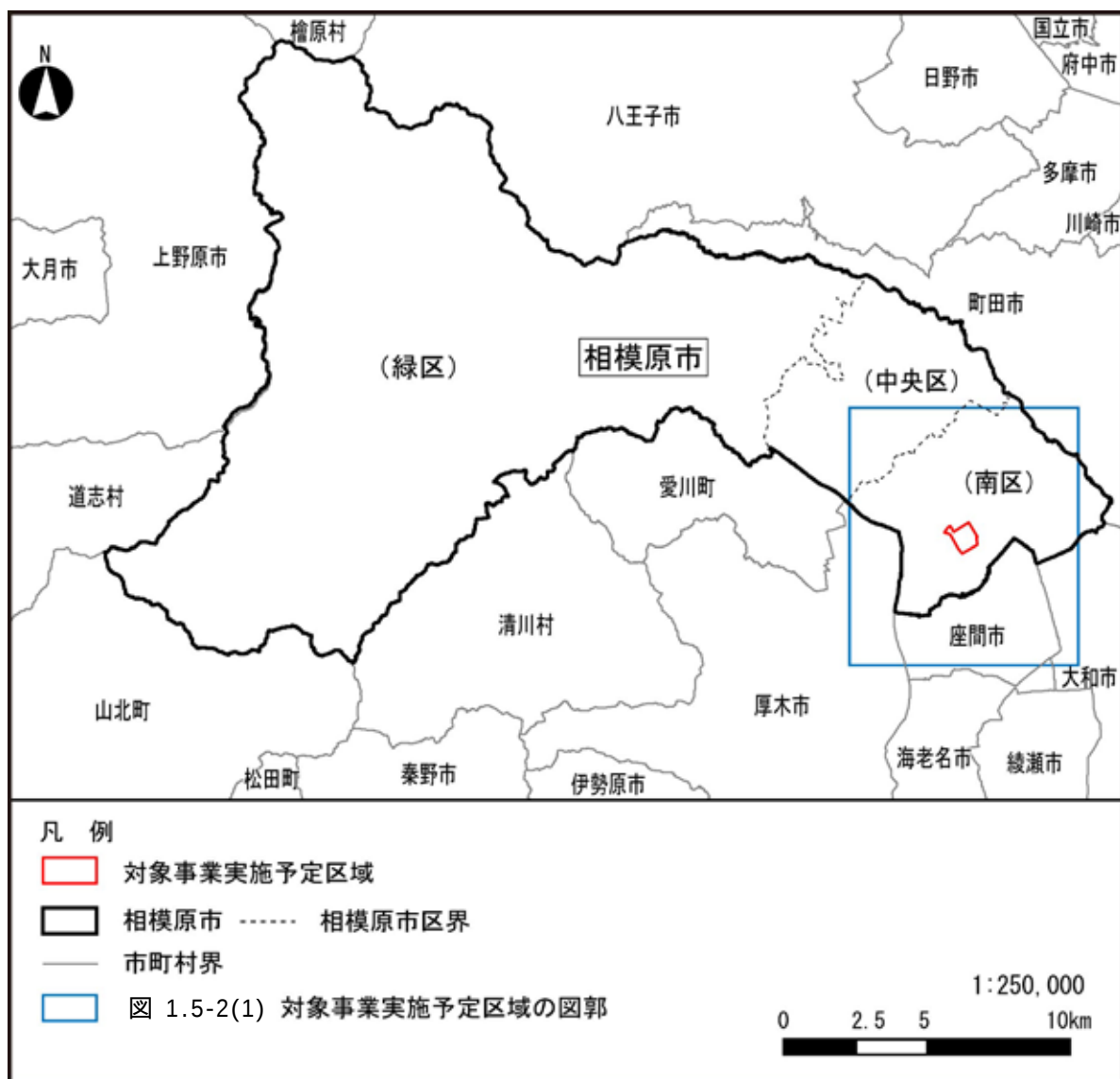


図 1.5-1 対象事業実施予定区域位置図



図 1.5-2(1) 対象事業実施予定区域位置図（広域）

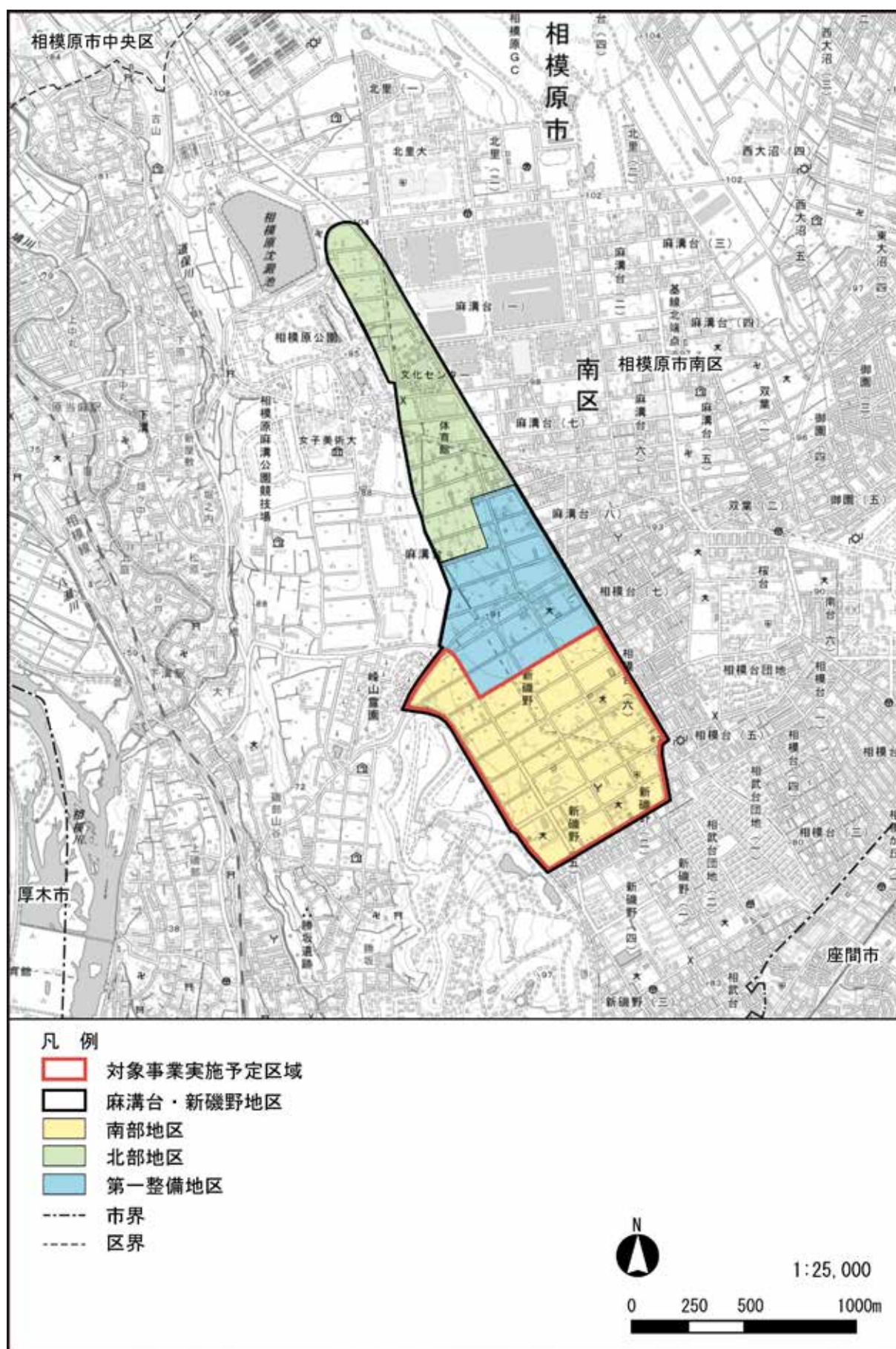


図 1.5-2(2) 対象事業実施予定区域位置図



図 1.5-2(3) 対象事業実施予定区域位置図（空中写真）

1.6 都市計画対象事業の目的及び内容

1.6.1 都市計画対象事業の目的

本事業は、地域特性を生かした産業・みどり・文化・生活などが融合した「新たな都市づくりの拠点」や、相模原市内外の産業需要を支える「新たな産業創出の拠点」の形成を図ることを目的として土地区画整理事業により都市基盤整備を行う事業である。

1.6.2 関連計画

本事業は、「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～」（令和２年３月、相模原市）「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「相模原市都市計画マスタープラン」（令和２年３月、相模原市）を踏まえ、これらとの整合を図りながら計画の検討を行っている。

相模原市の計画の体系を図 1.6-1 に示す。

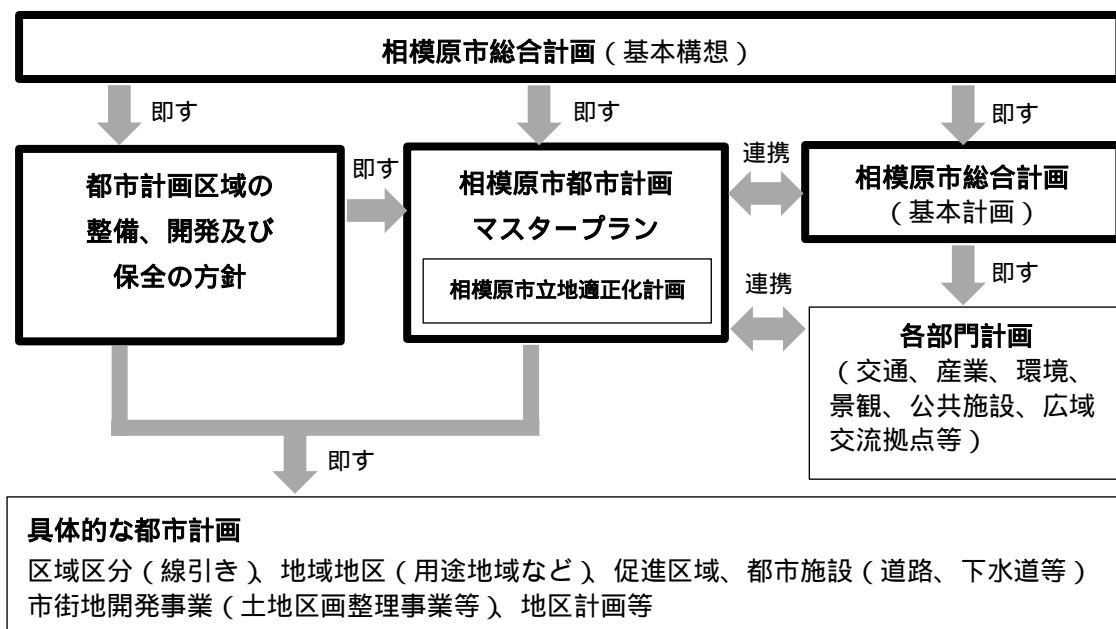


図 1.6-1 関連する計画の体系

(1) 未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～

「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～」(以下「総合計画」という。)は、全ての市民が安全に安心して暮らせる持続可能な社会を次代に引き継いでいくため、計画的なまちづくりを進める指針を明らかにするもので、市政運営の最も基本となる計画であり、市政全般の政策・施策・事業の方向性を定めている。

総合計画は図 1.6-2 に示す、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成となっており、「基本構想」は、概ね20年後の本市の将来像や目指すまちの姿を定めたものである。「基本計画」は「基本構想」を実現するための施策を定めており、計画期間は令和2年度から令和9年度の8年間である。「実施計画」では、「基本計画」を推進するための具体的な事業計画について定めている。

「基本構想」の「政策9 活力と魅力あふれる都市をつくります」では、人口減少や超高齢化が進む中でも快適で持続可能なまちをつくるために、地域の特性や首都圏中央連絡自動車道・リニア中央新幹線などの広域交通をまちづくりに活かし、更なる活力と魅力を生み出すことが求められていることを背景に、産業と住環境の調和、自然や緑の保全、生活施設の充実、交通ネットワークの整備、多様な機能を持つ拠点の形成などを進めていくことを定めている。

また、「基本計画」の「施策24 市街地整備の推進と拠点の形成・活性化」では、地域コミュニティが希薄化する中で、より多くの人や企業に選ばれるよう、地域の特性を生かして住み、働き、生活する場を形成することや、質の高い市民生活を確保していくために、日常生活を支える機能の集積を図ることにより利便性が高く安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるほか、産業用地などを整備することで、新たな拠点の形成を進める必要があるとしている。こうしたことを背景に、取組の方向として、「産業を中心とした新たな拠点の形成」を掲げており、対象事業実施予定区域を含む首都圏中央連絡自動車道インターチェンジ周辺地区などにおいて、新たな産業用地や居住の場などの整備による複合的なまちづくりや多様な地域資源を生かした新たな拠点の形成を進めることとしている。

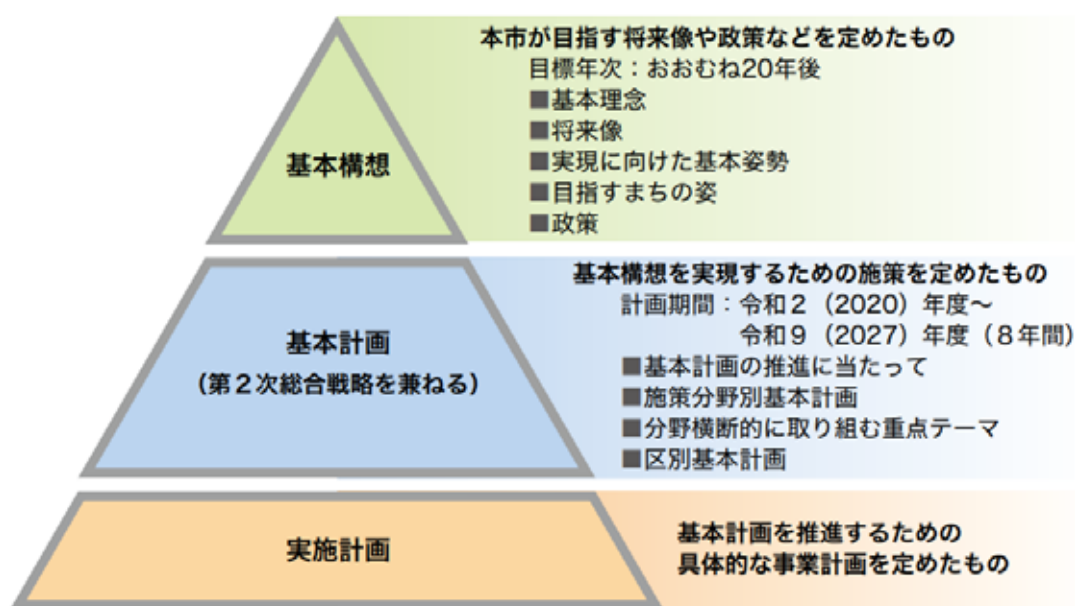


図 1.6-2 総合計画の構成

(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「整開保」という。)は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第6条の2の規定に基づき、都市計画区域を対象とした将来の都市づくりの方向性を示すものであり、平成28年度に告示された第7回線引き見直しでは、見直し目標年次として、基準年次を平成22年、目標年次を平成37年(令和7年)としている。

土地利用の方針では、「麻溝台・新磯野地区(約98.6ha)」については、工業・流通業務地及び住宅地として、計画的市街地整備を予定しており、その事業の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。」としている。

なお、令和7年度に第8回線引き見直しの告示を予定しており、見直し目標年次として、基準年次を令和2年、目標年次を令和17年としている。第8回線引き見直しにおける「整開保」での、土地利用の方針では、「麻溝台・新磯野北部地区(約31.5ha)及び麻溝台・新磯野南部地区(約67.1ha)」については、工業・流通業務地として、計画的な市街地整備を予定しており、その事業の見通しが明らかになった段階で良好な市街地環境の確保のため地区計画を定めるとともに、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。」としている。

(3) 相模原市都市計画マスタープラン

「相模原市都市計画マスタープラン」は、人口減少・超高齢化などの社会情勢や、それに伴う環境の変化など本市を取り巻く状況が大きく変化している中、おおむね20年後の目指すべき相模原市の将来像とその実現に向け、「社会情勢等の変化に柔軟に適応した集約連携型のまち」を目指して、「相模原市立地適正化計画」(令和2年3月、相模原市)と合わせて策定したものである。

本計画は、将来都市構造や土地利用、交通体系などの都市づくりの方針を定めた「全体構想」と、各区の特性に応じた都市づくりの方針を定めた「区別構想」などで構成している。

土地利用の方針では、「麻溝台・新磯野地区」については、新たな都市づくりの拠点として、周辺の環境に配慮しながら都市基盤の整備を図るとともに、産業用地の創出や良質な住宅の供給に向けた土地利用の転換を図ることを示している。

1.6.3 都市計画対象事業の経緯

本事業の経緯を、表 1.6-1 に示す。

表 1.6-1(1) 本事業の経緯

時期	主な経緯
昭和 45 年度	昭和 45 年 6 月に相模原都市計画区域が市街化区域と市街化調整区域に区分され、対象事業実施予定区域は市街化調整区域に区分される。 農地転用や耕作放棄地の増加による荒廃化が課題となっていた。
平成 8 年度	平成 9 年 3 月の第 4 回線引き見直し ^{注1} （県告示）の「整開保」において、麻溝台・新磯野地区（約 134ha）が「特定保留区域 ^{注2} 」として設定される。
平成 10 年度	平成 11 年 3 月に、麻溝台・新磯野地区が首都圏中央連絡自動車道の相模原愛川インターチェンジに近接しているという立地特性を生かし、新たな都市づくりの拠点として「新世紀さがみはらプラン（相模原市 21 世紀総合計画）」及び「相模原市都市計画マスタープラン」において位置づけられる。
平成 13 年度	平成 13 年 11 月の第 5 回線引き見直し（県告示）の「整開保」において、麻溝台・新磯野地区（約 134ha）が「特定保留区域」として再設定される。 平成 14 年 1 月に、麻溝台・新磯野地区全体を対象とした「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）及び「神奈川県環境影響評価条例」（昭和 55 年神奈川県条例第 36 号）に基づく環境影響評価方法書が告示される（事業の種類は土地区画整理事業、当時の都市計画決定権者は神奈川県、事業者は相模原市）。
平成 16 年度	平成 17 年 3 月に麻溝台・新磯野地区におけるまちづくりの基本方針を示した「麻溝台・新磯野タウン計画」が策定される。
平成 21 年度	平成 22 年 3 月の第 6 回線引き見直し（県告示）の「整開保」において、麻溝台・新磯野地区（約 136ha）が「特定保留区域」として再設定される。また、「整開保」期間内で全域市街化編入することを条件とした、特定保留区域の分割編入を容認する考えが県から示される。 同じく平成 22 年 3 月に、「新・相模原市総合計画」及び「相模原市都市計画マスタープラン」において、新たな都市づくりの拠点として、「麻溝台・新磯野地区」が再度位置づけられる。
平成 24 年度	平成 25 年 1 月の政策会議で、第一整備地区（約 38.1ha）の市施行による先行事業化方を承認及び決定された。また、対象事業実施予定区域について、民間活力を主体としたまちづくりを促進することとされ、以降、地区内に土地を所有する者（以下「地権者」という。）で構成するまちづくり研究会が、相模原市とともに事業手法等の検討を行った。
平成 25 年度	第一整備地区（約 38.1ha）のみ先行して事業化することにより、「環境影響評価法」及び「神奈川県環境影響評価条例」の手の要件を満たさなくなったため、平成 25 年 9 月に、環境影響評価対象事業の廃止を決定。
平成 26 年度	平成 26 年 5 月に第一整備地区を市街化区域に編入し、平成 26 年 9 月に魅力ある良好な市街地環境の形成を図ることを目的に「相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業」が市施行により事業化される。
平成 28 年度	平成 29 年 3 月の第 7 回線引き見直し（市告示）の「整開保」において、麻溝台・新磯野地区（約 98.6ha）が特定保留区域に再設定される（第一整備地区を除く地区について再設定）。
令和元年度	令和 2 年 3 月に「未来へつなぐさがみはらプラン（相模原市総合計画）」で、対象事業実施予定区域を含む地区において、「産業を中心とした新たな拠点の形成」を進めると位置づけられる。また、「相模原市都市計画マスタープラン」で、麻溝台・新磯野地区において、新たな都市づくりの拠点として、周辺の環境に配慮しながら都市基盤の整備を図るとともに、産業用地の創出や良質な住宅の供給に向けた土地利用の転換を図ることが示される。
令和 3 年度	令和 3 年 10 月の戦略会議で今後の社会経済情勢の変化を踏まえ、麻溝台・新磯野地区（約 98.6ha）の土地利用方針（案）を産業系ゾーンとして見直し、第 8 回線引き見直しにおいて特定保留区域への再設定に向け取り組むことが庁内で承認される。

表 1.6-1(2) 本事業の経緯

時期	主な経緯
令和 4 年度	令和 5 年 1 月～3 月に、市により北部地区（約 31.5ha）及び南部地区（約 67.1ha）の事業化に向けたサウンディング型市場調査が実施される。
令和 5 年度	令和 6 年 1 月に、土地区画整理事業の事業実施に向けた調査や検討の段階から、豊富な経験とノウハウを持つ民間企業が参画することにより、より実現性の高い事業計画を検討することを目的として、事業化に向けた検討を行う地権者組織（麻溝台・新磯野南部地区まちづくり研究会役員会）により、プロポーザル方式にて、将来的に本事業の業務代行者となることを前提とした南部地区（約 67.1ha）の事業検討パートナー候補者としてグッドマンジャパングループが選定される。
令和 6 年度	令和 6 年 2 月～8 月に行った事業の提案内容を実現化するためのまちづくり事業の推進に係るアンケート調査の結果、賛同が得られたため、グッドマンジャパングループが南部地区（約 67.1ha）事業検討パートナーとなる。 令和 6 年 11 月に、将来的な土地区画整理の事業認可を目指して土地区画整理準備組合を設立することを目的に、南部地区（約 67.1ha）における土地区画整理事業の事業化を検討する土地区画整理準備委員会が設立される。
令和 7 年度	令和 7 年度中に告示予定の第 8 回線引き見直しの「整開保」において、北部地区（約 31.5ha）及び南部地区（約 67.1ha）が特定保留区域に設定される予定。
～ 将来	本事業は、都市計画事業として実施することから、市街化区域への編入等と合わせ、土地区画整理事業についても都市計画決定を行う。 今後、地権者の仮同意を得て土地区画整理準備組合が設立され、その後さらに、土地区画整理事業の事業計画及び定款について、地区内の宅地所有者及び借地権者の 3 分の 2 以上、面積の 3 分の 2 以上の同意を得て、市の認可を受け土地区画整理組合が設立される予定であり、現在、令和 11 年 3 月の事業認可及び組合設立を目指し、検討を進めている。

注) 1: 人口や産業等おおむね 10 年後の将来予測を基に、区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）を始め、都市計画の基本的な方針を定める「整開保」等について見直すもの。

2: 土地区画整理事業等の計画的な市街地整備の見通しが明らかであり、農林漁業との必要な調整を終了した区域を市街化区域に編入できる区域。

1.6.4 都市計画対象事業の内容

都市計画対象事業の内容は、表 1.6-2 に示すとおりである。

本事業は土地区画整理事業により、産業用地の確保、道路・公園の整備、上下水道・排水施設等の都市基盤の整備を行うものである。

土地の用途は、相模原愛川インターチェンジからのアクセスや隣接する麻溝台工業団地との連続性を考慮し、主に産業系の用途を予定している。また、住宅、公園・緑地等の用地についても確保する予定であるが、具体の配置等については現在検討を行っているところである。

なお、上物施設の整備及び整備される施設の供用に係る事業は、本事業の対象外である。

表 1.6-2 事業の内容

事業の種類	土地区画整理事業
対象事業実施予定区域	約 67.1ha
用途地域（予定）	準工業地域、工業地域、工業専用地域 ^{注）1}
用途（予定）	主に産業用途。住宅（既存住宅地規模に相当する用地を確保する予定。） 学校、公園・緑道等、調整池、道路等。
工事期間（予定）	令和 11 年～令和 16 年
事業完了時期（予定）	令和 17 年 ^{注）2}
工事中の雨水排水	仮設沈砂池を設置し、既設の公共下水道（雨水）に接続し、鳩川及び目久尻川へ放流する予定。放流場所は図 1.6-3 参照。
工事完了後の雨水排水	調整池を設置し、既設の公共下水道（雨水）に接続し、鳩川及び目久尻川へ放流する予定。放流場所は図 1.6-3 参照。

注）1: 現在は市街化調整区域であるが、市街化区域編入と同時期に用途地域が指定される。

2: 工事完了後に換地により発生した清算金の処理を行うため、工事期間と事業完了時期は一致しない。

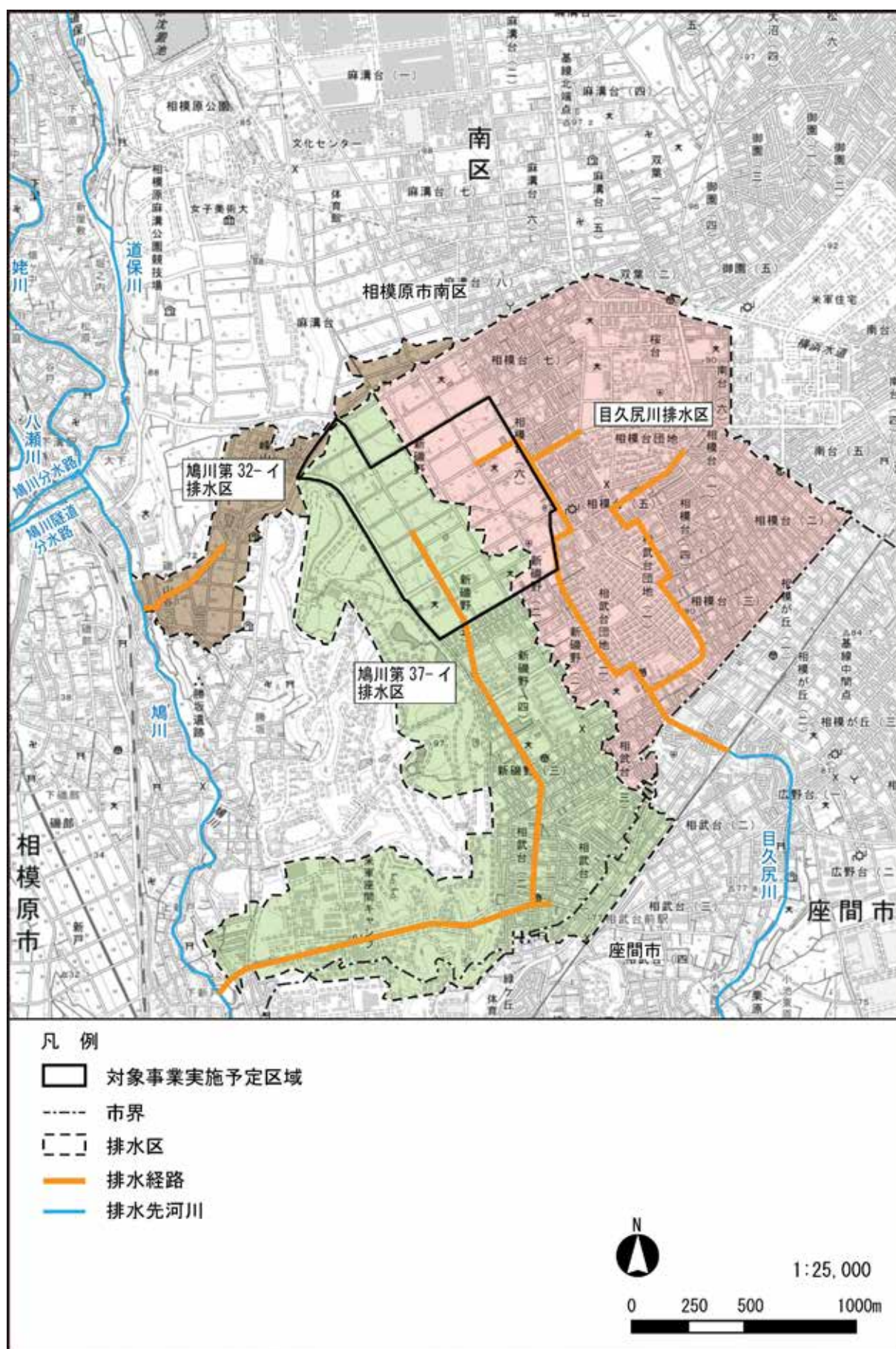


図 1.6-3 雨水排水経路

1.6.5 事業計画の複数案について

「相模原市環境影響評価技術指針」(平成 27 年 7 月、相模原市)によると、配慮書における事業計画の複数案の検討について、「対象事業に係る位置・規模又は配置・構造に関する適切な複数案を設定することを基本とする。」とされている。

本事業は、平成 9 年 3 月に麻溝台・新磯野地区全体で「整開保」において特定保留区域に位置づけられて以降、これまで市と市民との協働により土地区画整理事業の事業化に向け取り組んで来た。平成 26 年度に第一整備地区が市街化編入された以降も、南部地区全体での事業化に向けた検討が地権者組織において進められ、平成 29 年 3 月の第 7 回線引き見直しでも南部地区を含む麻溝台・新磯野地区は特定保留区域に設定されており、現在も事業化に向けた取り組みが進められている。また、令和 7 年度中に予定されている第 8 回線引き見直しにおける特定保留区域再設定に向けた事業賛同調査においても、一定の賛同が得られており、南部地区全体での事業化に向け、機運が高まっている。以上より、南部地区全体での事業化に向けた検討が進められていること、「整開保」において特定保留区域に設定されていることから、事業計画の「位置」、「規模」の複数案は設定できない。

次に、「配置・構造」に関する複数案に着目する。土地区画整理事業の「配置」に関する複数案として、住居や産業用途など、区画ごとに定められた土地利用の配置を複数として設定する案が考えられるが、本事業では、対象事業実施予定区域の区画の多くを産業用途が占める計画であり、「配置」の違いによる土地利用形態の違いは乏しい。また、「構造」については、本事業は土地区画整理事業であり、主に平面的な土地の基盤整備を行うものであることから、「構造」にも大きな差異は生じないと考えられる。

工事中の影響についても、本事業は主に平面的な土地の基盤整備を行うものであることから、造成の内容に大きな差異は生じないと考えられる。工事中の雨水排水は、沈砂池を設けて濁水の処理を行ったのち、既存の下水管に接続して放流することから、環境影響に差異は生じないと考えられる。また、本事業は上物の建築は対象としていないため、工事完了後の雨水排水の処理等の内容や方法に大きな差異はなく、環境影響に差は生じないものと考えられる。

以上より、本事業では適切な複数案を設定することが難しく、単一案での環境への配慮を検討することとし、具体的には、重大な環境影響があると考えられる評価項目について、実行可能な範囲内で環境影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価することとした。

今後、区画街路、下水道等の都市基盤に係る計画や、具体的な土地利用用途等の考え方については、環境影響の回避、低減が図られるような視点に配慮しつつ熟度を高めていく予定である。

本配慮書作成時点での土地用途図(案)は、図 1.6-4 に示すとおりである。

第2章 都市計画対象事業を実施しようとする区域及びその周囲の概況

都市計画対象事業を実施しようとする区域(対象事業実施予定区域)及びその周囲の概況は、図 2-1 に示す範囲(以下「調査区域」という。)を基本として把握した。

なお、出典元の統計情報が行政区分でまとめられている人口、産業の状況等は、調査区域を含む相模原市及び座間市(以下「調査対象地域」という。)に関する情報を整理した。また、動物等に関する文献資料のうち出典元の統計情報が 2 次メッシュ^{注)}でまとめられているものは、調査区域を含む「原町田」及び「座間」の 2 つの 2 次メッシュ(以下「調査対象 2 次メッシュ」という。)に関する情報を整理した。

地域の概況の作成に用いた資料は令和 7 年 5 月末の時点で入手可能な最新の資料とした。

注)「統計に用いる標準地域メッシュ及び標準地域メッシュコード」(昭 48.7.12 行政管理庁告示第 143 号)に基づく標準地域メッシュ・システムに基づくものであり、一定の経線、緯線で地域を網の目状に区画する方法である。経度差 1 度、緯度差 40 分で区画された範囲を 1 次メッシュとし、1 次メッシュを縦横 8 等分したものが 2 次メッシュである。

2 次メッシュは 1 / 2.5 万地形図の図郭割の範囲に該当し、約 10×10km である。

(環境省 自然環境局 生物多様性センターHP から引用・作成)

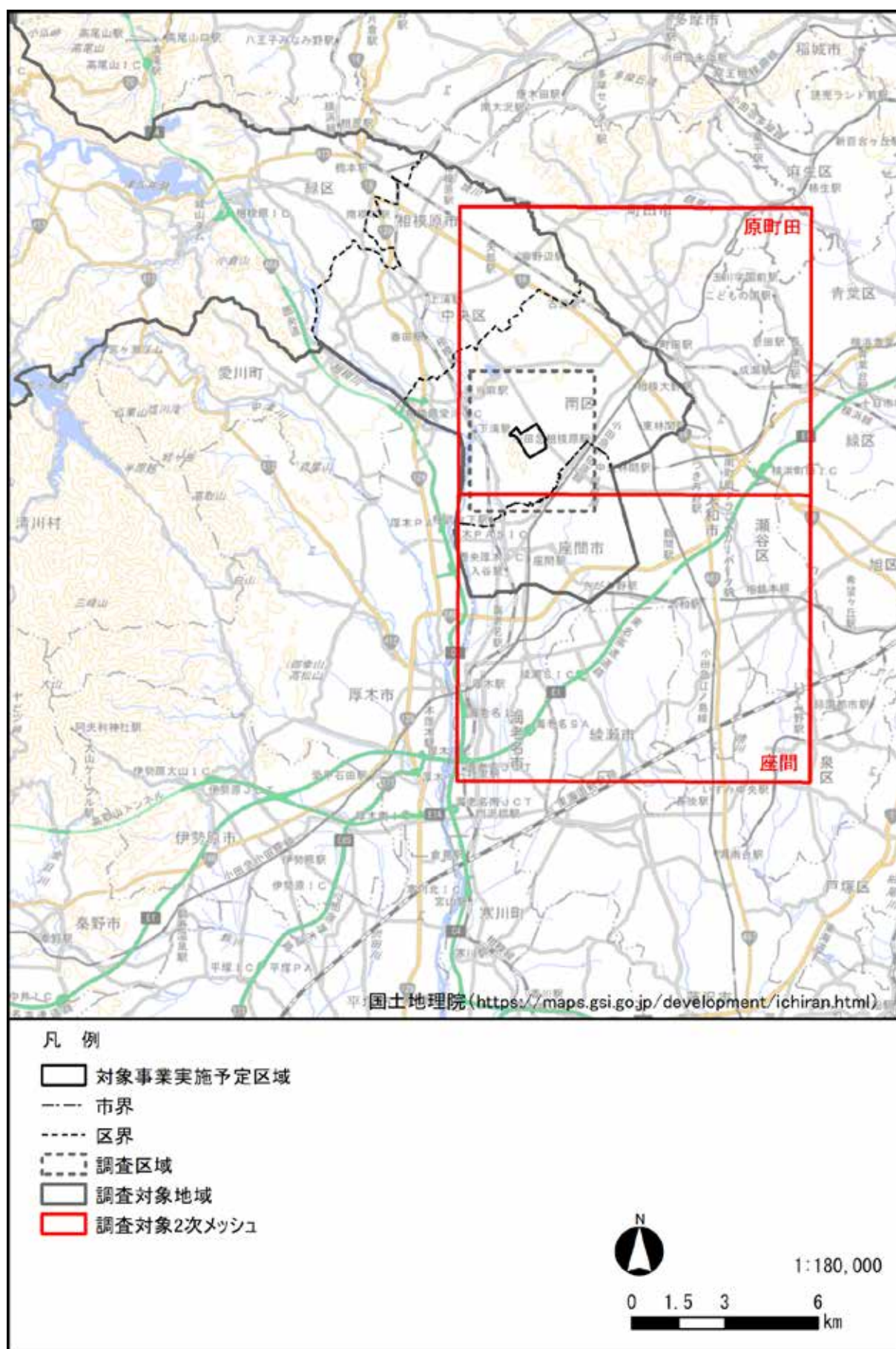


図 2-1 調査区域範囲図

2.1 自然的状況

2.1.1 気象の状況

対象事業実施予定区域の中心から北西約 7km に位置する相模原市消防局（中央区中央 2-2-15、図 2.1-1 参照）における令和 2 年～令和 6 年の気象状況は、表 2.1-1 に示すとおりである。

令和 6 年における平均気温は 17.4 、相対湿度 67.7%、降水総量 2,144.0mm、平均風速 3.1m/s、平均風向は南となっている。

なお、調査区域内に気象観測所はない。

表 2.1-1 気象の状況

年別月別	気温					相対湿度	降水量	風			
	平均 ()	最高		最低				平均 (%)	総数 (mm)	平均風速 (m/s)	平均風向
		平均 ()	極最高 ()	平均 ()	極最低 ()						
令和2年	16.4	20.6	37.7	12.8	-2.6	74.4	1,751.0	3.0	南		
令和3年	16.4	20.8	39.4	12.7	-1.9	68.9	1,924.0	3.0	南		
令和4年	16.3	20.7	37.6	12.7	-3.2	63.9	1,637.5	3.0	南		
令和5年	17.4	21.9	39.2	13.6	-4.1	63.1	1,445.0	3.1	南		
令和6年	17.4	21.9	39.3	13.6	-1.0	67.7	2,144.0	3.1	南		
1月	6.8	11.4	16.0	2.6	-1.0	50.0	47.5	2.9	西北西		
2月	7.7	11.7	22.7	4.0	0.5	62.4	88.5	3.1	北		
3月	9.3	14.0	29.2	4.7	0.6	56.3	257.5	3.4	北		
4月	16.7	21.1	28.1	12.8	6.7	69.4	136.0	2.8	南		
5月	19.6	24.1	29.2	15.4	9.7	69.0	199.5	4.0	南		
6月	22.9	27.5	34.7	19.4	15.2	75.5	328.5	3.1	南		
7月	29.1	34.0	39.3	25.4	22.0	73.7	79.0	2.7	南		
8月	29.0	33.7	36.5	25.1	23.2	78.3	610.0	3.3	南		
9月	26.5	30.8	36.3	23.3	18.5	78.6	78.0	3.1	南		
10月	20.3	23.9	31.3	17.1	11.2	79.0	213.0	2.7	西北西		
11月	13.5	17.2	23.8	10.1	5.0	68.4	106.5	2.7	西北西		
12月	7.6	12.6	17.8	3.2	0.1	51.8	0.0	2.8	西北西		

出典：「令和 6 年版統計書」（令和 7 年 3 月、相模原市）

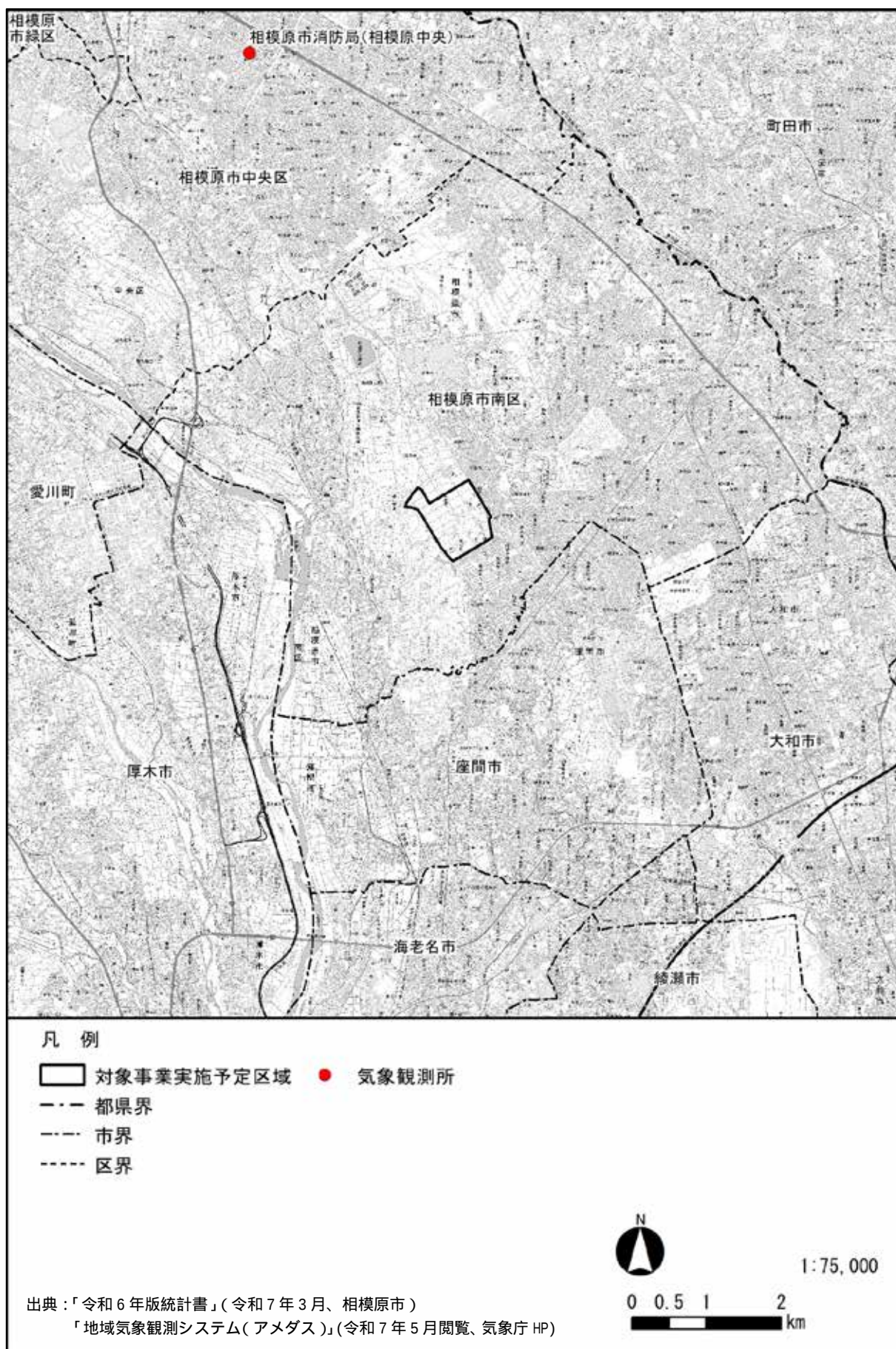


図 2.1-1 気象観測所位置図

2.1.2 地象の状況

(1) 地形

調査区域の地形の状況は、図 2.1-2 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域は、主に段丘地形(武蔵野段丘面群)である。

対象事業実施予定区域周辺の地形は、北側、東側及び南側は主に段丘地形(武蔵野段丘面群)であり、人工地形(平坦化地)も分布している。また、北西側には主に一般山地(急斜面)に囲まれた低地の一般面(谷底平野)等の沢地形が分布し、その背後には段丘地形(立川段丘面群及び武蔵野段丘面群)が広がっている。さらに、西側には人工地形(平坦地化)、一般山地(山麓緩斜面)及び段丘地形(多摩段丘面群)が入り組んで分布している。

(2) 地質

調査区域の表層地質の状況は、図 2.1-3 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域の表層地質は、主に軽石・スコリア層を挟む火山灰層からなる武蔵野ローム層であり、一部に地層岩体が異なる相模層群 多摩ローム相当層が分布している。

対象事業実施予定区域周辺の表層地質は、主に軽石・スコリア層を挟む火山灰層からなる武蔵野ローム層であり、西側には軽石・スコリア層を挟む相模層群 多摩ローム相当層が分布し、埋立て土からなる盛土・埋土や泥を主とし砂を含む沖積層が沢地形沿いに点在している。また、鳩川及び道保川等の相模川水系の河川には、河道周辺に泥を主とし砂を含む沖積層、その背後にスコリアを含む火山灰層からなる立川ローム層が広がり、一部に礫・砂からなる新期段丘層及び礫を主とし砂・泥を挟む相模層群 下部から上部多摩ローム相当層(水域層)が線状に分布している。加えて、南西側の相模川周辺には、砂・礫を主とし泥を含む沖積層、その背後には泥を主とし砂を含む沖積層、一部に埋立て土からなる盛土・埋土が分布している。

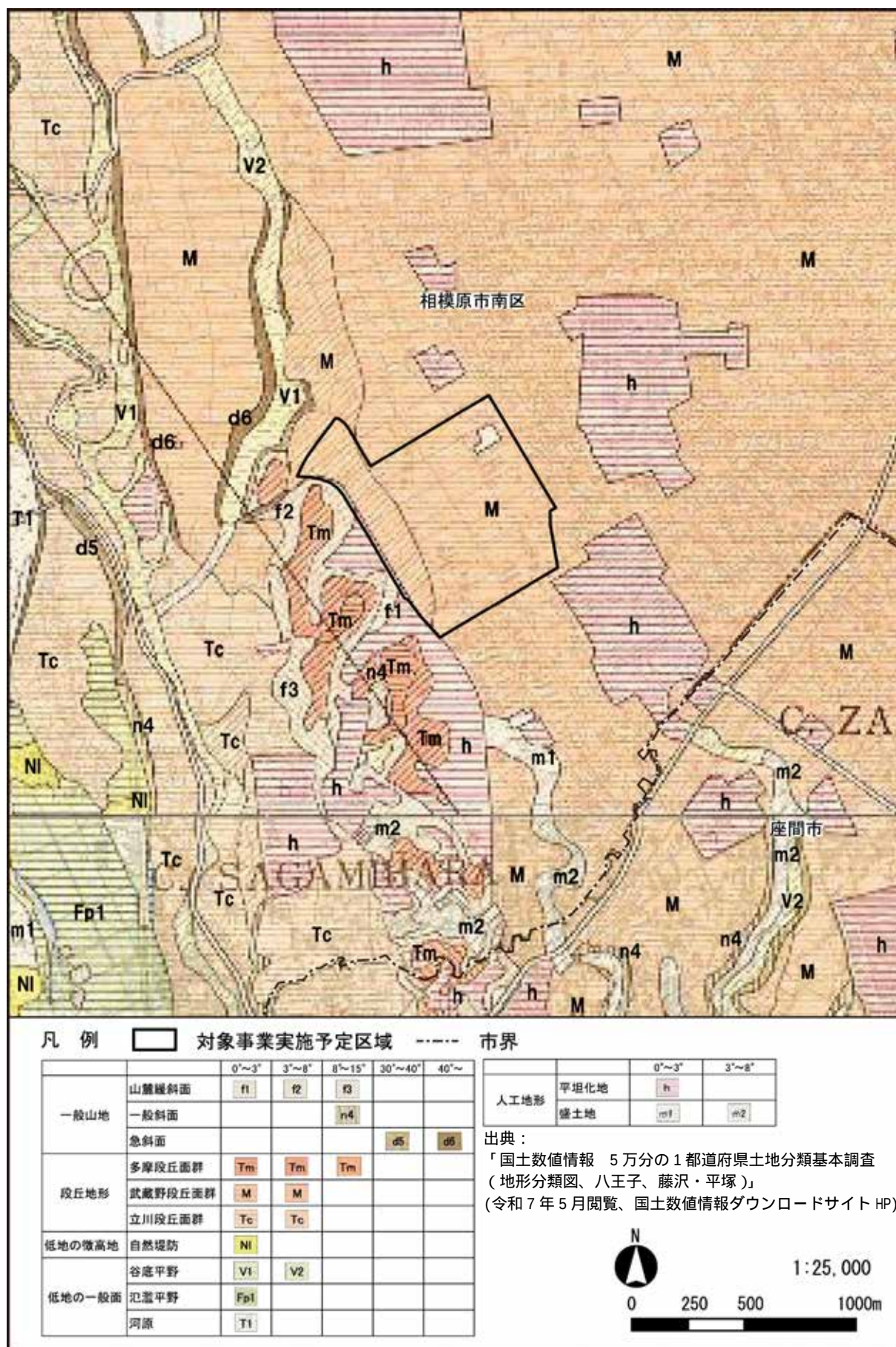


図 2.1-2 地形分類図

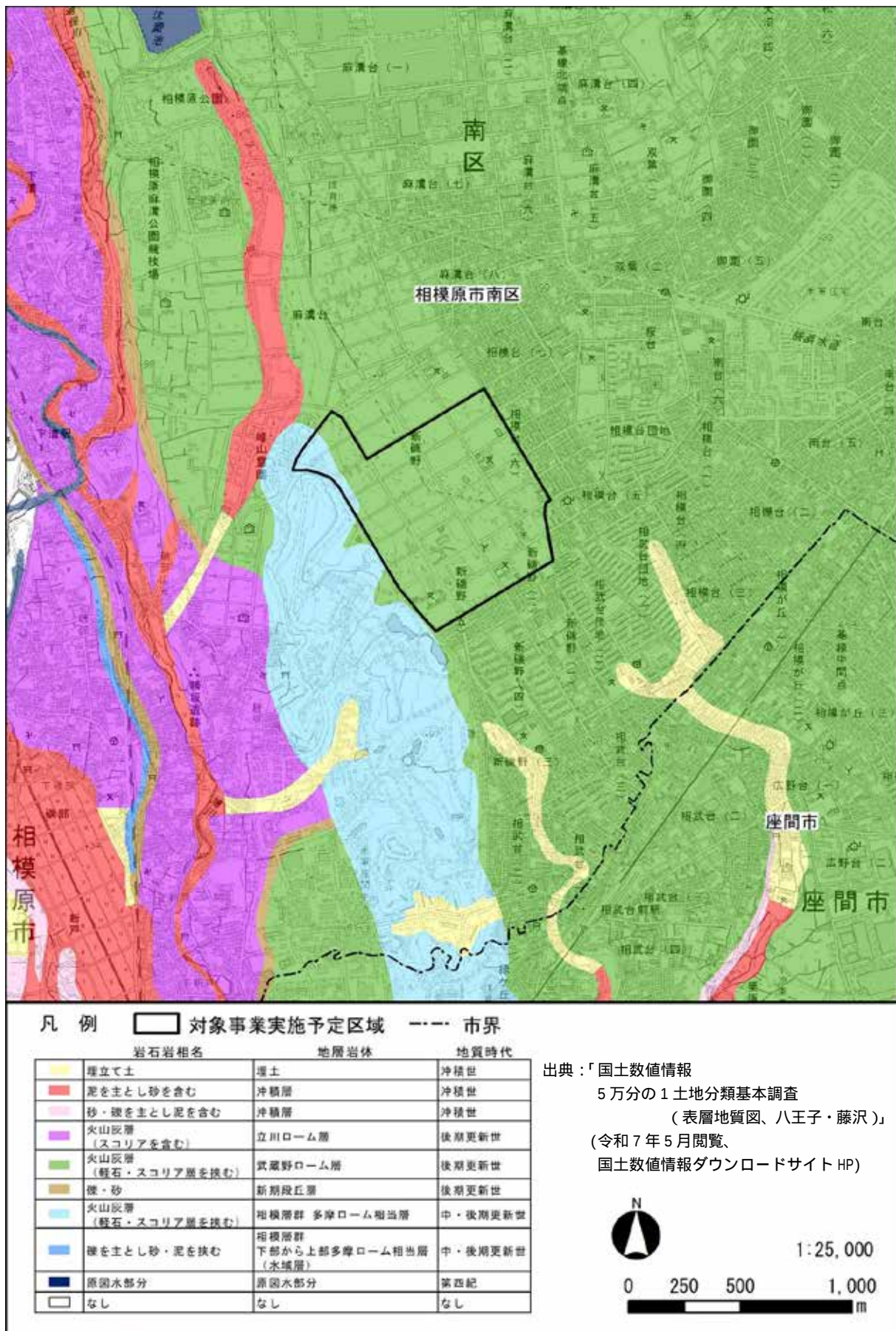


図 2.1-3 表層地質図

(3) 重要な地形・地質

調査区域の重要な地形・地質の状況は、表 2.1-2 及び図 2.1-4 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域の一部には、重要な地形として、「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」が存在する。

調査区域には、「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」等が存在する。なお、調査区域に、地形・地質に係る天然記念物は存在しない。

表 2.1-2 重要な地形・地質

番号	名称	区分等	出典
1	相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群	自然景観資源（河成段丘）	
2	相模川中流部	ランク：C(現在著しく破壊されつつある地形) カテゴリー：（河川をつくる地形） 選定基準：（日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形） （多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形）	
3	相模川（上野原、八王子）相模原段丘群	河岸段丘及び段丘崖	

注）表中の番号は、図 2.1-4 中の番号に対応する。

出典： 「第3回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）

「日本の地形レッドデータブック 第2集-保存すべき地形-」（平成14年、（株）古今書院）

「日本の典型地形について」（令和7年5月閲覧、国土地理院 HP）

2.1.3 水象の状況

(1) 河川の位置・流域

調査区域の主な河川は、表 2.1-3 及び図 2.1-5 に示すとおりである。

調査区域の主な河川としては、相模川水系の目久尻川、鳩川、鳩川分水路、鳩川隧道分水路、道保川、八瀬川及び姥川が挙げられる。

表 2.1-3 河川の状況

河川区分	水系名	河川名	延長 (m)	流域面積 (km ²)
一級河川	相模川	目久尻川	19,850	34.27
		鳩川	14,250	54.21
		鳩川分水路	230	-
		鳩川隧道分水路	260	-
		道保川	2,400	7.30
準用河川		八瀬川	5,000	5.22
		姥川	6,500	10.85

出典：「令和4年度土地統計資料集」(令和7年5月閲覧、神奈川県 HP)

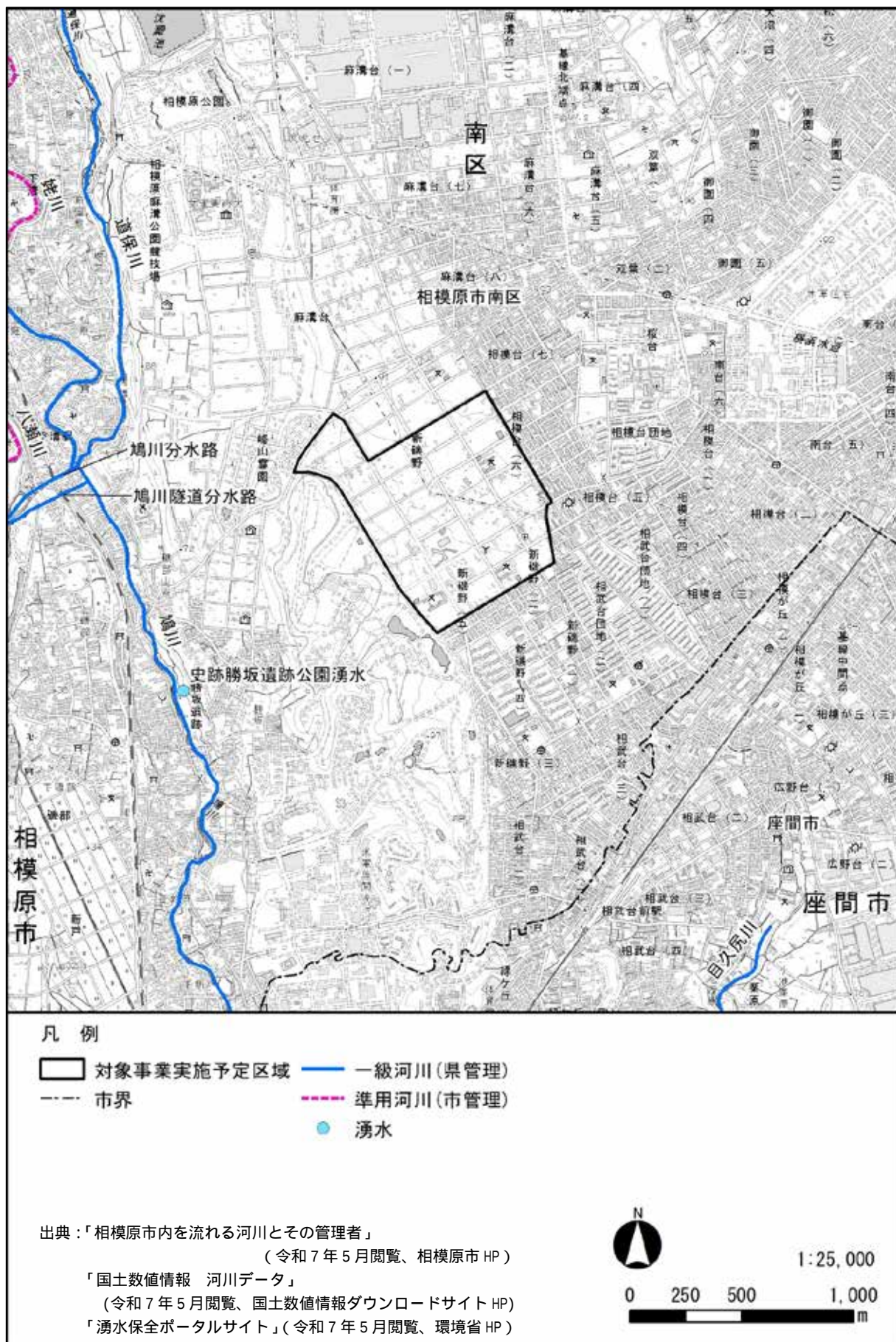
「相模原市内を流れる河川とその管理者」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)

(2) 地下水及び湧水の状況

調査区域の代表的な湧水は、図 2.1-5 に示すとおりである。

調査区域においては「湧水保全ポータルサイト」(令和7年5月閲覧、環境省 HP)の代表的な湧水のうち、史跡勝坂遺跡公園湧水がある。

なお、昭和60年に選定された「名水百選」、平成20年に選定された「平成の名水百選」の指定はない。



2.1.4 植物、動物の状況

(1) 植物の生育及び分布、植生

調査区域における植物相の状況を把握するため、表 2.1-4 に示す植物相に係る文献を整理した。

表 2.1-4 文献その他の資料（植物）

No	文献その他資料名	出典・編集者	発行年 閲覧時期	対 象 データ の範囲
1	神奈川県レッドデータブック 2022 植物編	神奈川県環境農政局 緑政部自然環境保全課	令和 4 年 3 月	調査対象地域
2	相模原市史 自然編	相模原市	平成 21 年 5 月	相模原市
3	令和 5 年度 相模原市自然環境観察員制度 年次報告書	相模原市 HP	令和 6 年 7 月	相模原市
4	相模原市の生物 希少な生物	相模原市 HP	令和 7 年 5 月閲覧	相模原市
5	相模原市の生物 外来種	相模原市 HP	令和 7 年 5 月閲覧	相模原市
6	座間市の動物：座間市動物調査報告書	座間市教育委員会	平成 5 年 3 月	座間市

注）調査対象地域の範囲は前掲図 2-1（p.2-2）に示す。

1) 植物の重要な種

植物の重要な種は、表 2.1-4 の文献で確認された種について、表 2.1-5 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。また、対象とする重要種は、表 2.1-5 の 、 に示すカテゴリーの絶滅（EX）及び野生絶滅（EW）以外とした。

表 2.1-5 植物の重要な種の選定基準

No.	選定基準	カテゴリー
	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号） 「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号） 「相模原市文化財の保存及び活用に関する条例」 （平成 12 年相模原市条例第 27 号） 「座間市文化財保護条例」（昭和 53 年日座間市条例第 13 号）	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 市天：相模原市天然記念物 座間市天然記念物
	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 （平成 4 年法律第 75 号）	国際：国際希少野生動植物 国内：国内希少野生動植物
	「環境省レッドリスト 2025」（令和 7 年 3 月、環境省）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 A 類 EN：絶滅危惧 B 類 VU：絶滅危惧 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
	「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」 （令和 4 年 3 月、神奈川県）	EX：絶滅 準絶：準絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 類 CR：絶滅危惧 A 類 EN：絶滅危惧 B 類 VU：絶滅危惧 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 注目：注目種

調査区域の植物の生育状況は、以降に示すとおりである。

文献により確認された植物は 144 科 1,101 種であり、そのうち、表 2.1-6 に示すとおり、重要な植物として 74 科 253 種が確認された。

表 2.1-6(1) 植物の重要な種一覧

No.	科名	種名	選定基準			
1	ヒカゲノカズラ	スギラン			VU	VU
2	イワヒバ	エゾノヒメクラマゴケ				EN
3	ミズニラ	ミズニラ			NT	VU
4	ハナヤスリ	シチトウハナワラビ				NT
5		ウスイハナワラビ				NT
6		コヒロハハナヤスリ				NT
7	マツバラン	マツバラン			NT	NT
8	コケシノブ	ヒメコケシノブ				NT
9	サンショウモ	オオアカウキクサ			EN	VU
10		サンショウモ			NT	CR
11	キジノオシダ	オオキジノオ				NT
12	ホングウシダ	ハマホラシノブ				EN
13	イノモトソウ	ヒメウラジロ			NT	VU
14	ナヨシダ	ウスヒメワラビ				EN
15	チャセンシダ	ヒメイワトラノオ				VU
16		ヤマドリトラノオ			CR	CR
17		チャセンシダ				VU
18		イヌチャセンシダ				VU
19	ヒメシダ	イブキシダ				CR
20		メニッコウシダ				CR
21	メシダ	ムクゲシケシダ				VU
22		コヒロハシケシダ				EN
23		ミドリワラビ				EN
24		オニヒカゲワラビ				VU
25	オシダ	シノブカグマ				EN
26		ミドリカナワラビ				VU
27		イヌイワिताチシダ				NT
28		ナガサキシダ				EN
29		ホソイノデ				EN
30	ウラボシ	カラクサシダ				NT
31	マツ	ハリモミ				VU
32		ゴヨウマツ				VU
33		コメツガ				EN
34	ヒノキ	ネズミサシ				NT
35	スイレン	コウホネ				CR
36	ウマノスズクサ	ウスバサイシン				EN
37	オモダカ	トウゴクヘラオモダカ			EN	CR
38		アギナシ			NT	CR
39	トチカガミ	ヤナギスブタ				CR
40		クロモ				EN
41		ヒロハトリゲモ			NT	NT
42		イトトリゲモ			NT	NT
43		ホッスモ				CR
44		トリゲモ			VU	CR
45		ミズオオバコ			NT	VU
46		セキショウモ				EN

表 2.1-6(2) 植物の重要な種一覧

No.	科名	種名	選定基準			
47	ヒルムシロ	ホソバミズヒキモ				EN
48		ササバモ				NT
49		リュウノヒゲモ			NT	VU
50	シュロソウ	クルマバツクバネソウ				CR
51		シュロソウ				VU
52	ユリ	カタクリ				VU
53		ヤマジノホトトギス				EN
54		アマナ				NT
55	ラン	シラン			NT	NT
56		エビネ			NT	NT
57		ナツエビネ			VU	EN
58		キンラン			NT	NT
59		ユウシュンラン			NT	EN
60		サガミラン			NT	NT
61		イチヨウラン				CR
62		ハコネラン			EN	EN
63		アオスズラン				VU
64		カモメラン			NT	CR
65		オノエラン				VU
66		シロテンマ			EN	EN
67		ベニシュスラン				NT
68		クロムヨウラン			VU	
69		ジガバチソウ				CR
70		ヒメフタバラン				VU
71		アオフタバラン				EN
72		ミヤマモジズリ				CR
73		ヨウラ克蘭				VU
74		ジンバイソウ				EN
75		オオバナオオヤマサギソウ			CR	CR
76		イイヌマムカゴ			EN	CR
77		ツレサギソウ				EN
78		ナガバノキソチドリ				CR
79		カヤラン				NT
80		ヒトツボクロ				VU
81	アヤメ	ノハナショウブ				EN
82	ヒガンバナ	ヒメニラ				EN
83		オオキツネノカミソリ				EN
84	クサスギカズラ	キジカクシ				VU
85		ユキザサ				NT
86		ヤマアマドコロ				NT
87	ガマ	ミクリ			NT	NT
88	イグサ	ヒメコウガイゼキショウ				VU
89		オカスズメノヒエ				CR
90	カヤツリグサ	イトテンツキ			NT	EN
91		マツバスゲ				VU
92		ヤガミスゲ				VU

表 2.1-6(3) 植物の重要な種一覧

No.	科名	種名	選定基準			
93	カヤツリグサ	アワボスゲ				EN
94		ヒメモエギスゲ				EN
95		クサスゲ				VU
96		ツルナシコアゼガヤツリ				VU
97		タチヒメクグ				VU
98		シロガヤツリ				VU
99		ヒメガヤツリ				EN
100		ハリイ				VU
101		スジヌマハリイ			VU	CR
102		シカクイ				NT
103		コアゼテンツキ				EN
104		アゼテンツキ				VU
105		メアゼテンツキ				VU
106		タイワンヤマイ				CR
107		コマツカサススキ				EN
108	イネ	ハネガヤ				EN
109		コウヤザサ				EN
110		ホッスガヤ				NT
111		キタメヒシバ				NT
112		ミズタカモジグサ			VU	
113		スズメガヤ				VU
114		ヒメウキガヤ				CR
115		ハイチゴザサ				NT
116		ケカモノハシ				VU
117		ミノボロ				CR
118		ミチシバ				EN
119		チトセザサ				VU
120		ヨコハマダケ				EN
121		ハマヒエガエリ				VU
122		ミヤギザサ				EN
123		ケスズ				CR
124	マツモ	マツモ（狭義）				EN
125	ケシ	ヤマエンゴサク				NT
126		ヤマブキノソ				VU
127	メギ	ルイヨウボタン				VU
128	キンボウゲ	アズマレイジンソウ				EN
129		フクジュソウ				VU
130		アズマイチゲ				NT
131		レンゲショウマ				EN
132		リュウキンカ				EN
133		カザグルマ			NT	VU
134		オキナグサ			NT	EN
135		シギンカラマツ				VU
136		イワカラマツ			VU	EN
137		モミジカラマツ				CR
138	ボタン	ベニバナヤマシャクヤク			VU	EN

表 2.1-6(4) 植物の重要な種一覧

No.	科名	種名	選定基準			
139	スグリ	ヤシャビシャク			NT	VU
140		ザリコミ				EN
141	ユキノシタ	トリアシショウマ				VU
142	ベンケイソウ	アズマツメクサ			NT	VU
143		ミツバベンケイソウ				EN
144		アオベンケイ				CR
145		ツメレンゲ			NT	VU
146	マメ	ノアズキ				VU
147		レンリソウ				EN
148		イヌハギ			NT	VU
149	クロウメモドキ	ヨコグラノキ				NT
150		クロツバラ				CR
151	イラクサ	トキホコリ			NT	VU
152		ミヤマイラクサ				CR
153	バラ	ザイフリボク				EN
154		ヤブザクラ			EN	EN
155		エドヒガン				NT
156		オオダイコンソウ				VU
157		シウリザクラ				VU
158		ミツモトソウ				VU
159		ヒロハノカワラサイコ			VU	VU
160	カバノキ	タニガワハンノキ				DD
161	ウリ	ゴキツル				NT
162	スミレ	エゾアオイスミレ				VU
163		サクラスミレ				VU
164		ヒカゲスミレ				NT
165	フウロソウ	タチフウロ				EN
166		ミツバフウロ				VU
167	ミソハギ	ミズマツバ			NT	NT
168	アカバナ	ウシタキソウ				VU
169		ヒメアカバナ				EN
170		トダイアカバナ			VU	VU
171	アブラナ	コンロンソウ				EN
172	タデ	オオツルイタドリ				VU
173		ナガバナヤノネグサ				CR
174	ナデシコ	ワダソウ				EN
175		フシグロセンノウ				VU
176	ヒユ	ヤナギイノコヅチ				NT
177		カワラアカザ				CR
178		ミドリアカザ			CR	
179	アジサイ	ウメウツギ			VU	NT
180	サクラソウ	ノジトラノオ			VU	CR
181		ヌマトラノオ				VU
182		クサレダマ				VU
183		コイワザクラ			VU	VU
184		ナツツバキ				EN

表 2.1-6(5) 植物の重要な種一覧

No.	科名	種名	選定基準			
185	ツツジ	シャクジョウソウ				NT
186		サツキ				EN
187		ムラサキツリガネツツジ			EN	EN
188		コバノミツバツツジ				CR
189		ハコネコメツツジ			VU	VU
190		ナツハゼ				NT
191	アカネ	ヤブムグラ			VU	VU
192		ホソバノヨツバムグラ				VU
193	リンドウ	コケリンドウ				VU
194		ハナイカリ				VU
195		ホソバノツルリンドウ			VU	EN
196	キョウチクトウ	コイケマ				VU
197		フナバラソウ			NT	EN
198	ナス	ヤマホオズキ			VU	NT
199	ムラサキ	サウルリソウ				VU
200		ルリソウ				CR
201	モクセイ	ミヤマアオダモ				VU
202	オオバコ	サウトウガラシ				VU
203		シソクサ				VU
204		キクモ				NT
205		イヌノフグリ			NT	VU
206		ヒメトラノオ				CR
207		カワヂシャ			NT	
208		クガイソウ				CR
209		ゴマノハグサ			NT	CR
210		サツキヒナノウスツボ				EN
211	シソ	ツルカコソウ			VU	CR
212		カメバヒキオコシ				CR
213		キセワタ			VU	CR
214		ヤマジソ			NT	VU
215		ミゾコウジュ			NT	
216		ヒメナミキ				VU
217		カリガネソウ				VU
218	ハマウツボ	シオガマギク				VU
219		ヒキヨモギ				VU
220	タヌキモ	タヌキモ			NT	EN
221	キキョウ	フクシマシャジン				EN
222		バアソブ			VU	VU
223		キキョウ			NT	EN
224		ヒナギキョウ				VU
225	キク	ヤマハハコ				VU
226		カワラハハコ				VU
227		カワラノギク			EN	EN
228		ヨメナ				VU
229		ヒレアザミ				VU
230		オオガंकビソウ				EN

表 2.1-6(6) 植物の重要な種一覧

No.	科名	種名	選定基準			
231	キク	タカアザミ				EN
232		シドキヤマアザミ				VU
233		ハチオウジアザミ				VU
234		サワヒヨドリ				EN
235		カセンソウ				VU
236		ノニガナ				NT
237		カワラニガナ			NT	VU
238		メタカラコウ				EN
239		オオモミジガサ				EN
240		アキノハハコグサ			EN	CR
241		タカオヒゴタイ				VU
242		セイタカトウヒレン				CR
243		キオン				NT
244		ハバヤマボクチ				EN
245		コウリンカ			VU	EN
246		オカオグルマ				EN
247		サワオグルマ				CR
248	セリ	ハナビゼリ				EN
249		ミシマサイコ			VU	CR
250		ホタルサイコ				CR
251		セリモドキ				CR
252		イブキボウフウ				EN
253	スイカズラ	ナベナ				VU
計	74科	253種	0種	0種	68種	248種

注) 1: 選定基準の記号は、表 2.1-5に対応する。

2: 種名及び配列は、「令和6年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和6年10月、国土交通省)に準拠し、未掲載種は「維管束植物和名チェックリスト ver.1.10」(令和元年、JBIF)、「米倉浩司・梶田忠(2003-)「BG Plants 和名 - 学名インデックス」(YList) <http://ylist.info>) 及び原典の順に準拠した。

2) 植生

調査区域における現存植生の状況は、図 2.1-6 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域は、市街地及び緑の多い住宅地が広がっているほか、モザイク状に畑雑草群落が分布しており、オギ群集が点在している。一部に、放棄畑雑草群落及び果樹園が分布している。

調査区域の大部分には市街地が広がっており、緑の多い住宅地がモザイク状に分布している。また、南西側には、水田雑草群落が広がっている。

対象事業実施予定区域の周辺には、畑雑草群落やゴルフ場・芝地が広がり、クヌギ - コナラ群集やスギ・ヒノキ・サワラ植林、造成地等が分布している。また、鳩川及び道保川等の相模川水系の河川沿いには緑の多い住宅地が広がっており、道保川沿いを中心にシラカシ群集やクヌギ - コナラ群集等が分布している。

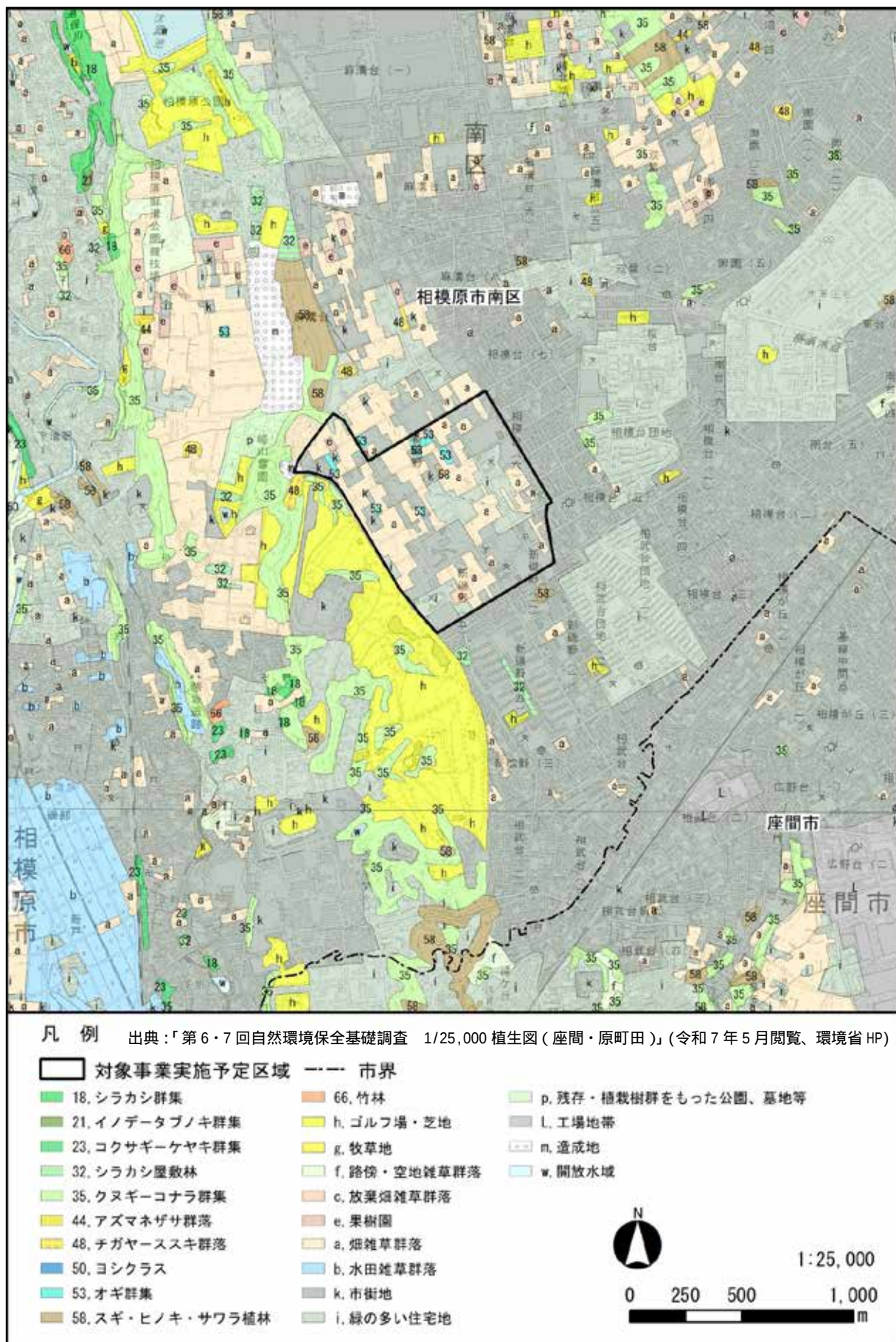


図 2.1-6 現存植生図

3) 巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木は、表 2.1-7、表 2.1-8 及び図 2.1-7 に示すとおりである。

調査区域において天然記念物（植物）及び特定植物群落は存在していない。

表 2.1-7 調査区域における巨樹・巨木林

番号	所在地	推定樹齢 (年)	樹種名	樹周 (cm)	樹高 (m)	通称・呼称
1	相模原市	-	サイカチ	312	19	-
2		-	ケヤキ	312	17	相模八幡宮のケヤキ
3		-	イチョウ	360	10	-
4		-	タブノキ	325	6	-
5		-	クスノキ	412	25	-

：かながわ名木100選では、平成13年に滅失。

注）表中の番号は、図 2.1-7 中の番号に対応する。

出典：「第6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（令和7年5月閲覧、環境省 HP）

表 2.1-8 調査区域における名木（神奈川県指定）

番号	所在地	推定樹齢 (年)	樹種名	樹周 (cm)	樹高 (m)	通称・呼称
6	相模原市	-	タブノキ	534	15.7	常福寺のしばの木

注）表中の番号は、図 2.1-7 中の番号に対応する。

出典：「かながわ名木100選」（令和7年5月閲覧、一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部 HP）

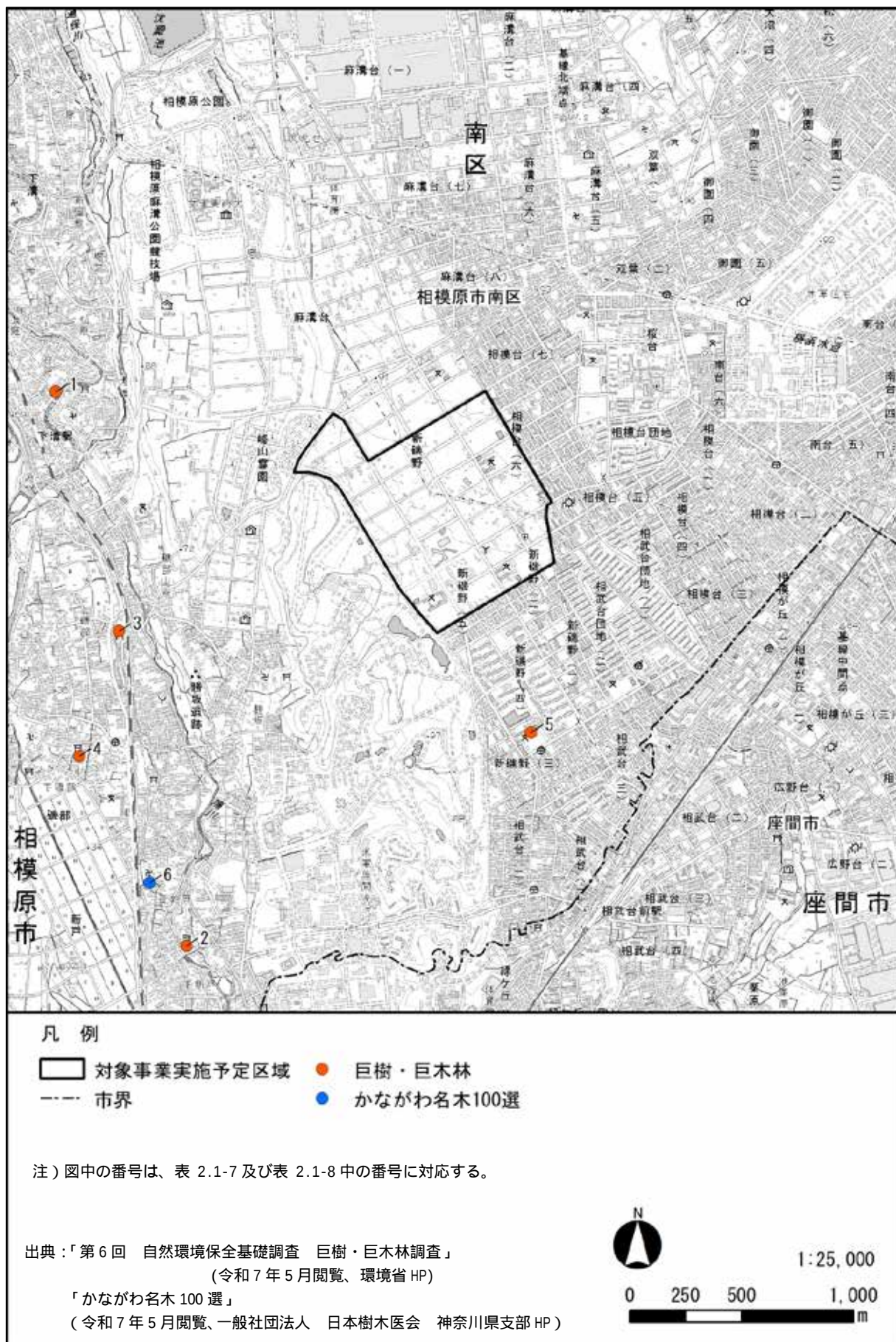


図 2.1-7 重要な植物等の分布図

(2) 動物の生息及び分布

調査区域における動物相の状況を把握するため、表 2.1-9 に示す動物相に係る文献を整理した。対象分類群ごとに整理した文献は、哺乳類関係文献 6 編、鳥類関係文献 13 編、爬虫類関係文献 4 編、両生類関係文献 4 編、昆虫類関係文献 4 編、魚類関係文献 5 編、底生動物関係文献 3 編である。

表 2.1-9 文献その他の資料（動物）

No	文献その他資料名	出典・編集者	発行年 閲覧時期	対象分類群							対 象 データ の範囲
				哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	魚類	底生動物	
1	神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006	神奈川県立生命の星・地球博物館	平成 18 年 7 月	○	○	○	○	○	○	○	調査対象地域
2	かながわの鳥と獣	神奈川県	平成 4 年 3 月	○	○						調査対象地域
3	かながわの鳥図鑑	神奈川県	平成 4 年 3 月		○						
4	神奈川県内河川の魚類	神奈川県	平成 26 年 3 月						○		調査区域及びその周辺の調査地点 ^{注)1}
5	神奈川県内河川の底生動物	神奈川県	平成 26 年 3 月							○	
6	生物多様性情報システム - 基礎調査データベース検索 - (第 2 回～第 6 回 自然環境保全基礎調査動物分布調査書)	生物多様性センターHP	令和 7 年 5 月 閲覧	○	○	○	○	○	○		調査対象 2 次メッシュ
7	環境アセスメントデータベース (EADAS)	環境省 HP	令和 7 年 5 月 閲覧	○	○						
8	神奈川猛禽類レポート	神奈川野生生物研究会	平成 12 年 5 月		○						神奈川県
9	自然環境保全基礎調査全国鳥類繁殖分布調査 (2016-2021 年)	環境省 HP	令和 7 年 5 月 閲覧		○						調査対象 2 次メッシュ
10	令和 5 年度 相模原市自然環境観察員制度 年次報告書	相模原市	令和 6 年 7 月		○						調査区域内の調査地点
11	相模原市史 自然編	相模原市	平成 21 年 5 月	○	○	○	○	○	○	○	相模原市
12	座間市の動物 : 座間市動物調査報告書	座間市教育委員会	平成 5 年 3 月	○	○	○	○	○	○		座間市
13	猛禽類調査業務委託 (その 1)	相模原市環境経済局	令和 5 年 10 月		○						相模原市
14	猛禽類調査業務委託 (その 2)	相模原市環境経済局	令和 6 年 3 月		○						相模原市
15	麻溝台・新磯野第一整備地区猛禽類調査業務委託	相模原市都市建設局	令和 7 年 3 月		○						相模原市

注) 1: St. 90 (新一の沢橋) 及び St. 92 (道保川) を対象とした。

2: 調査対象地域及び調査対象 2 次メッシュの範囲は前掲図 2-1 (p. 2-2) に示す。

1) 動物の重要な種

動物の重要な種は、表 2.1-9 の文献で確認された種について、表 2.1-10 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。また、対象とする重要種は、表 2.1-10 の 及び に示すカテゴリーの絶滅（EX）及び野生絶滅（EW）以外とした。

表 2.1-10 動物の重要な種の選定基準

No.	選定基準	カテゴリー
	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号） 「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号） 「相模原市文化財の保存及び活用に関する条例」（平成 12 年相模原市条例第 27 号） 「座間市文化財保護条例」（昭和 53 年座間市条例第 13 号）	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 市天：相模原市天然記念物 座間市天然記念物
	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）	国際：国際希少野生動植物 国内：国内希少野生動植物
	「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月、環境省）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧 A 類 EN：絶滅危惧 B 類 VU：絶滅危惧 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（平成 18 年 7 月、神奈川県）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 類 CR：絶滅危惧 A 類 EN：絶滅危惧 B 類 VU：絶滅危惧 類 NT：準絶滅危惧 減少：減少種 希少：希少種 要注：要注意種 注目：注目種 DD：情報不足 DD(A)：情報不足 A（昆虫類のみ） DD(B)：情報不足 B（昆虫類のみ） 不明：不明種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群 鳥類は繁殖期、非繁殖期に分けて区分されている。

調査区域の哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、昆虫類、魚類及び底生動物の生息状況は、次頁以降に示すとおりである。

① 哺乳類

文献により確認された哺乳類は7目13科26種であり、そのうち、表 2.1-11 に示すとおり、重要な哺乳類として3目4科6種が確認された。

表 2.1-11 哺乳類の重要な種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準			
1	コウモリ（翼手）	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ			VU	VU
2			ヒナコウモリ				VU
3	ネズミ（齧歯）	ネズミ	ハタネズミ				NT
4			カヤネズミ				NT
5	ネコ（食肉）	イヌ	キツネ				NT
6		イタチ	ニホンイタチ				NT
計	3目	4科	6種	0種	0種	1種	6種

注) 1: 選定基準の記号は、表 2.1-10に対応する。

2: 種名及び配列は、「令和6年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和6年10月、国土交通省)に準拠した。

② 鳥類

文献により確認された鳥類は 20 目 56 科 231 種であり、そのうち、表 2.1-12 に示すとおり、重要な鳥類として 14 目 39 科 114 種が確認された。

表 2.1-12(1) 鳥類の重要な種一覧

No.	目名	科名	種名					
							繁殖	非繁殖
1	キジ	キジ	ウズラ			VU		VU
2			ヤマドリ				VU	VU
3	カモ	カモ	アカツクシガモ			DD		
4			オシドリ			DD	希少	減少
5			シマアジ					希少
6			トモエガモ			VU		希少
7			コウライアイサ		国際			
8	ハト	ハト	アオバト				注目	注目
9	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	VU	
10			ミゾゴイ			VU	CR+EN	
11			ササゴイ				VU	
12			アマサギ				減少	
13			チュウサギ			NT		
14	ツル	クイナ	クイナ					VU
15			ヒクイナ			NT	CR+EN	
16	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ				NT	
17			カッコウ				VU	
18	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU	
19	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ				減少	
20	チドリ	チドリ	タゲリ					VU
21			ケリ			DD	希少	NT
22			ムナグロ					減少
23			ダイゼン					減少
24			イカルチドリ				NT	注目
25			コチドリ				注目	
26			シロチドリ			VU	VU	NT
27			メダイチドリ		国際			NT
28		セイタカシギ	セイタカシギ			VU		
29		シギ	ヤマシギ					希少
30			オオジシギ			NT	絶滅	
31			タシギ					注目
32			オグロシギ					VU
33			オオソリハシシギ			VU		VU
34			チュウシャクシギ					VU
35			ホウロクシギ		国際	VU		CR+EN
36			ツルシギ			VU		NT
37			アカアシシギ			VU		NT
38			コアオアシシギ					NT
39			アオアシシギ					NT
40			クサシギ					NT

表 2.1-12(2) 鳥類の重要な種一覧

No.	目名	科名	種名				繁殖	
							繁殖	非繁殖
41	チドリ	シギ	タカブシギ			VU		NT
42			キアシシギ					VU
43			ソリハシシギ					VU
44			イソシギ				希少	注目
45			キョウジョシギ					VU
46			オバシギ		国際			VU
47			コオバシギ		国際			
48			トウネン					VU
49			ヒバリシギ					NT
50			ウズラシギ					NT
51			ハマシギ			NT		VU
52			エリマキシギ					NT
53		タマシギ	タマシギ			VU	CR+EN	希少
54		ツバメチドリ	ツバメチドリ			VU		
55		カモメ	コアジサシ			VU	CR+EN	
56	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	VU	NT
57		タカ	ハチクマ			NT	CR+EN	
58			オジロワシ	国天	国内・国際	VU		
59			オオワシ	国天	国内	VU		
60			チュウヒ		国内	EN		VU
61			ツミ				VU	希少
62			ハイタカ			NT	DD	希少
63			オオタカ			NT	VU	希少
64			サシバ			VU	CR+EN	
65			ノスリ				VU	希少
66			イヌワシ	国天	国内	EN		
67			クマタカ		国内	EN	VU	VU
68	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				CR+EN	希少
69			コノハズク				CR+EN	
70			フクロウ				NT	
71			アオバズク				VU	
72			トラフズク					CR+EN
73			コミミズク					CR+EN
74	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				VU	
75			ヤマセミ				希少	
76		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	CR+EN	
77	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	CR+EN	希少
78	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	VU	
79		カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU	
80		モズ	チゴモズ			CR	CR+EN	
81			モズ				減少	
82			アカモズ		国内	EN	CR+EN	
83		キクイタダキ	キクイタダキ				希少	
84		シジュウカラ	コガラ				VU	NT
85		ヒバリ	ヒバリ				減少	
86		ツバメ	ツバメ				減少	
87			コシアカツバメ				減少	
88		ウグイス	ヤブサメ				NT	

表 2.1-12(3) 鳥類の重要な種一覧

No.	目名	科名	種名				繁殖	
							繁殖	非繁殖
89	スズメ	ムシクイ	メボソムシクイ				VU	
90			エゾムシクイ				NT	
91			センダイムシクイ				NT	
92		センニュウ	オオセッカ		国内	EN		
93		ヨシキリ	オオヨシキリ				VU	
94			コヨシキリ				CR+EN	
95		セッカ	セッカ				減少	減少
96		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ				NT	
97		カワガラス	カワガラス				減少	減少
98		ヒタキ	トラツグミ				減少	
99			クロツグミ				VU	
100			アカハラ				減少	
101			コマドリ				CR+EN	
102			ルリビタキ				VU	
103			コサメビタキ				CR+EN	
104			キビタキ				減少	
105			オオルリ				NT	
106		スズメ	ニューナイスズメ					CR+EN
107		セキレイ	キセキレイ				減少	
108			セグロセキレイ				減少	
109			ピンズイ				VU	
110		アトリ	カワラヒワ				減少	
111		ホオジロ	ホオアカ				CR+EN	
112			アオジ				VU	
113			クロジ				CR+EN	減少
114			オオジュリン					VU
計	14目	39科	114種	3種	13種	38種	70種	54種

注) 1: 選定基準の記号は、表 2.1-10に対応する。

2: 種名及び配列は、「令和6年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和6年10月、国土交通省)に準拠した。

③ 爬虫類・両生類

文献により確認された爬虫類は2目10科15種であり、そのうち、表 2.1-13 に示すとおり、重要な爬虫類として2目4科7種が確認された。

また、両生類は2目6科12種であり、そのうち、表 2.1-14 に示すとおり、重要な両生類として2目4科7種が確認された。

表 2.1-13 爬虫類の重要な種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準			
1	カメ	スッポン	ニホンスッポン			DD	
2	有鱗	トカゲ	ニホントカゲ				要注
3		ナミヘビ	シマヘビ				要注
4			アオダイショウ				要注
5			ヒバカリ				NT
6			ヤマカガシ				要注
7		クサリヘビ	ニホンマムシ				要注
計	2目	4科	7種	0種	0種	1種	6種

注) 1: 選定基準の記号は、表 2.1-10に対応する。

2: 種名及び配列は、「令和6年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和6年10月、国土交通省)に準拠した。

表 2.1-14 両生類の重要な種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準			
1	有尾	イモリ	アカハライモリ			NT	CR+EN
2	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル				要注
3		アカガエル	ナガレタゴガエル				希少
4			ニホンアカガエル				VU
5			トウキョウダルマガエル			NT	VU
6			ツチガエル				要注
7		アオガエル	シュレーゲルアオガエル				要注
計	2目	4科	7種	0種	0種	2種	7種

注) 1: 選定基準の記号は、表 2.1-10に対応する。

2: 種名及び配列は、「令和6年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和6年10月、国土交通省)に準拠した。

④ 昆虫類

文献により確認された昆虫類は 18 目 246 科 1,841 種であり、そのうち、表 2.1-15 に示すとおり、重要な昆虫類として 7 目 69 科 150 種が確認された。

表 2.1-15(1) 昆虫類の重要な種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準			
1	トンボ（蜻蛉）	アオイトトンボ	ホソミオツネトンボ				要注
2			オツネトンボ				VU
3		イトトンボ	キイトトンボ				EN
4			モートンイトトンボ			NT	EN
5			クロイトトンボ				要注
6			セスジイトトンボ				要注
7		モノサシトンボ	モノサシトンボ				NT
8		カワトンボ	ハグロトンボ				要注
9			アオハダトンボ			NT	VU
10		ヤンマ	コシボソヤンマ				要注
11			カトリヤンマ				NT
12			ミルンヤンマ				要注
13			サラサヤンマ				EN
14		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
15			キイロサナエ			NT	CR
16			アオサナエ				CR
17			ホンサナエ				VU
18			ヒメサナエ				DD
19			コサナエ				EN
20		エゾトンボ	コヤマトンボ				NT
21			タカネトンボ				要注
22		トンボ	コフキトンボ				要注
23			ヨツボシトンボ				VU
24			シオヤトンボ				要注
25			チョウトンボ				EN
26			ナツアカネ				要注
27			マユタテアカネ				要注
28			マイコアカネ				DD
29			ヒメアカネ				要注
30			ミヤマアカネ				NT
31	バッタ（直翅）	クツワムシ	クツワムシ				要注
32		キリギリス	オナガササキリ				要注
33			ヒガシキリギリス				要注
34		ケラ	ケラ				要注
35		マツムシ	マツムシ				要注
36		バッタ	ショウリョウバッタモドキ				要注
37		イナゴ	ハネナガイナゴ				NT
38		ヒシバッタ	ニセハネナガヒシバッタ				希少
39	カメムシ（半翅）	セミ	ハルゼミ				要注
40		サシガメ	アシボソトビロサシガメ			NT	
41			オオアシナガサシガメ			NT	
42		グンバイムシ	ヤブガラシグンバイ				DD
43		トコジラミ	トコジラミ				DD
44		ヘリカメムシ	ミナミトゲヘリカメムシ				DD
45		ツチカメムシ	シロヘリツチカメムシ			NT	DD
46		カメムシ	ヒメナガメ				VU
47			イネカメムシ				DD
48		アメンボ	オオアメンボ				NT
49		コオイムシ	コオイムシ			NT	EN

表 2.1-15(2) 昆虫類の重要な種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準			
50	チョウ（鱗翅）	ミノガ	オオミノガ				VU
51		マダラガ	ルリイロスカシクロバ				VU
52		セセリチョウ	アオバセセリ本土亜種				要注
53			ホソバセセリ				VU
54			ギンイチモンジセセリ			NT	NT
55			ミヤマチャバネセセリ				要注
56			オオチャバネセセリ				VU
57		シジミチョウ	ミドリシジミ				NT
58			シルビアシジミ			EN	CR
59		タテハチョウ	コムラサキ				EN
60			ウラギンスジヒョウモン			VU	EN
61			オオウラギンスジヒョウモン				NT
62			スミナガシ本土亜種				要注
63			ウラギンヒョウモン				VU
64			クジャクチョウ				VU
65			アサマイチモンジ				VU
66			クモガタヒョウモン				EN
67			ホシミスジ東北・中部地方亜種				EN
68			シータテハ				VU
69			オオムラサキ			NT	NT
70		アゲハチョウ	ギフチョウ			VU	EN
71		シロチョウ	スジボソヤマキチョウ				NT
72			ヒメシロチョウ北海道・本州亜種			EN	EN
73		シャクガ	フチグロトゲエダシャク				希少
74			サザナミフユナミシャク				VU
75		ヤガ	ナミグルマアツバ				NT
76			コシロシタバ			NT	
77		コブガ	サラサリンガ				NT
78	ハエ（双翅）	ミズアブ	コガタミズアブ				DD
79		アブ	ウシアブ				DD
80		ツルギアブ	ヨシコツルギアブ				注目
81		ハナアブ	ケブカハチモドキハナアブ				注目
82			ヒメハチモドキハナアブ				DD
83			ジョウザンナガハナアブ				希少
84		ミバエ	ツマモンハススジハマダラミバエ				注目
85	コウチュウ（鞘翅）	ホソクビゴミムシ	アオバネホソクビゴミムシ				VU
86		オサムシ	オオヨツボシゴミムシ				VU
87			アシミソヒメヒラタゴミムシ				NT
88			クロズカタキバゴミムシ				NT
89			マダラケシミズギワゴミムシ				VU
90			アオヘリミズギワゴミムシ				NT
91			フタボシチビゴミムシ				NT
92			コアトワアオゴミムシ				NT
93			アオヘリアオゴミムシ			CR	DD(A)
94			オオアオホソゴミムシ				CR+EN
95			ムネアカチビヒョウタンゴミムシ				VU
96			アシグロチビヒョウタンゴミムシ				NT
97			ナカグロキバネクビナガゴミムシ				VU
98			クロサヒラタアトキリゴミムシ				要注
99			イグチケブカゴミムシ			NT	NT
100			オオナガゴミムシ				NT
101			コホソナガゴミムシ				NT
102			オオキンナガゴミムシ				NT
103		ハンミョウ	ホソハンミョウ			VU	CR+EN
104		ゲンゴロウ	コシマチビゲンゴロウ			VU	不明
105			キベリマメゲンゴロウ			NT	
106		ミズスマシ	ツマキレオナガミズスマシ			VU	NT
107		ツブミズムシ	クロサワツブミズムシ				CR+EN

表 2.1-15(3) 昆虫類の重要な種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準			
108	コウチュウ(鞘翅)	ガムシ	コガムシ			DD	NT
109			ガムシ			NT	CR
110			シジミガムシ			EN	
111		エンマムシ	ドウガネエンマムシ				CR+EN
112			ルリエンマムシ				VU
113		シデムシ	ヤマトモンシデムシ			NT	VU
114			ヒメヒラタシデムシ				VU
115		タマキノコムシモドキ	ミフシタマキノコムシモドキ				NT
116		クワガタムシ	ヒラタクワガタ本土亜種				VU
117			チビクワガタ				希少
118			ミヤマクワガタ				要注
119		アカマダラセンチコガネ	アカマダラセンチコガネ				NT
120		コガネムシ	ナガスネエンマコガネ				CR+EN
121			ヒゲコガネ				VU
122			ムラサキツヤハナムグリ				VU
123		ヒメドロムシ	ケスジドロムシ			VU	VU
124		タマムシ	ウバタマムシ				NT
125			タマムシ				要注
126		コメツキムシ	ウバタマコメツキ				NT
127		ジョウカイボン	ナナサワクビボソジョウカイ				希少
128		ホタル	ヘイケボタル				NT
129		カッコウムシ	ヤマトヒメメダカカッコウムシ				VU
130		ジョウカイモドキ	クロキオビジョウカイモドキ				VU
131			ルリキオビジョウカイモドキ				NT
132		ゴミムシダマシ	ツメアカマルチビゴミムシダマシ				NT
133		カミキリムシ	ムネアカクロハナカミキリ				NT
134			マルクビケマダラカミキリ				NT
135			トラフカミキリ				要注
136			ブドウトラカミキリ				NT
137		ハムシ	フクタカミナリハムシ				DD(B)
138			スジカミナリハムシ本州以南亜種				DD(B)
139			イネネクイハムシ				VU
140			クロセスジハムシ				VU
141			コルリクビボソハムシ				VU
142			クロコトビハムシ				DD(B)
143			アワクビボソハムシ				NT
144		ヒゲナガゾウムシ	アサマノミヒゲナガゾウムシ				VU
145		ゾウムシ	クロキボシゾウムシ				VU
146		チビゾウムシ	ホソチビゾウムシ				VU
147	ハチ(膜翅)	ヒラタハバチ	シロズヒラタハバチ			DD	DD
148		ハバチ	イトウハバチ			NT	CR+EN
149		コマユバチ	シブオナガコマユバチ				DD
150		セイボウ	ムサントゲセイボウ			NT	DD
計	7目	69科	150種	0種	0種	28種	145種

注) 1: 選定基準の記号は、表 2.1-10に対応する。

2: 種名及び配列は、「令和6年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和6年10月、国土交通省)に準拠し、未掲載種は「平成28年度調査からの調査対象(タクサリスト)」(平成28年9月、国土交通省)に準拠した。

⑤ 魚類

文献により確認された淡水魚類は 8 目 22 科 63 種であり、そのうち、表 2.1-16 に示すとおり、重要な淡水魚類として 8 目 16 科 39 種が確認された。

表 2.1-16 淡水魚類の重要な種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準			
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類				EN
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	
3	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ			EN	
4			キンブナ			VU	EN
5			アカヒレタビラ			EN	DD
6			ハス			VU	
7			アブラハヤ				NT
8			マルタ				VU
9			ウグイ				NT
10			ぜぜラ			VU	
11			カマツカ				NT
12			ニゴイ				VU
13			スゴモロコ			VU	
14		ドジョウ	ドジョウ			NT	
15		フクドジョウ	シマドジョウ種群				NT
16			ホトケドジョウ			EN	EN
17	ナマズ	ギギ	ギバチ			VU	CR
18		ナマズ	ナマズ				注目
19		アカザ	アカザ			VU	CR
20	サケ	サケ	ヤマトイワナ				CR
21			サクラマス(ヤマメ)			NT	CR
22			サツキマス(アマゴ)			NT	CR
23	トゲウオ	ヨウジウオ	イッセンヨウジ				注目
24			テングヨウジ				注目
25	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	CR
26	スズキ	タイ	キチヌ				DD
27		カジカ	カマキリ			VU	CR
28			カジカ				VU
29		カワアナゴ	カワアナゴ				EN
30			チチブモドキ				DD
31		ハゼ	ミミズハゼ				DD
32			ボウズハゼ				NT
33			オオヨシノボリ				NT
34			クロヨシノボリ				NT
35			ゴクラクハゼ				NT
36			ウロハゼ				注目
37			スミウキゴリ				NT
38			ジュズカケハゼ			NT	DD
39		クロユリハゼ	サツキハゼ				DD
計	8目	16科	39種	0種	0種	16種	33種

注) 1: 選定基準の記号は、表 2.1-10に対応する。

2: 種名及び配列は、「令和6年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和6年10月、国土交通省)に準拠した。

⑥ 底生動物

文献により確認された底生動物は 20 目 67 科 152 種であり、そのうち、表 2.1-17 に示すとおり、重要な底生動物として 4 目 6 科 10 種が確認された。

表 2.1-17 底生動物の重要な種一覧

No.	目名	科名	種名	選定基準			
1	汎有肺	ヒラマキガイ	カワコザラガイ			CR	
2	トンボ（蜻蛉）	サナエトンボ	ヒメサナエ				DD
3		エソトンボ	コヤマトンボ				NT
4	カメムシ（半翅）	アメンボ	オオアメンボ				NT
5	コウチュウ（鞘翅）	ゲンゴロウ	クロズマメゲンゴロウ				VU
6			キボシケシゲンゴロウ			DD	EN
7			セスジゲンゴロウ				VU
8			ケシゲンゴロウ			NT	CR
9			コシマチビゲンゴロウ			VU	不明
10		ガムシ	タマガムシ				EN
計	4目	6科	10種	0種	0種	4種	9種

注) 1: 選定基準の記号は、表 2.1-10に対応する。

2: 種名及び配列は、「令和6年度 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和6年10月、国土交通省)に準拠した。

(3) 生態系

調査区域の現存植生の状況は、前掲図 2.1-6 (p.2-21) に示すとおりである。

対象事業実施予定区域は、市街地が広がっているほか、モザイク状に畑雑草群落が分布している。対象事業実施予定区域の北西側に位置する道保川、八瀬川流域にはまとまった平地林が残されており、道保川東側には下溝古山公園、神奈川県立相模原公園、相模原市立相模原麻溝公園や樹林地、農耕地が南北に広く存在し、都市生態系の貴重な拠点となっている。

「第3次相模原市環境基本計画【改定版】」(令和6年3月、相模原市)によると、都市部ではまとまった平地林は都市生態系の貴重な拠点となっている一方で、都市化に伴う緑地の消失や分断化、防災機能の低下などの課題もみられている。また、アライグマやオオキンケイギク等の特定外来生物の分布の拡大も地域の主な課題としてあげられている。

これらのまとまった樹林地では、生態系の上位に位置するオオタカに関する調査が平成13年から行われており、オオタカの営巣・繁殖が確認されている。

なお、調査区域を含む相模原市域の生態系の上位性種として、タヌキ、オオタカ、フクロウ等が挙げられる。また、典型性種としては、ハト類、サギ類、ツバメ類、メジロ、スズメ、ヒヨドリ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ニホンアマガエル、イトモロコ、ドジョウ、シオカラトンボ、ヤマトシジミ及びモンシロチョウ等が挙げられる。

(4) 農地

調査区域の土地利用現況図は、後掲図 2.2-3 (p.2-48) に示すとおりである。

対象事業実施予定区域内には、その他の農用地が存在している。また、対象事業実施予定区域の北側及び西側にも、その他の農用地が存在している。

2.1.5 景観等の状況

(1) 景観資源

調査区域における自然景観資源の分布状況は、表 2.1-18 及び図 2.1-8 に示すとおりである。

自然景観資源としては、対象事業実施予定区域を含む調査区域内に「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」が存在している。

なお、調査区域内には名勝に指定されている区域はない。

表 2.1-18 自然景観資源の分布状況

類型	自然景観資源名	名称
河川景観	河成段丘	相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）



図 2.1-8 自然景観資源分布図

(2) 眺望点及びふれあい活動の場の状況

調査区域における主要な眺望点及び主要なふれあい活動の場の分布状況は、表 2.1-19 及び図 2.1-9 に示すとおりである。

主要な眺望点としては、対象事業実施予定区域の北西側にある神奈川県立相模原公園、相模原市立相模原麻溝公園、道保川沿いを歩くコース及び JR 相模線沿線等が挙げられる。

主要なふれあい活動の場としては、対象事業実施予定区域内にあるさがみの仲よし小道のほか、対象事業実施予定区域の北西側にある相模原市立相模原麻溝公園、西側にある峰山霊園、北側にある横浜水道道緑道等が挙げられる。

表 2.1-19 主要な眺望点及び主要なふれあい活動の場の分布状況

主要な眺望点	主要なふれあい活動の場	名称	所在地	出典
	○	女子美術大学相模原キャンパス	相模原市南区麻溝台1900	
○	○	神奈川県立相模原公園	相模原市南区麻溝台1889	
○	○	相模原市立相模原麻溝公園	相模原市南区麻溝台2317	
	○	史跡勝坂遺跡公園	相模原市南区磯部1780ほか	
	○	相模台公園	相模原市南区桜台21-1	
	○	さがみの仲よし小道	相模原市南区大野台3丁目～相模台3丁目	
	○	相模緑道緑地	相模原市中央区松が丘1丁目～南区上鶴間8丁目間、南区大野台4丁目～上鶴間本町1丁目間	
	○	横浜水道道緑道	相模原市緑区青山3482～南区上鶴間4丁目1194番先	
	○	相模原中央緑地（木もれびの森）	相模原市南区大野台8丁目	
	○	道保川緑地	相模原市南区磯部	
	○	峰山霊園	相模原市南区磯部4573-2	
	○	相模川散策路	-	
○		八景の棚と河岸段丘	相模原市南区下溝	
○		三段の滝 展望広場	相模原市南区磯部	
○		三段の滝下流広場	相模原市南区磯部	
○		三段の滝下流～磯部頭首工	相模原市南区磯部	
	○	相模の大風センター	相模原市南区新戸2268-1	
○	○	道保川沿いを歩くコース	-	
○		フィッシングパーク跡	相模原市南区下溝3277	
○		下原やえざくら通り	相模原市南区下溝	
○		JR相模線沿線	相模原市南区磯部	
	○	大坂台公園	座間市相武台1-49	
○	○	かにが沢公園	座間市緑ヶ丘四丁目1458	

出典： 「観光かながわ NOW」(令和7年5月閲覧、神奈川県 HP)
「公園・観光・交通施設」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)
「その他の市関連施設」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)
「相模川散策路マップ」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)
「相模原市観光ガイドブック」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)
「いい～さがみはら」(令和7年5月閲覧、公益社団法人相模原市観光協会 HP)
「さがみはらさくらマップ」(令和7年5月閲覧、相模原市さくらさくプロジェクト HP)
「公園」(令和7年5月閲覧、座間市 HP)



図 2.1-9 主要な眺望点及び主要なふれあい活動の場分布図

2.2 社会的状況

2.2.1 人口、産業の状況

(1) 行政区域別の面積・人口

調査対象地域における人口等の状況は、表 2.2-1、表 2.2-2 及び図 2.2-1 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域が位置する相模原市南区の令和 7 年 4 月 1 日現在の人口は 282,561 人、1 世帯当たりの人員は 2.02 人、人口密度は 7,414 人/km²となっている。

なお、相模原市全体の令和 7 年 4 月 1 日現在の人口は 722,148 人、1 世帯当たりの人員は 2.06 人、人口密度は 2,196 人/km²となっている。また、座間市の令和 7 年 4 月 1 日現在の人口は 131,893 人、1 世帯当たりの人員は 2.09 人、人口密度は 7,507 人/km²となっている。

令和 3 年から令和 7 年の人口等の推移をみると、相模原市の人口は、約 71.8 万人で横ばい傾向にあり、南区の人口も約 27.8 万人で横ばい傾向にある。また、座間市の人口は 13.1 万人程度で減少傾向にある。

相模原市（南区を含む）及び座間市の世帯数は増加傾向にある。

表 2.2-1 人口等の現況

行政区分	面積 (km ²)	世帯数	人口 (人)	1世帯当たり 人員(人)	人口密度 (人/km ²)
相模原市	328.91	350,011	722,148	2.06	2,196
南区	38.11	140,097	282,561	2.02	7,414
座間市	17.57	63,079	131,893	2.09	7,507

注) 1: 令和7年4月1日現在

2: 令和2年国勢調査確定値を基準とした推計

出典: 「神奈川県的人口と世帯」(令和7年5月閲覧、神奈川県 HP)

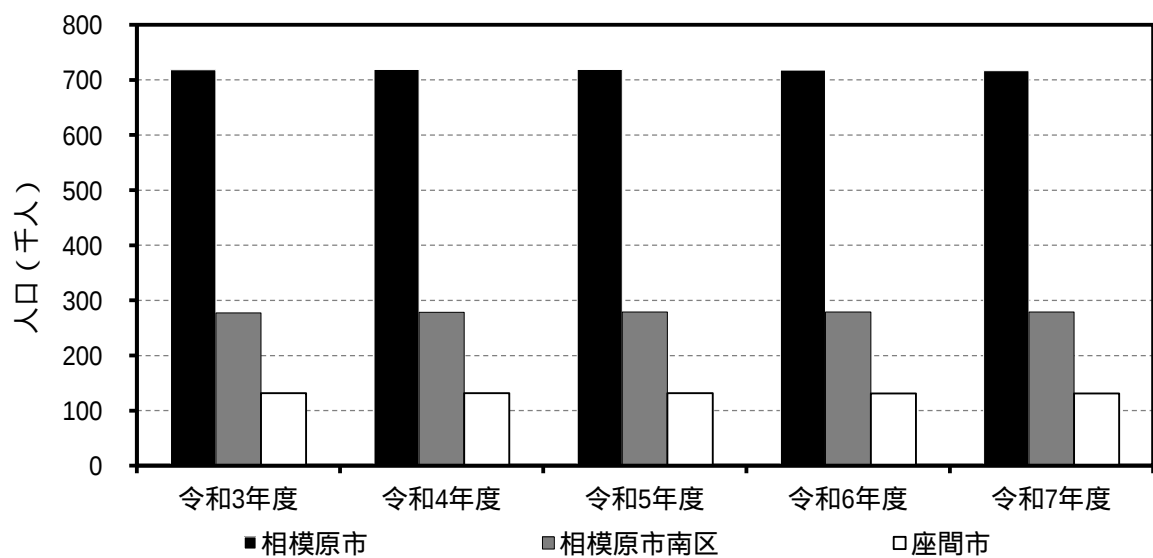
「令和7年全国都道府県市町村別面積調」(令和7年5月閲覧、国土交通省国土地理院 HP)

表 2.2-2 人口等の推移

行政区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相模原市	人口	718,601	719,112	719,118	717,861	716,494
	世帯数	343,042	347,233	351,662	355,035	358,556
	南区	人口	277,388	278,379	278,756	278,911
		世帯数	135,379	137,326	139,094	141,919
座間市	人口	131,845	131,709	131,527	131,356	131,219
	世帯数	62,792	63,229	63,907	64,515	65,201

注) 各年1月1日現在

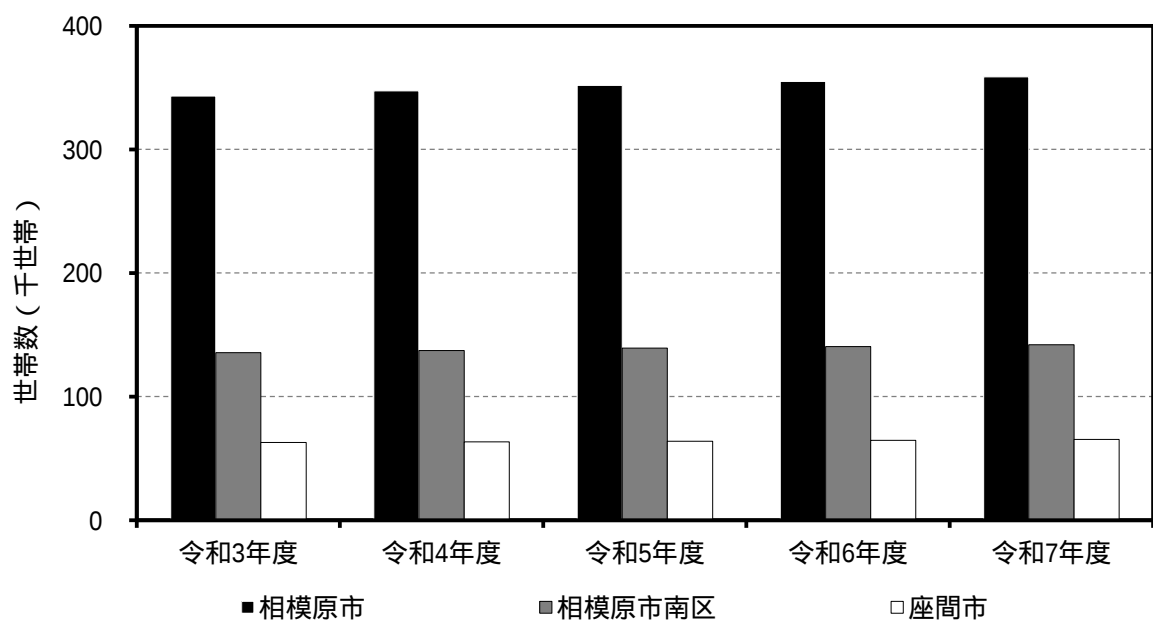
出典: 「住民基本台帳人口」(令和7年5月閲覧、神奈川県 HP)



注) 各年1月1日現在

出典: 「住民基本台帳人口」(令和7年5月閲覧、神奈川県HP)

図 2.2-1(1) 人口の推移



注) 各年1月1日現在

出典: 「住民基本台帳人口」(令和7年5月閲覧、神奈川県HP)

図 2.2-1(2) 世帯数の推移

(2) 産業分類別事業所数・従業員数・生産数

調査対象地域における産業大分類別事業所数及び従業員数は、表 2.2-3 に示すとおりであり、農業、工業、商業の状況は表 2.2-4～表 2.2-6 に示すとおりである。

相模原市及び南区では、事業所数が最も多いのは「卸売業、小売業」、従業者数が最も多いのは「医療、福祉」となっている。また、座間市では事業所数及び従業者数が最も多いのは「卸売業、小売業」となっている。

農家数は、相模原市が 2,033 戸、座間市が 267 戸で、いずれも販売農家よりも自給的農家のほうが多い。なお、対象事業実施予定区域が位置する相模原市南区では、農家数は 450 戸であり、販売農家よりも自給的農家数が多い。

工業の状況は、相模原市の事業所数は 871、座間市は 129 である。なお、対象事業実施予定区域が位置する南区では、事業所数は 124 である。

商業の状況は、相模原市の事業所数は 3,453、座間市は 457 である。なお、対象事業実施予定区域が位置する南区では、事業所数は 1,208 である。

表 2.2-3 産業大分類別事業所数及び従業員数

区分	相模原市				座間市	
			南区			
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業（公務を除く）	21,956	255,575	7,573	86,909	3,346	43,640
農林漁業	79	811	19	240	7	88
鉱業、採石業、砂利採取業	3	69	-	-	-	-
建設業	2,588	15,606	858	5,443	399	2,147
製造業	1,836	38,567	316	8,493	243	7,841
電気・ガス・熱供給・水道業	22	713	6	89	2	50
情報通信業	249	1,677	99	744	34	585
運輸業、郵便業	564	16,345	148	4,839	114	5,325
卸売業、小売業	4,379	46,002	1,535	16,316	720	9,198
金融業、保険業	238	3,090	83	931	36	423
不動産業、物品賃貸業	1,869	7,029	817	2,768	314	820
学術研究、 専門・技術サービス業	1,079	7,922	384	1,785	141	697
宿泊業、飲食サービス業	2,184	20,284	792	7,722	340	2,874
生活関連サービス業、娯楽業	1,911	11,369	729	3,981	290	1,436
教育、学習支援業	1,101	17,412	419	7,154	151	2,205
医療、福祉	2,552	48,178	977	20,414	358	6,247
複合サービス業	85	1,459	28	287	9	101
サービス業 （他に分類されないもの）	1,217	19,042	363	5,703	176	2,458

注）令和3年6月1日現在

出典：「令和3年経済センサス-活動調査 調査結果」（令和7年5月閲覧、相模原市 HP）

「令和6年版統計要覧」（令和7年5月閲覧、座間市 HP）

表 2.2-4 農業の状況

行政区分	総農家数（戸）		
	計	販売農家数	自給的農家数
相模原市	2,033	410	1,623
南区	450	141	309
座間市	267	115	152

注）令和2年2月1日現在

出典：「2020年農林業センサス（農林業経営体調査）神奈川県結果報告（確定値）」
（令和7年5月閲覧、神奈川県 HP）

表 2.2-5 工業の状況

行政区分	事業所数	従業員数 （人）	製造品出荷額等 （百万円）	付加価値額 （百万円）
相模原市	871	37,254	1,327,816	401,028
南区	124	7,299	205,709	62,698
座間市	129	8,566	289,493	75,540

注）令和2年2月1日現在

出典：「2020年神奈川県 工業統計調査結果報告」（令和7年5月閲覧、神奈川県 HP）

表 2.2-6 商業の状況

行政区分	事業所数	従業員数 （人）	年間商品販売額 （百万円）	売場面積 （㎡）
相模原市	3,453	38,487	1,159,296	602,589
南区	1,208	13,320	349,772	231,698
座間市	457	5,542	112,906	118,562

注）令和3年6月1日現在

出典：「令和6年版統計書」（令和7年5月閲覧、相模原市 HP）

「令和6年版統計要覧」（令和7年5月閲覧、座間市 HP）

2.2.2 土地利用状況

(1) 用途地域

調査対象地域における都市計画区域及び用途地域の指定状況は表 2.2-7 に示すとおりであり、調査区域における用途地域の指定状況は図 2.2-2 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域は市街化調整区域に指定されている。

表 2.2-7 都市計画区域及び用途地域の指定状況

単位：ha

区 分			相模原市	座間市
都市計画区域	市街化区域		6,855	1,253
	市街化調整区域		4,172	504
	非線引き区域 ^{注)2}		10,677	-
	合計		21,704	1,757
用途地域	住居系	第一種低層住居専用地域	1,672	310
		第二種低層住居専用地域	16	-
		第一種中高層住居専用地域	1,308	302
		第二種中高層住居専用地域	308	-
		第一種住居地域	1,157	279
		第二種住居地域	435	16
		準住居地域	81	10
		小計	4,977	917
	商業系	近隣商業地域	270	41
		商業地域	196	12
		小計	466	53
	工業系	準工業地域	463	75
		工業地域	317	125
		工業専用地域	415	83
		小計	1,195	283
	合計		6,638	1,253

注) 1: 令和7年4月1日現在

2: 非線引き区域は市街化区域と市街化調整区域の区分をしない区域であり、相模湖津久井都市計画区域の値を示す。

出典：「令和7年度 かながわの都市計画のあらまし」

(令和7年5月閲覧、神奈川県 HP)

(2) 土地利用

調査区域における土地利用現況図は、図 2.2-3 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域の土地利用は、その他の農用地、建物用地、その他の用地となっている。

調査区域内には建物用地が広く分布しているほか、田、その他の農用地、森林、その他の用地、ゴルフ場等が存在する。

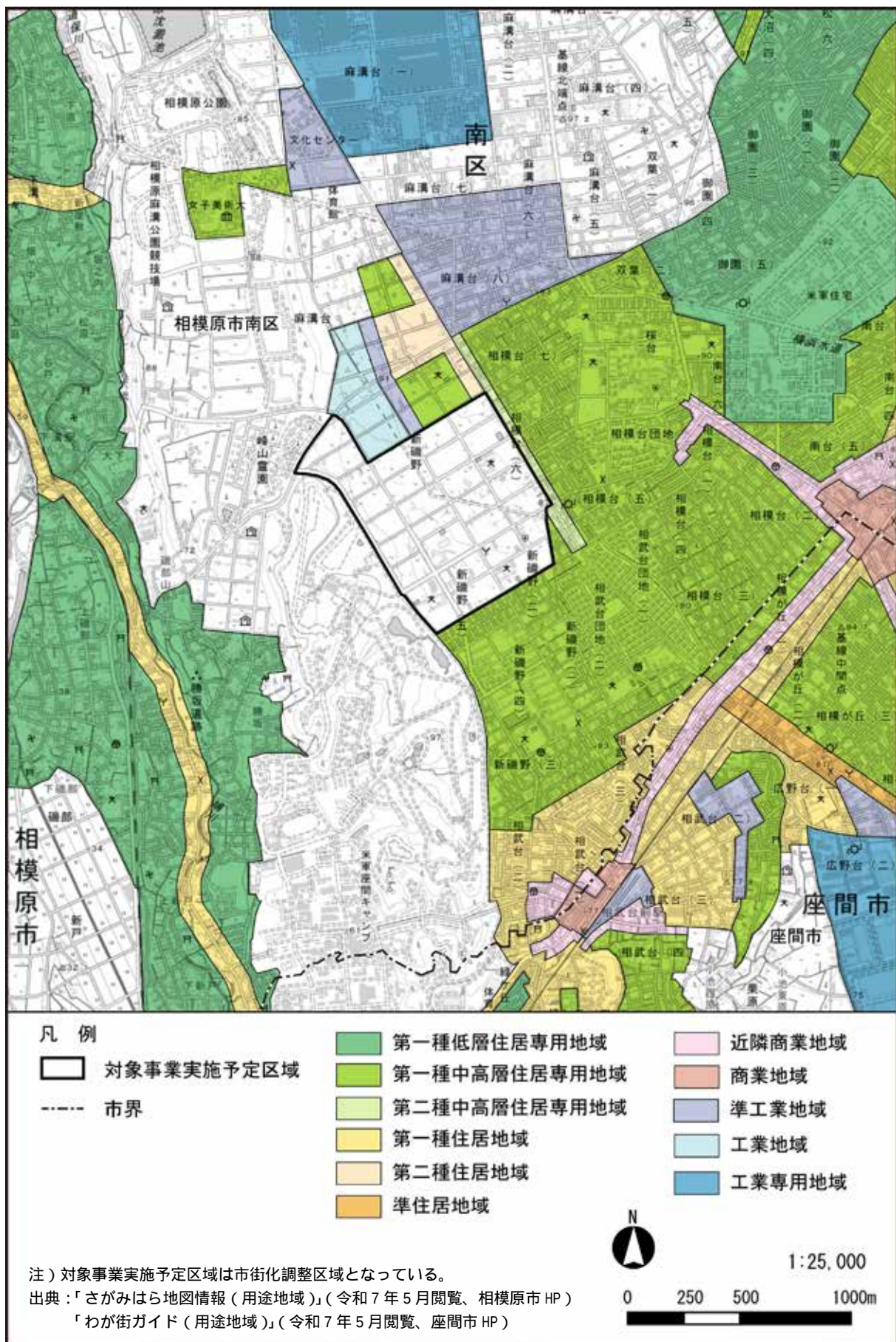


図 2.2-2 用途地域の指定状況

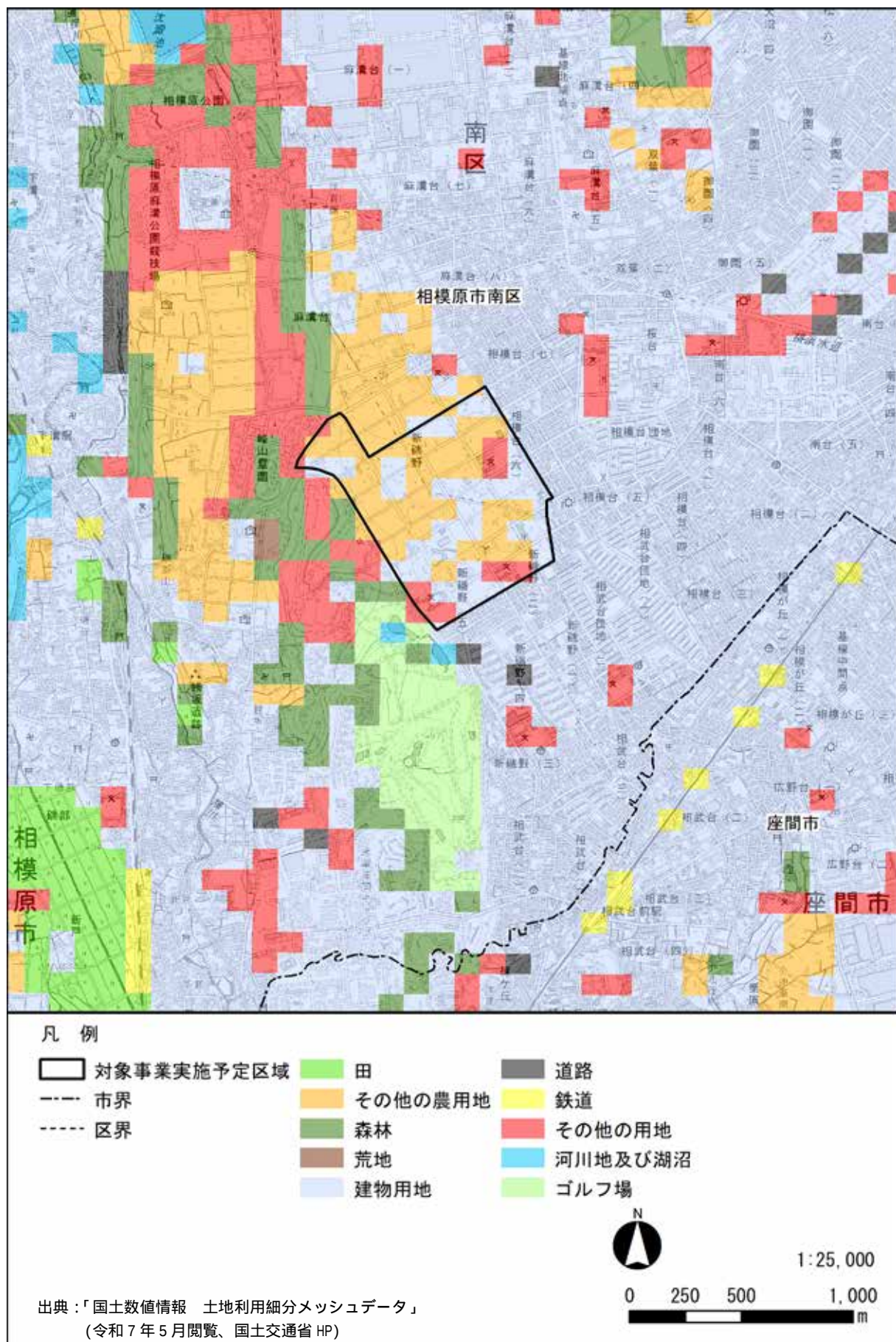


図 2.2-3 土地利用現況図

2.2.3 交通、運輸の状況

(1) 道路ネットワーク

調査区域における主要道路の状況は図 2.2-4 に、バス路線図は図 2.2-5 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域の主要道路は、東側に隣接して相武台相模原線が通っている。また、対象事業実施予定区域からみて北側に市道古淵麻溝台線、南東側に町田厚木線及び座間大和線、西側に相模原茅ヶ崎線が通っている。

最寄りのバス停留所は、対象事業実施予定区域の東側に神奈川中央交通の「若草小学校前」及び「若草公園前」、対象事業実施予定区域内に「新磯野」及び「相模原青陵高校前」がある。

(2) 自動車交通量

調査区域における主要道路の交通量の状況は、表 2.2-8 に示すとおりである。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査における町田厚木線の昼間12時間交通量は、対象事業実施予定区域の近傍で12,896台であった。なお、調査区域内における相模原町田線、相模原茅ヶ崎線、座間大和線、相武台相模原線の交通量観測地点は存在しない。

表 2.2-8 交通量の状況

道路 種別	区間 番号	路線名	観測地点名	昼間12時間自動車類交通量			24時間自動車類交通量		
				小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
県道	14400510020	町田厚木線 (県道51号)	座間市相模が 丘1-25-3	12,001	895	12,896	15,444	1,708	17,152
	14400510030		座間市相模が 丘1-26	11,983	998	12,981	15,626	1,898	17,524
	14400510040		座間市相武台 1丁目32-2	10,334	1,343	11,677	13,380	2,034	15,414
市道	14785710030	市道古淵麻溝台線 (市道 8571 号)	相模原市南区 麻溝台4丁目1	6,064	1,576	7,640	7,946	1,986	9,932

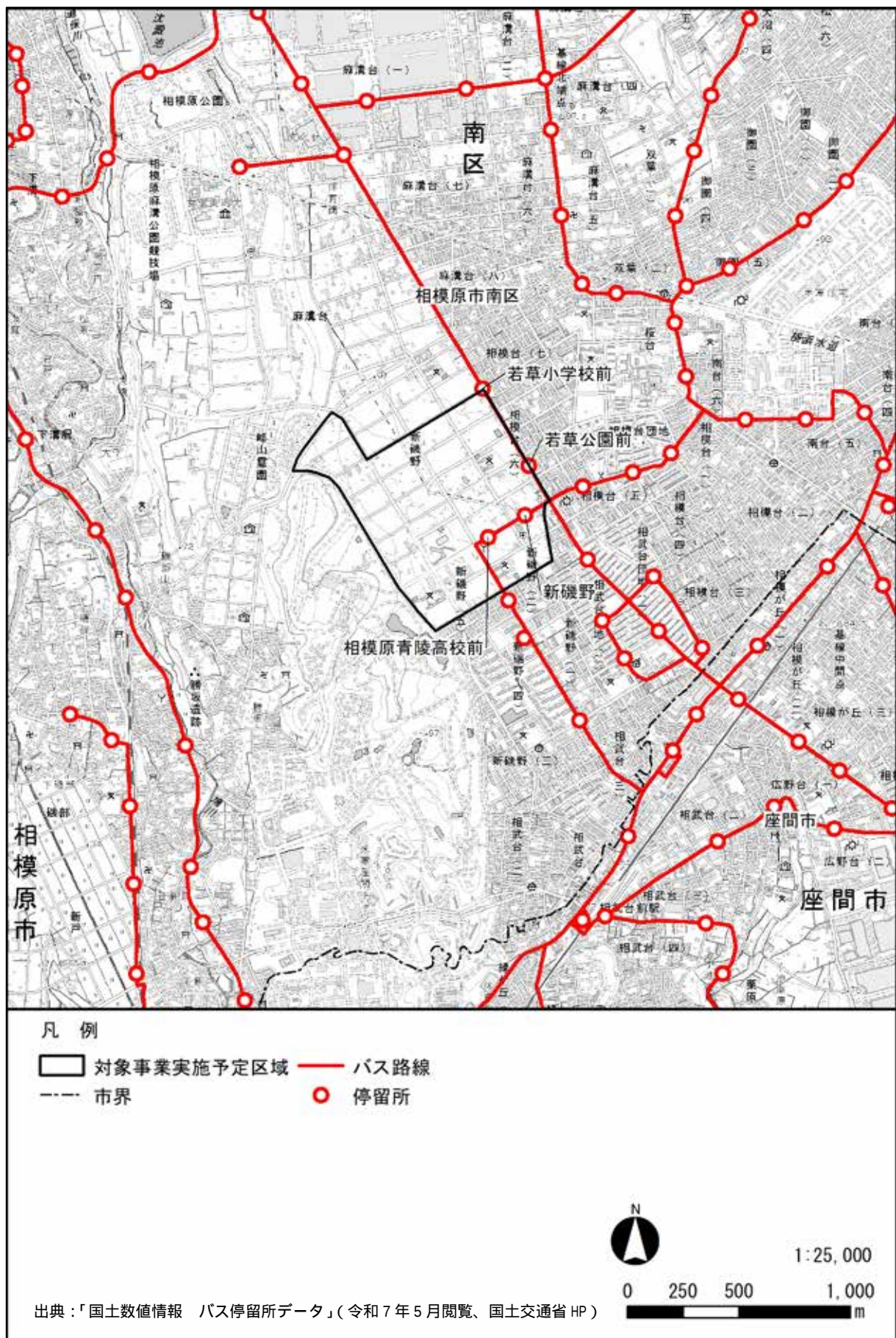
注) 1: 昼間12時間自動車交通量は、7時～19時までに交通量観測地点を通過した自動車類の台数を示す。

2: 表中の区間番号は、図 2.2-4中の番号に対応する。

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」（令和7年5月閲覧、国土交通省HP）



図 2.2-4 交通網及び交通量調査地点図



(3) 鉄道路線・乗降客数

調査区域における鉄道路線は図 2.2-6 に示すとおりであり、JR 相模線下溝駅、小田急小田原線小田急相模原駅及び相武台前駅が対象事業実施予定区域の最寄り駅となっている。

また、調査区域における主な鉄道駅の利用状況は、表 2.2-9 に示すとおりであり、駅別の一日平均の乗降人数は、小田急相模原駅及び相武台前駅で令和 2 年度に減少し、翌年度から増加傾向を示している。

表 2.2-9 主な鉄道駅の利用状況

単位：人/日平均

駅名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相模線	下溝駅	-	-	-	-	-
小田原線	小田急相模原駅	57,496	43,632	45,726	49,416	51,545
	相武台前駅	40,324	29,688	31,215	33,753	35,238

注) 下溝駅については、平成27年度から非公開となっている。

出典：「相模原市内の駅別乗降人員（一日平均）の推移」（令和7年5月閲覧、相模原市HP）



2.2.4 水利用の状況

(1) 地下水及び湧水の利用状況

調査対象地域における水源及び地下水の状況は表 2.2-10 及び表 2.2-11 に示すとおりである。なお、調査区域内に取水地点はない。

令和 5 年度の神奈川県における地下水の取水状況は、年間 54,035 千 m^3 であった。

表 2.2-10 水源の分布状況

事業主体名	水系名及び河川・湖名	水利権・水量 ($\text{m}^3/\text{秒}$)	水源種別	手当水源	取水方法	取水地点
神奈川県	相模川水系相模川	1.39	地表	相模ダム	取水門	谷ヶ原
	相模川水系相模川	0.70	地表	城山ダム	取水門	谷ヶ原
	相模川水系相模川	2.16	地表	城山ダム	取水堰	寒川
	相模川水系相模川	1.24	地表	-	取水堰	寒川
	相模川水系相模川	0.435	地表	相模ダム	取水堰	寒川
	相模川水系相模川	0.085	伏流	-	集水埋管	谷ヶ原
	相模川水系早戸川	0.064	伏流	-	取水埋管	鳥屋
	相模川水系支流栃谷川	0.0197	地表	-	取水堰	落合
	相模川水系支流佐野川	0.0088	地表	-	取水堰	鎌沢
	相模川水系支流沢井川	0.0046	地表	-	取水堰	和田
	花水川支流大山川	0.0116	地表	-	取水管渠	大山
	西沢水源	0.0061	伏流	-	集水埋管	長野
企業団	相模川水系相模川	14.825	地表	宮ヶ瀬ダム	取水堰	社家

出典：「令和5年度 神奈川県の水道」(令和7年5月閲覧、神奈川県 HP)

表 2.2-11 地下水の年間取水量 (令和 5 年度)

区分	地下水 (千 m^3)				
	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	合計
神奈川県	3,452	15,131	27,109	8,343	54,035

出典：「令和5年度 神奈川県の水道」(令和7年5月閲覧、神奈川県 HP)

(2) 漁業権の設定状況

調査区域における内水面漁業権の設定状況は、表 2.2-12 及び図 2.2-7 に示すとおりであり、調査区域では、姥川、道保川、鳩川、鳩川分水路、鳩川隧道分水路、八瀬川、目久尻川において内共第1号が設定されている。

表 2.2-12 内水面漁業権の状況

免許番号	漁業権者	漁場区域 (主な河川)	漁業名称	漁業時期
内共第1号 (神奈川県)	相模川漁業協同組合連合会	相模川	やまめ、いわな、 にじます、あゆ、 うぐい、おいかわ、 ふな、こい、うな ぎ、手長えび	やまめ、いわな 3月1日から10月14日まで にじます 同上(一部区域については、 1月1日から12月31日まで) あゆ 6月1日から10月14日までの 期間で連合会が定めて公示 する日から10月14日まで及 び12月1日から12月31日まで うぐい、おいかわ、ふな、 こい、うなぎ、手長えび 1月1日から12月31日まで

出典：「相模川漁業協同組合連合会内共第1号、第2号 第5種共同漁業権 遊漁規則」
(令和7年5月閲覧、神奈川県環境農政局農政部水産課 HP)



2.2.5 公共施設等の状況

(1) 教育施設等

調査区域における教育施設等は、表 2.2-13 及び図 2.2-8 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域内には、相模原市立もえぎ台小学校、相模原市立相武台中学校及び相模原市立若草中学校がある。

表 2.2-13(1) 調査区域における教育施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
保育園	保1	あじさい保育園	相模原市南区相武台1-25-10
	保2	コスモス保育園	相模原市南区双葉2-17-15
	保3	特別養護老人ホーム相模原敬寿園 保育室	相模原市南区磯部4507-1
	保4	たんぼぼ保育園	相模原市南区相武台1-25-1 1階
	保5	麻溝台保育園	相模原市南区麻溝台6-25-35
	保6	相武台保育園	相模原市南区新磯野2-39-11
	保7	新磯保育園	相模原市南区磯部1176-13
	保8	マシュマロ保育園	相模原市南区相模台2-26-4
	保9	あおいそら保育園	相模原市南区相模台団地5-8
	保10	Manitos Internationnal School	相模原市南区相武台1-24-14 1階
	保11	立正保育園	相模原市南区南台5-10-26
	保12	立正保育園 分園プリスクールRISSHO	相模原市南区南台5-11-9 1階
	保13	さがみたんぼぼ保育園	相模原市南区桜台18-1
	保14	相武台保育園	座間市相武台3-20-19
	保15	相模が丘西保育園	座間市相模が丘2-43-41
	保16	広野台保育園	座間市広野台1-32-3
	保17	木下の保育園 相武台	座間市相武台1-33-2
	保18	マジオたんぼぼ保育園 相武台	座間市相武台2-42-23
	保19	ベストキッズ相武台保育園	座間市相武台1-8-21 1階
	保20	子どもの家ひまわり保育園	座間市相模が丘1-25-1
	保21	陽の丘保育園	座間市相模が丘3-16-5
	保22	相武台病院 たんぼぼ保育園	座間市相武台1-9-28
幼稚園	幼1	豊泉幼稚園	相模原市南区相模台2-9-4
	幼2	誠心第一幼稚園	相模原市南区西大沼5-13-17
	幼3	誠心第二幼稚園	相模原市南区相模台6-30-12
	幼4	相武台中央幼稚園	相模原市南区相武台団地2-3-6
	幼5	誠心相陽幼稚園	相模原市南区磯部1648
	幼6	相武台幼稚園	座間市相武台4-1-19
認定こども園	認こ1	認定こども園 さがみひかり幼稚園	相模原市南区麻溝台5-11-6
	認こ2	相武台新日本こども園	相模原市南区相武台団地1-4-3
	認こ3	あらいそのこども園	相模原市南区新磯野3-22-15
	認こ4	認定こども園 つくしの幼稚園	相模原市南区新磯野3-22-16
小学校	小1	相模原市立新磯小学校	相模原市南区磯部1028-5
	小2	相模原市立相武台小学校	相模原市南区相武台団地2-5-1
	小3	相模原市立相模台小学校	相模原市南区南台6-5-1
	小4	相模原市立桜台小学校	相模原市南区相模台7-7-1
	小5	相模原市立緑台小学校	相模原市南区新磯野3-10-23
	小6	相模原市立双葉小学校	相模原市南区双葉1-2-15
	小7	相模原市立若草小学校	相模原市南区新磯野2329
	小8	相模原市立もえぎ台小学校	相模原市南区新磯野2-41-16
	小9	相模野小学校	座間市広野台1-41-1
	小10	相武台東小学校	座間市栗原1302
	小11	相模が丘小学校	座間市相模が丘3-1-1

表 2.2-13(2) 調査区域における教育施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
中学校	中1	相模原市立相陽中学校	相模原市南区磯部1540
	中2	相模原市立相模台中学校	相模原市南区桜台20-1
	中3	相模原市立麻溝台中学校	相模原市南区麻溝台4-12-1
	中4	相模原市立相武台中学校	相模原市南区新磯野5-1-10
	中5	相模原市立若草中学校	相模原市南区新磯野2046
専修学校	専1	相模原看護専門学校	相模原市南区新磯野4-1-1
大学	大1	女子美術大学	相模原市南区麻溝台1900

注) 表中の番号は、図 2.2-8 中の番号に対応する。

出典: 「認可保育所一覧」(令和7年5月閲覧、相模原市HP)

「幼稚園・認定こども園一覧」(令和7年5月閲覧、相模原市HP)

「神奈川県公立学校名簿」(令和7年5月閲覧、神奈川県HP)

「神奈川県立高等学校一覧」(令和7年5月閲覧、神奈川県HP)

「県内大学一覧」(令和7年5月閲覧、神奈川県HP)

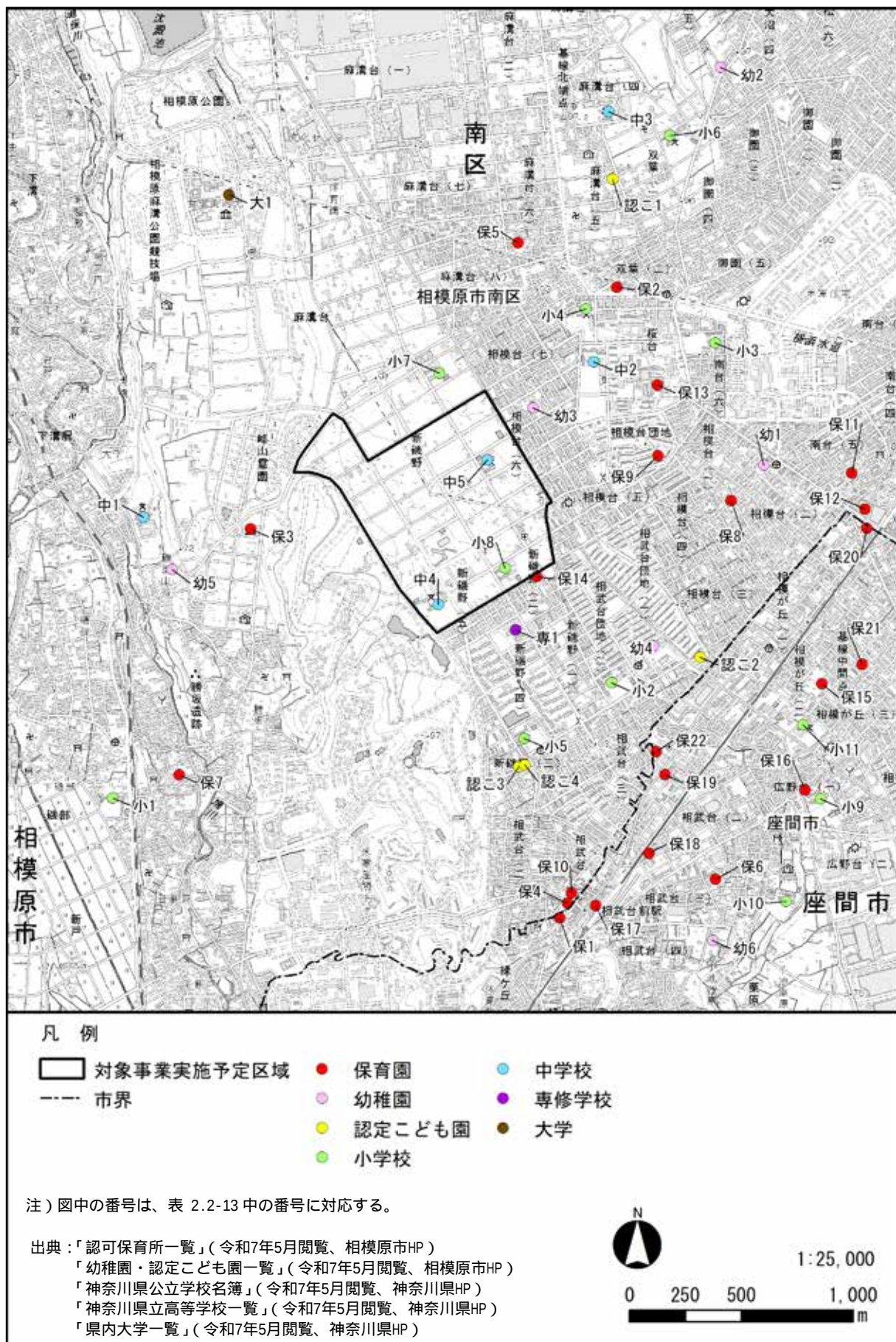


図 2.2-8 教育施設等分布図

(2) 福祉施設等

調査区域における福祉施設等は、表 2.2-14 及び図 2.2-9 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域内にある施設は、児童福祉施設の児童発達支援センターバンビ、老人デイサービスの丘整形外科病院通所リハビリテーション、社会福祉法人相武台福祉会新磯野デイサービスセンター、新磯野デイサービスセンター、介護老人保健施設のグリーンヒルズ相模原及び介護老人保健施設のどかである。

表 2.2-14(1) 調査区域における福祉施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
児童福祉施設	児福1	相模原市立相武台第2児童館	相模原市南区相武台団地2-3-7
	児福2	相模原市立御園児童館	相模原市南区御園5-10-8
	児福3	相模原市立相武台第3児童館	相模原市南区相武台3-23-6
	児福4	相模原市立相模台こどもセンター	相模原市南区桜台17-1
	児福5	相模原市立新磯こどもセンター	相模原市南区新戸2268-1
	児福6	相模原市立相武台こどもセンター	相模原市南区新磯野4-1-2
	児福7	児童発達支援センター バンビ	相模原市南区新磯野308
	児福8	児童デイサービス ポルト	相模原市南区麻溝台8-31-10
	児福9	児童デイサービス ポルト第2	相模原市南区相模台7-25-10 シャンテB相模台1階
	児福10	あっぷる (学習支援式)	相模原市南区相模台7-18-7 和田ビル2階
	児福11	シェルフさがみはら教室	相模原市南区新磯野1-10-6 ステイエム相模原南1002
	児福12	らいおんハート遊びリレーション 児童デイ相武台	相模原市南区新磯野1-10-6
	児福13	あんじゅ そうぶだい	相模原市南区新磯野1-13-2
	児福14	相模はやぶさ学園	相模原市南区下溝4350
	児福15	ハートピアラ 下溝	相模原市南区下溝1697
	児福16	グラシア下溝	相模原市南区下溝1697
	児福17	あんじゅ みなみだい	相模原市南区南台6-1-13 ピラ・トーレ003号室
	児福18	らいくY O U	相模原市南区麻溝台6-10-16
	児福19	なたなえる療育部	相模原市南区麻溝台4-1-21
	児福20	なたなえる訓練部	相模原市南区麻溝台4-1-21
	児福21	子育て支援和美 小田急相模原駅前教室	相模原市南区相模台2-4-2 吉見ビル201号室
	児福22	プレイクラブラピッツ	相模原市南区相武台1-24-3101
	児福23	S O C I O S 相武台校	相模原市南区相武台団地2-3-55店舗
	児福24	子育て支援モス	相模原市南区相武台1-24-6 サニーフラッツ201
	児福25	ままのりあ ニコ	相模原市南区相武台1-22-18 ハビネス相武台201号室
	児福26	ままのりあ	相模原市南区相武台1-21-5
	児福27	おおきな かぶ ねこ店	相模原市南区南台5-15-6
	児福28	あっぷる 自立支援 南台	相模原市南区南台5-21-17 セレス南台1階
	児福29	こどもサポート教室「きらり」大沼校	相模原市南区若松6-5-25 エクレールク若松町1階
	児福30	イーチ児童デイサービス相武台	座間市相武台2-8-6
	児福31	成光学園	座間市緑が丘4-20-21
	児福32	こばんはうすさくら 小田急相模原教室	座間市相模が丘1-18-48サンルーム カサ101号室
	児福33	児童発達支援 にこにこチャイルド おだきゅうさがみはら	座間市相模が丘1-21-42 コートサヌール1階
	児福34	放課後等デイサービス にこにこチャイルド おだきゅうさがみはら	座間市相模が丘1-21-42 コートサヌール1階

表 2.2-14(2) 調査区域における福祉施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
社会福祉施設	社福1	にっこり	相模原市南区磯部4807-2
	社福2	スマイルライフ株式会社	相模原市南区磯部1095
	社福3	フォレストホーム壱番館	相模原市南区磯部1188-15
	社福4	ほのぼのグループ	相模原市南区相模台1-26-6
	社福5	グリーンファクトリー	相模原市南区麻溝台7-24-34
	社福6	MARUgroupHOME	相模原市南区相模台6-26-3
	社福7	マジカルシューズ	相模原市南区相模台1-7-4
	社福8	グリーンハウス	相模原市南区麻溝台7-1-7
	社福9	ほのぼのグループ	相模原市南区新磯野2-23-1
	社福10	きらら	相模原市南区麻溝台2-3-28
	社福11	第二やまびこ工房	相模原市南区麻溝台2-6-46
	社福12	すずらの家	相模原市南区新磯野2-11-5 ドームビル1階
	社福13	スマイルライフホーム相模台	相模原市南区相模台5-7-4 サンステージ相模台第1101
	社福14	s e l f - A ・相模台	相模原市南区相模台1-25-8 3階
	社福15	インフィニピー 小田急相模原	相模原市南区松が枝町25-16 T'sgarden小田急相模原2B
	社福16	グリーンホーム	相模原市南区南台4-13-19稲葉ビル101
	社福17	グループホーム・ルーチェ	相模原市南区麻溝台6-12-16
	社福18	グループホームアルバ相模原	相模原市南区相模台4-6-28 ロイヤルコーポ相模台204号室
	社福19	ソーシャルインクルーホーム相模原下溝	相模原市南区下溝3416-1
	社福20	ふくまる御園	相模原市南区御園5-13-1
	社福21	福)相模福祉村 虹の家	相模原市南区下溝4410
	社福22	虹の家	相模原市南区下溝4410
	社福23	社会福祉法人相模福祉村ケアセンター やすらぎ	相模原市南区下溝4410
	社福24	リッチフィールド	相模原市南区麻溝台3165
	社福25	おもいやりの郷	相模原市南区麻溝台6-16-20
	社福26	タートル	相模原市南区麻溝台7-6-4
	社福27	ホームすずらん	相模原市南区麻溝台7-6-4
	社福28	コーポさんふらわー短期入所事業所	相模原市南区麻溝台2-6-31
	社福29	あみ	相模原市南区麻溝台2-6-31
	社福30	コーポさんふらわー	相模原市南区麻溝台2-6-31
	社福31	短期入所ビーネーチャー	相模原市南区麻溝台4-1-21
	社福32	カラーズ	相模原市南区麻溝台4-1-21
	社福33	ビーネーチャー	相模原市南区麻溝台4-1-21
	社福34	あーとはうす	相模原市南区麻溝台3-15-27
	社福35	ミントハウス	相模原市南区麻溝台3-15-27
	社福36	さがみ緑風園	相模原市南区麻溝台2-4-18
	社福37	ロンド・リアン	相模原市南区下溝317-1
	社福38	ホームすずらん	相模原市南区麻溝台743
	社福39	ワークショップ・フレンド	相模原市南区麻溝台743
	社福40	相模台病院短期入所事業所	相模原市南区相模台1-9-7
	社福41	東電さわやかケア相模台・障がい福祉サ ービス	相模原市南区新磯野1-10-6 ステイエム相模原南1003
	社福42	ショートステイ アップルハウス	相模原市南区新磯野2-40-1
	社福43	アップルハウス	相模原市南区新磯野2-40-1
	社福44	ここのわ小田急相模原	相模原市南区南台5-15-12
	社福45	ふれあいの丘	相模原市南区下溝4378
	社福46	慈仁舎グループホーム	相模原市南区麻溝台3165
	社福47	U P L i f e	相模原市南区栄町4-2 雨宮ビル1階

表 2.2-14(3) 調査区域における福祉施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
社会福祉施設	社福48	クロブファ	座間市相武台1-35-25 ブランドール壱番館101号室
	社福49	S o i l	座間市相武台1-34-8 スタープラザ相武台駅前204
	社福50	就労継続支援B型 銀河 小田急相模原	座間市相模が丘1-3-4 CLLエクセレンス相模が丘1階
	社福51	スマイルライフ株式会社 就労継続支援B型座間事業所	座間市相武台3-42-45 AIDAビル203・204・205
	社福52	ケアホームスマイル	座間市相模が丘2-32-24
	社福53	L I F E きづき	座間市相模が丘1-39-1 ルート相模が丘
	社福54	障がい者グループホーム らしく座間	座間市相模が丘3-33-4
	社福55	グループホームこもれび	座間市相模が丘2-40-12
老人デイサービス	老デ1	あんじゅの村	相模原市南区相武台2-25-10
	老デ2	労協相模原地域福祉事業所 もみじ陽だまりの家	相模原市南区相模台4-9-12
	老デ3	相武台リハビリデイサービス	相模原市南区新磯野3-28-8
	老デ4	T R 相模大野リハビリセンター	相模原市南区若松6-10-11
	老デ5	リハビリ特化型デイサービス ムーブメント相模原	相模原市南区磯部137-2
	老デ6	相模原デイサービス南台	相模原市南区南台5-21-20
	老デ7	アサンテ相模台	相模原市南区相模台1-1-4
	老デ8	リハビリテーション颯 新磯野	相模原市南区新磯野1-10-5
	老デ9	樹楽 相武台	相模原市南区相武台2-16-5
	老デ10	リハビリデイサービスnagomiおださが店	相模原市南区南台6-8-12 サン・ラミュールB-101
	老デ11	がんばろう 製作所	相模原市南区麻溝台7-25-33 マリージュトヤマ106 107
	老デ12	リハビリテーション颯 相模原	相模原市南区双葉2-15-3 1階
	老デ13	短時間入浴デイサービス天色の湯	相模原市南区双葉2-18-8-101
	老デ14	丘整形外科病院 通所リハビリテーション	相模原市南区新磯野2-7-10
	老デ15	デイサービスセンター福寿さがみ南磯部	相模原市南区磯部236-4
	老デ16	社会福祉法人相武台福祉会 新磯野デイサービスセンター	相模原市南区新磯野5-38-2
	老デ17	新磯野デイサービスセンター	相模原市南区新磯野5-38-2
	老デ18	デイサービス モーメント	相模原市南区磯部1450-3
	老デ19	デイサービスかたくりの里 相模台	相模原市南区相模台団地5-7
	老デ20	デイサロンかたくりの里 相模台	相模原市南区相模台団地5-7
	老デ21	名倉堂リハデイおださが	相模原市南区相模台1-8-16 フィールデンス小田急相模原1F
	老デ22	デイサービス えにし	相模原市南区相模台1-9-1 コープさがみ台1-A
	老デ23	デイサービス わげん	相模原市南区下溝3411-4
	老デ24	ケアセンター 憩	座間市相武台3-27-60
	老デ25	新日本ケアセンター相武台	相模原市南区相武台3-18-12
	老デ26	ツクイ相武台	相模原市南区新磯野1-33-1
	老デ27	デイリハ煌 ミナミ	相模原市南区相武台1-10-11 1F
	老デ28	元気ハーフデイ	相模原市南区相武台3-21-15 ソレイユ相武台101
	老デ29	基準緩和通所型 相武台リハビリデイサービス	相模原市南区新磯野1-45-1 サンライズ相武台1F号室
	老デ30	すずの家 さがみはら デイサービス	相模原市南区磯部1082-1
	老デ31	デイサービスセンターエクラシア相模原南	相模原市南区新磯野3-29-3
	老デ32	ユソーレ相武台	相模原市南区相武台団地2-3-4
	老デ33	認知症対応型デイサービスおとなり	相模原市南区相武台団地2-3-5 12店舗
	老デ34	リハビリデイサービス大きな手・相武台	相模原市南区相武台団地2-3-9 コンチェラート相武台101

表 2.2-14(4) 調査区域における福祉施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
老人デイサービス	老デ35	NPO法人 シンフォニーデイサービス	相模原市南区相模台2-3-2
	老デ36	老人デイサービスセンター芙蓉の園	相模原市南区南台5-10-26
	老デ37	U P L i f e 小田急相模原店	相模原市南区南台6-19-12 クレインヒル101号室
	老デ38	あおばデイサービス 相武台	座間市相武台2-171-1
	老デ39	ケアセンターはなみずき	座間市広野台1-25-11
	老デ40	ケアハーモニーデイサービス	座間市相模が丘5-10-3 1F
	老デ41	デイサービスセンター福寿さま相武台	座間市相武台2-32-20
特別養護老人ホーム	特老1	相陽台ホーム	相模原市南区下溝4303
	特老2	はなさか	相模原市南区磯部4363
	特老3	相模原敬寿園	相模原市南区磯部4507-1
	特老4	りんどう麻溝	相模原市南区麻溝台5-9-30
	特老5	ベルホーム	座間市栗原1261-1
介護老人保健施設	介保1	グリーンヒルズ相模原	相模原市南区新磯野5-36-1
	介保2	介護老人保健施設 のどか	相模原市南区新磯野5-36-1
介護医療院	介医1	医療法人社団 博奉会 相模ヶ丘病院	相模原市南区下溝4378
	介医2	相武台病院介護医療院	座間市相武台1-9-7
有料老人ホーム	老ホ1	福寿さがみ南磯部	相模原市南区磯部236-4
	老ホ2	おもいやりの郷 麻溝台ホーム	相模原市南区麻溝台6-16-20
	老ホ3	アライブかながわ	相模原市南区相武台1-18-3
	老ホ4	有料老人ホーム ハピネスらいむの里	相模原市南区相武台3-18-18
	老ホ5	エクラシア相模原南	相模原市南区新磯野3-29-3
	老ホ6	コンチェラート相武台	相模原市南区相武台団地2-3-9
	老ホ7	ボンセジュール小田急相模原	相模原市南区相模台2-5-1
	老ホ8	ルポーゼ南台	相模原市南区南台5-12-7
	老ホ9	SOMPQケア ラヴィーレ小田急相模原	相模原市南区南台5-10-6
	老ホ10	有料老人ホーム サニーライフ座間	座間市広野台1-18-20
	老ホ11	相武台老人憩いの家	座間市相武台4-5-24
	老ホ12	相模が丘老人憩いの家	座間市相模が丘2-43-39
	老ホ13	うるわしの杜 座間	座間市相武台3-16-1
	老ホ14	リビングケア唯の家 座間緑ヶ丘	座間市緑ヶ丘4-11-12
	老ホ15	福寿さま相武台	座間市相武台2-32-20
	老ホ16	イリーゼ座間	座間市広野台1-32-13
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認ホ1	グループホームあいち	相模原市南区
	認ホ2	グループホーム芙蓉の園	相模原市南区南台6-9-16
	認ホ3	グループホームたんぼぼ相武台	相模原市南区新磯野1-3-5
	認ホ4	ゆとり庵麻溝グループホーム	相模原市南区下溝1980-2
	認ホ5	グループホームすずの家さがみはら	相模原市南区磯部1082-1
	認ホ6	ツクイ相模原相武台	相模原市南区新磯野1-32-7
	認ホ7	花物語さがみ	相模原市南区磯部156-1
	認ホ8	NPO法人グループホーム シンフォニー	相模原市南区相模台2-3-2
	認ホ9	グループホームあいち	座間市相武台1-11-5
小規模多機能型 居宅介護	小介1	小規模多機能ホーム 芙蓉の園	相模原市南区南台6-9-16
	小介2	花織さがみ御園	相模原市南区御園4-15-10
	小介3	小規模多機能型居宅介護 ゆとり庵 磯部	相模原市南区磯部282番1
	小介4	ゆとり庵麻溝 看護小規模多機能型居宅介護	相模原市南区下溝1980-2

表 2.2-14(5) 調査区域における福祉施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
訪問介護	訪介1	スマイル麻溝台	相模原市南区麻溝台6-12-12
	訪介2	まごころサービス さくら	相模原市南区相模台3-16-21
	訪介3	介護サービスわだつみ	相模原市南区新磯野5-9-5 パークサイドマンション304
	訪介4	M I L D相模原	相模原市南区双葉2-4-4
	訪介5	心サロン MON * A M I E (もなみ)	相模原市南区相武台団地1-5-5-13
	訪介6	訪問介護みゆき	相模原市南区相模台3-3-12
	訪介7	ツクイ相模台	相模原市南区相模台3-17-9
	訪介8	訪問介護サービス あさかぜ	相模原市南区相模台6-16-9 ダイギンビル202
	訪介9	helper station Az	相模原市南区相模台1-14-3 カメヤハイツ301
	訪介10	中野医院	相模原市南区麻溝台5-17-10
	訪介11	ゆいナースステーション	相模原市南区麻溝台6-13-11 アルファメゾン101
	訪介12	みんなの訪問看護 リハビリステーション相模原	相模原市南区新磯野2-1-5 アネックス新磯野ビル 2階
	訪介13	おかもと訪問看護ステーション相模原 りあん	相模原市南区相模台4-9-21 チューリップハウスROOM2
	訪介14	パドル訪問看護ステーション	相模原市南区麻溝台8-35-25
	訪介15	nursing station Az	相模原市南区相模台1-14-3 カメヤハイツ1階
	訪介16	訪問看護ステーションほの	相模原市南区御園3-34-21 ロッソマッソーネ103
	訪介17	エフ・ケイ・アール	相模原市南区麻溝台6-4-9
	訪介18	訪問看護ステーション モーメント	相模原市南区磯部1450-3 2階
	訪介19	ヘルパーステーションさがみ	相模原市南区相模台2-10-15
	訪介20	訪問看護ステーションさがみ	相模原市南区相模台2-10-15
	訪介21	そよ風定期巡回 さがみはら南	相模原市南区相模台1-8-16 フィールデンス小田急相模原301号
	訪介22	そよ風ケアプランセンター さがみはら南	相模原市南区相模台1-8-16 フィールデンス小田急相模原301号
	訪介23	ケアサービス うららか	相模原市南区相模台1-9-1 コープさがみ台1-A、B
	訪介24	ケアサービス マル	相模原市南区南台6-1-13 ビラ・トーレ105
	訪介25	東電さわやかケア相模原・訪問介護	相模原市南区双葉2-4-10 2階
	訪介26	デイケアセンター さくら	相模原市南区相模台7-2-19
	訪介27	ケア・パートナーさくら	相模原市南区相模台7-2-19
	訪介28	ゆとり庵麻溝 訪問看護ステーション	相模原市南区下溝1980-2
	訪介29	ニチイケアセンター御園	相模原市南区御園5-10-24
	訪介30	ヘルパーステーションすきっぷ双葉	相模原市南区双葉1-7-4 2F
	訪介31	居宅介護支援事業所すきっぷ双葉	相模原市南区双葉1-7-4 2F
	訪介32	まりもケアセンター	相模原市南区新磯野3-30-1
	訪介33	訪問介護サービス ふれあい	相模原市南区新磯野3-3-9
	訪介34	医療法人社団OHP あんざい歯科医院	相模原市南区南台3-20-1 ラクアル・オダサガ1F
	訪介35	ミオ医院	相模原市南区相模台2-16-21
	訪介36	荘加医院	相模原市南区新磯野3-32-9
	訪介37	ペアナードオダサガはやしクリニック	相模原市南区南台5-11-19 ペアナードオダサガ302号室
	訪介38	訪問看護ステーション デューン相模原	相模原市南区南台3-18-15 ケイエムビル1F
	訪介39	指定訪問看護アットリハ小田急相模原	相模原市南区南台3-16-17 ハーヴェスト南台101
	訪介40	marimo訪問看護ステーション	相模原市南区文京2-7-2
	訪介41	あい訪問看護ステーション	相模原市南区相武台1-25-6 2階

表 2.2-14(6) 調査区域における福祉施設等一覧

種類	番号	名称	所在地
訪問介護	訪介42	あいケア	相模原市南区相武台1-25-6 2階
	訪介43	訪問介護 あすか	相模原市南区相武台2-21-5 相武台ビル1F
	訪介44	クレール相武台ヘルパーセンター	相模原市南区相武台3-18-18
	訪介45	らしく ライフケア 相模原南	相模原市南区相武台団地2-3-9-102
	訪介46	愛心ケアクリニック	相模原市南区相武台団地2-3-9-106 コンチェラート相武台
	訪介47	在宅療養支援ステーション楓の風 さがみはら	相模原市南区相武台団地2-3-9 コンチェラート相武台105号室
	訪介48	らしく ライフプラン 相模原南	相模原市南区相武台団地2-3-9-102
	訪介49	ヘルパステーション芙蓉の園	相模原市南区南台5-12-5
	訪介50	マキ介護サービス株式会社	相模原市南区南台5-12-7
居宅介護支援事業所	居支1	居宅介護支援事業所 ケアプランだんだん	相模原市南区南台6-4-13
	居支2	ケアプラン すみれ	相模原市南区相模台1-16-27 パティオM102
	居支3	居宅介護支援事業所 ひまわり	相模原市南区相模台3-16-22
	居支4	ケアプランもみじ	相模原市南区麻溝台4-8-1
	居支5	徳福 ケアセンター	相模原市南区麻溝台7-19-4
	居支6	有限会社 北湘アシスト	相模原市南区下溝1404-1
	居支7	アズノケア	相模原市南区相模台3-3-14 ドエル相模原1-D
	居支8	居宅介護支援事業所 相模原敬寿園	相模原市南区磯部4507-1
	居支9	かたくり相模台	相模原市南区相模台団地5-7
	居支10	わかくさ	相模原市南区相模台1-9-1 コープさがみ台1-B
	居支11	日中サービス虹の星	相模原市南区下溝4410
	居支12	居宅介護支援事業所 ワゲン麻溝	相模原市南区下溝3411-4
	居支13	ケアプランニング ルーセント	相模原市南区南台5-14-15 トータスハウス店舗No.5
	居支14	ケアプランみさと	相模原市南区南台4-8-15 コープさがみの101
	居支15	居宅介護支援事業所 ワゲン相模台	相模原市南区相模台2-16-18 ビュアハイム相模台101
	居支16	ケアプラン フレンズ	相模原市南区相武台3-3-25 プレスステージ相武台1F
	居支17	居宅介護支援事業所ココプラン	相模原市南区相模台2-4-9-304
	居支18	ケアプラン柊	相模原市南区御園2-13-4
	居支19	居宅介護支援センター芙蓉の園	相模原市南区南台5-12-5
	居支20	居宅介護支援事業所すきっぷ双葉	相模原市南区双葉1-7-4 2F
	居支21	ベルホーム居宅支援センター	座間市栗原1261-1
地域包括支援センター	包セ1	相武台地域包括支援センター	相模原市南区新磯野4-1-3
	包セ2	相模台第1地域包括支援センター	相模原市南区南台5-12-21 品田ビル1-A
	包セ3	相模台第2地域包括支援センター	相模原市南区麻溝台6-26-4 旭 マンション1階
	包セ4	座間市相武台地域包括支援センター	座間市栗原1261-1 (特別養護老人ホームベルホーム内)

注) 表中の番号は、図 2.2-9 中の番号に対応する。

出典: 「児童館・児童室」(令和7年5月閲覧、相模原市HP)

「こどもセンター」(令和7年5月閲覧、相模原市HP)

「障害者福祉サービス事業所一覧」(令和7年5月閲覧、相模原市HP)

「介護情報サービスかながわ」(令和7年5月閲覧、相模原市HP)

「高齢者の方のための施設のご案内」(令和7年5月閲覧、神奈川県HP)

「介護サービス事業所一覧」(令和7年5月閲覧、相模原市HP)

「座間市内社会福祉施設等一覧」(令和7年5月閲覧、座間市HP)

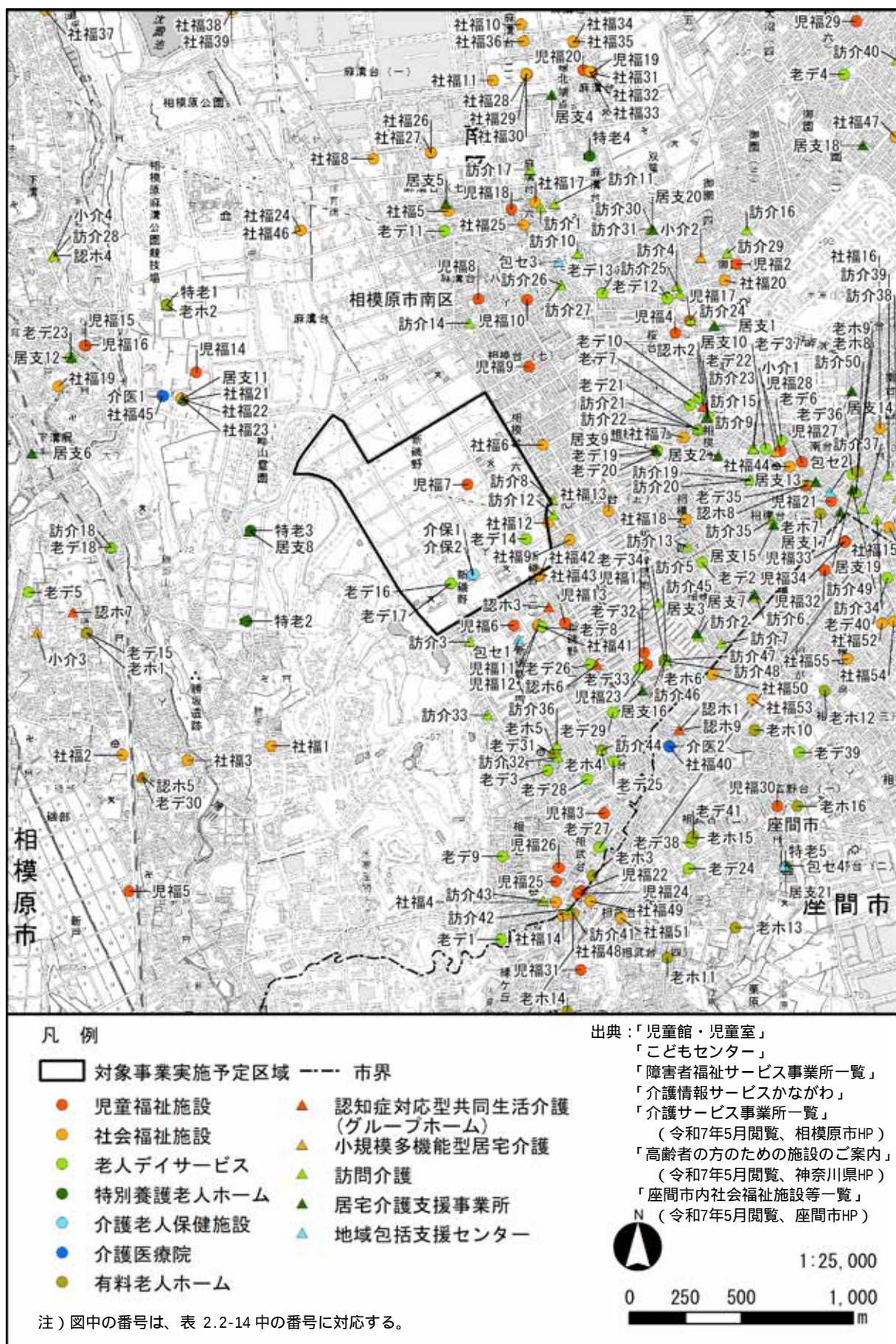


図 2.2-9 福祉施設等分布図

(3) 病院等

調査区域における病院等は、表 2.2-15 及び図 2.2-10 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域内にある施設は、丘整形外科医院である。

表 2.2-15 調査区域における病院等一覧

番号	区分	名称	所在地
1	救急病院	丘整形外科病院	相模原市南区新磯野2-7-10
2	病院	小松会病院	相模原市南区新磯野2337
3	救急病院	独立行政法人国立病院機構 相模原病院	相模原市南区桜台18-1
4	病院	医療法人社団博奉会 相模ヶ丘病院	相模原市南区下溝4378
5	救急病院	医療法人社団昌栄会 相武台病院	座間市相武台1-9-7

注) 表中の番号は、図 2.2-10 中の番号に対応する。

出典：「神奈川県医療機関名簿」(令和7年5月閲覧、神奈川県 HP)



図 2.2-10 病院等分布図

(4) 公園緑地の分布

調査区域における主な公園・緑地は、表 2.2-16 及び図 2.2-11 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域に最も近い公園・緑地は、街区公園の新磯野 2 丁目公園であり、対象事業実施予定区域の南側約 0.02 km に位置している。

表 2.2-16(1) 主な公園・緑地

公園区分	番号	公園名	所在地	面積 (ha)
街区公園	1	御園公園	相模原市南区御園3-19	0.13
	2	御園すみれ公園	相模原市南区御園2-11	0.05
	3	御園2丁目公園	相模原市南区御園2-6	0.02
	4	御園若葉公園	相模原市南区御園1-18	0.03
	5	御園第2若葉公園	相模原市南区御園1-19	0.01
	6	御園なかよし公園	相模原市南区御園1-18	0.01
	7	みゆき台公園	相模原市南区御園3-41	0.1
	8	みゆき台わらべ公園	相模原市南区御園3-41	0.01
	9	御園2丁目東公園	相模原市南区御園2-6	0.02
	10	御園4丁目みなみ公園	相模原市南区御園4-8	0.03
	11	ふれあいの杜公園	相模原市南区御園3-37	0.07
	12	若松6丁目公園	相模原市南区若松6-21	0.04
	13	若松東通り公園	相模原市南区若松6-5	0.01
	14	上中丸公園	相模原市南区下溝320-2	0.07
	15	下溝西堀公園	相模原市南区下溝957	0.01
	16	下溝上谷公園	相模原市南区下溝3403-6	0.06
	17	下溝みたけ公園	相模原市南区下溝3415-2	0.07
	18	下溝十三ノ原公園	相模原市南区下溝4307-3	0.01
	19	下庭第1公園	相模原市南区下溝786	0.01
	20	はの原第二公園	相模原市南区麻溝台4-7	0.03
	21	新屋敷ふれあい公園	相模原市南区下溝1964-6	0.02
	22	松原公園	相模原市南区双葉1-13-42	0.02
	23	松原第2公園	相模原市南区双葉1-13-44	0.02
	24	磯部若草公園	相模原市南区磯部1493-2	0.02
	25	磯部すずかけ台公園	相模原市南区磯部1310-36	0.02
	26	磯部なかよし公園	相模原市南区磯部1201-23	0.02
	27	五味ヶ谷公園	相模原市南区新戸2532-26	0.01
	28	下磯部みはらし台公園	相模原市南区磯部1246-7	0.01
	29	下磯部宮際公園	相模原市南区磯部1222-7	0.01
	30	新戸つつじ公園	相模原市南区新戸5283-6	0.01
	31	若草公園	相模原市南区相模台6-20	0.1
	32	麻溝台公園	相模原市南区麻溝台8-20	0.12
	33	相模台5丁目公園	相模原市南区相模台5-12	0.03
	34	若草こばと公園	相模原市南区相模台6-29	0.01
	35	若草ひばり公園	相模原市南区相模台7-28	0.04
	36	相模台4丁目公園	相模原市南区相模台4-14	0.07
	37	根岸台公園	相模原市南区磯部1147-17	0.12
	38	はの原公園	相模原市南区麻溝台4-6	0.01
	39	相模台5丁目第2公園	相模原市南区相模台5-12	0.03
	40	南台5丁目公園	相模原市南区南台5-1	0.04
	41	新磯野2丁目公園	相模原市南区新磯野2-11	0.04
	42	南台6丁目公園	相模原市南区南台6-3	0.18
	43	相模台南公園	相模原市南区相模台3-8	0.03
	44	麻溝台8丁目公園	相模原市南区麻溝台8-25	0.01
	45	相模台ライラック公園	相模原市南区相模台3-5	0.1

表 2.2-16(2) 主な公園・緑地

公園区分	番号	公園名	所在地	面積 (ha)
街区公園	46	桜台公園	相模原市南区桜台 13	0.04
	47	麻溝台 2 丁目公園	相模原市南区麻溝台 2-9	0.02
	48	おださが北口公園	相模原市南区南台 3-18	0.06
	49	麻溝台 5 丁目公園	相模原市南区麻溝台 5-14	0.01
	50	南台 5 丁目旭ヶ丘東公園	相模原市南区南台 5-8	0.02
	51	南台 5 丁目旭ヶ丘西公園	相模原市南区南台 5-13	0.02
	52	新磯野南公園	相模原市南区新磯野 5-11	0.12
	53	相武台みどり公園	相模原市南区新磯野 3-7	0.04
	54	新磯野公園	相模原市南区新磯野 4-8	0.25
	55	新磯野西公園	相模原市南区新磯野 4-2	0.25
	56	相武台団地中央公園	相模原市南区相武台団地 2-1	0.37
	57	相武台団地第 2 公園	相模原市南区相武台団地 1-5	0.19
	58	相武台団地第 3 公園	相模原市南区相武台団地 1-7	0.17
	59	相武台団地南公園	相模原市南区相武台団地 2-3	0.21
	60	新戸公園	相模原市南区新戸 2975	0.59
	61	鶴ヶ丘団地第 1 公園	相模原市南区南台 5-2	0.11
	62	相武台かつら公園	相模原市南区相武台 3-3	0.02
	63	相武台 1 丁目公園	相模原市南区相武台 1-2	0.22
	64	新磯野 3 丁目ポケットパーク	相模原市南区新磯野 3-24	0.02
	65	相武台 1 丁目やまぼうし公園	相模原市南区相武台 1-10	0.03
	66	相武台駅前公園	相模原市南区相武台 1-18	0.04
	67	大坂台公園	座間市相武台 1-4399-5	16.2
	68	かにが沢公園	座間市緑ヶ丘 4-23	43.8
	69	相模が丘第 1 公園	座間市相模が丘 1-37	0.1
	70	坂道公園	座間市相武台 1-4-4998	0.1
	71	相武台けやき公園	座間市相武台 2-12-1	0.05
	72	広野緑地公園	座間市相模が丘 1-21-109	0.07
	73	緑ヶ丘第 1 公園	座間市緑ヶ丘 6-22	0.06
	74	なかよし公園	座間市相模が丘 3-11-28	0.36
	75	スカイグリーンプーク	座間市相武台 1-49	0.83
近隣公園	1	相模台公園	相模原市南区桜台 21-1	1.3
総合公園	1	相模原麻溝公園	相模原市南区麻溝台 2317-1	26.1
	2	相模原公園	相模原市南区下溝 3277	26
墓園	1	峰山霊園	相模原市南区磯部 4573-2	12.3
歴史公園	1	勝坂歴史公園	相模原市南区磯部 4863	6.47
	2	史跡勝坂遺跡公園	相模原市南区磯部 1780 外	1.99

注) 表中の番号は、図 2.2-11 中の番号に対応する。

出典: 「地区別公園一覧」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)

「緑地等」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)

「都市公園一覧」(令和7年5月閲覧、座間市 HP)

(5) 住宅の分布

調査区域における住宅の分布は、前掲図 2.2-3 (p.2-48) に示すとおりである。

対象事業実施予定区域には住宅地や市街地などである建物用地が存在している。

また、対象事業実施予定区域の東側及び南側には建物用地が隣接して存在している。

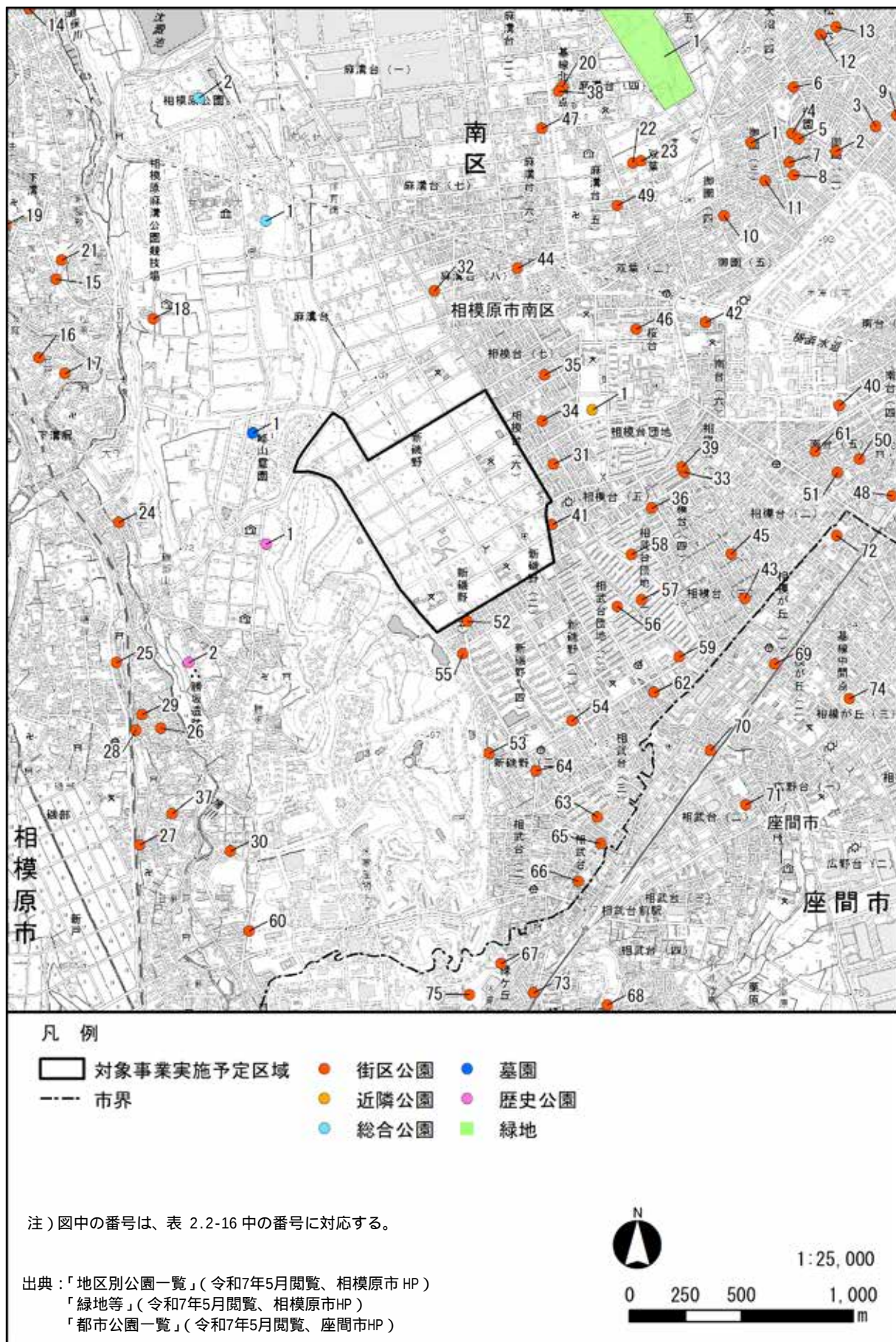


図 2.2-11 主な公園緑地分布図

2.2.6 環境関連の社会資本の状況

(1) 上水道、下水道の普及状況

調査対象地域における令和 5 年度の水道及び下水道の普及状況は、表 2.2-17 及び表 2.2-18 に示すとおりである。

相模原市の水道普及率は 100.0%であり、下水道普及率は 97.5%となっている。

なお、対象事業実施予定区域は下水道整備区域である。

表 2.2-17 水道の普及状況（令和 5 年度）

区分	行政区域内人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (人口比%)
相模原市	723,435	720,036	100.0
座間市	131,863	131,249	99.5

注) 行政区域内人口は、令和2年国勢調査確定値を基準人口とした令和6年4月1日現在の推計人口である。

出典：「令和5年度 神奈川県の水道」(令和7年5月閲覧、神奈川県 HP)

表 2.2-18 下水道の普及状況（令和 5 年度）

区分	行政人口 (千人)	下水道全体計 画区画面積 (ha)	下水道法事業 計画区画面積 (ha)	処理区域人口 (千人)	処理区域 面積(ha)	下水道処理 人口普及率 (%)
相模原市	716.5	10,170	8,368	698.6	7,749	97.5
座間市	131.3	1,373	1,316	128.3	1,224	97.7

注) 令和 5 年度末の値である。

出典：「令和6年度 神奈川県の下水道事業」(令和7年5月閲覧、神奈川県HP)

(2) 廃棄物処理施設の分布状況

1) 一般廃棄物の状況

調査区域における一般廃棄物処理施設は、表 2.2-19 及び図 2.2-12 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域周辺には、南清掃工場、相模原市南部粗大ごみ受入施設及びシゲンジャーパーク（一般廃棄物最終処分場）が所在している。

表 2.2-19 一般廃棄物処理施設

施設区分	番号	施設名	所在地
一般廃棄物処理施設	1	南清掃工場	相模原市南区麻溝台1524-1
	2	相模原市南部粗大ごみ受入施設	相模原市南区麻溝台1524-1
一般廃棄物最終処分場	3	シゲンジャーパーク（一般廃棄物最終処分場）	相模原市南区麻溝台3412-2 外地内

注）表中の番号は、図 2.2-12 中の番号に対応する。

出典：「清掃・ごみ」（令和7年5月閲覧、相模原市HP）

2) 産業廃棄物の状況

調査区域における産業廃棄物処理施設は、表 2.2-20 及び図 2.2-12 に示すとおりである。

相模原市長の許可を得ている産業廃棄物処理業者（令和6年8月30日現在）は、中間処理業者40社となっている（「産業廃棄物処分量」（令和7年5月閲覧、相模原市HP））。

対象事業実施予定区域内には、株式会社エニックスが所有する施設が所在している。また、対象事業実施予定区域周辺には、株式会社大空リサイクルセンター及び株式会社日環が所有する施設が所在している。

表 2.2-20 産業廃棄物処理施設

施設区分	番号	施設所有者名	所在地
産業廃棄物処理施設	4	株式会社エニックス	相模原市南区新磯野 251-2
	5	株式会社大空リサイクルセンター	相模原市南区麻溝台 3120
	6	株式会社日環	相模原市南区麻溝台 1-13-10

注）表中の番号は、図 2.2-12 中の番号に対応する。

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」（令和7年5月閲覧、神奈川県HP）

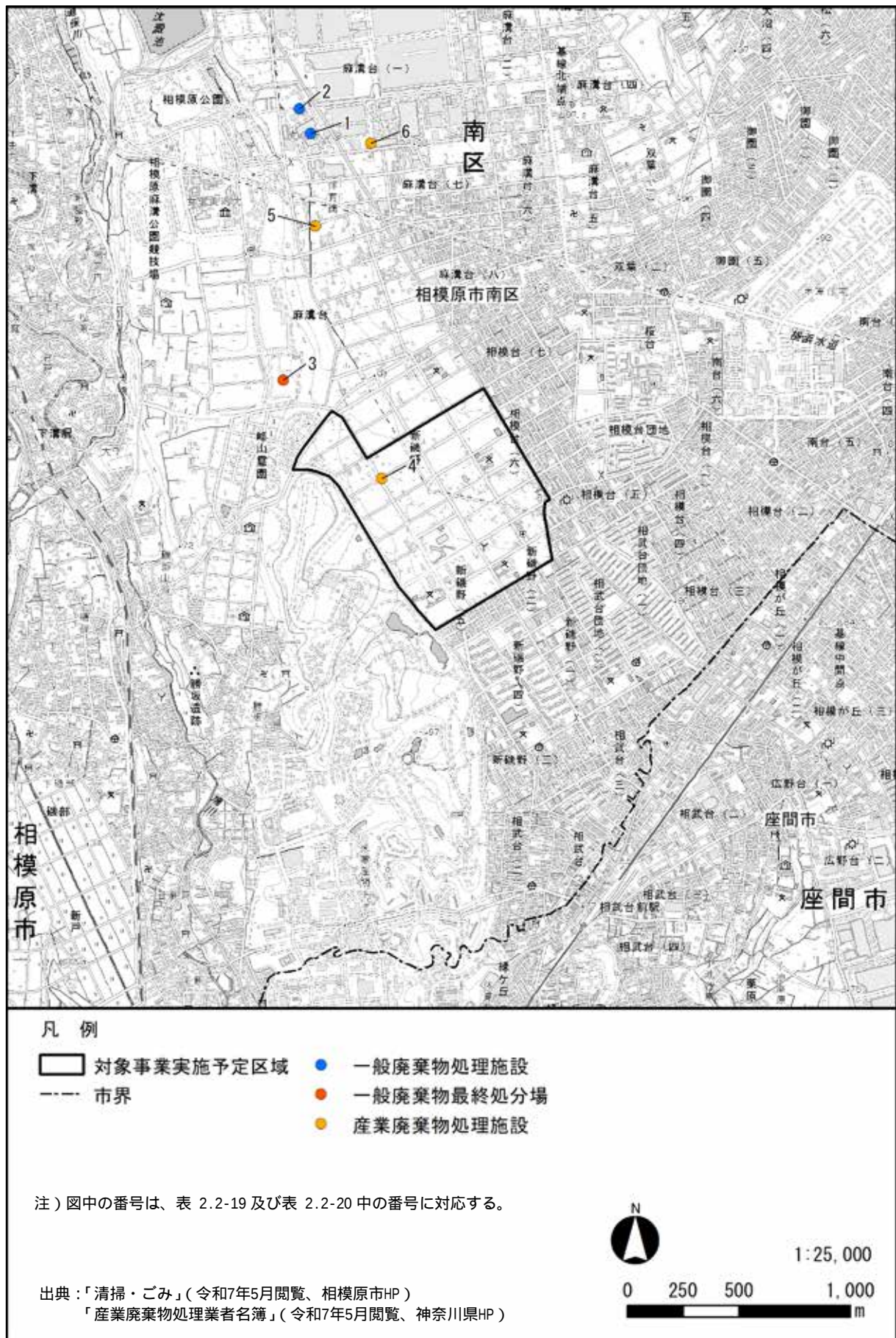


図 2.2-12 廃棄物処理施設分布図

3) 自動車リサイクル法に基づく関連事業者の状況

調査区域における自動車リサイクル法（「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号））に基づく関連事業者は表 2.2-21 及び図 2.2-13 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域には、有限会社マリクトレーディング（解体業者、引取業者及びフロン回収業者）、有限会社久保田自動車（引取業者）、有限会社プライムトレーディング（引取業者）及び有限会社ムラトミ（引取業者）が存在する。

表 2.2-21 自動車リサイクル法関連登録・許可業者数

区分	番号	業者名	所在地
解体業者	1	有限会社サガミ 786	相模原市南区麻溝台 3166
	2	株式会社城山解体	相模原市南区麻溝台 3155
	3	株式会社トクソーコーポレーション	相模原市南区麻溝台 2980-1
	4	有限会社マリクトレーディング	相模原市南区新磯野 76-1
引取業者	5	神奈川スバル株式会社 相模原南店	相模原市南区麻溝台 8-11-14
	6	神奈川スバル株式会社カースポット相模原南	相模原市模原市南区麻溝台 8-12-25
	7	有限会社金子モータース	相模原市南区新磯野 2360-1
	8	株式会社カネハル	相模原市南区麻溝台 1435-1
	9	有限会社久保田自動車	相模原市南区新磯野 1960-2
	10	有限会社サガミ 786	相模原市南区麻溝台 3166
	11	株式会社城山解体	相模原市南区麻溝台 3155
	12	株式会社トクソーコーポレーション	相模原市南区麻溝台 2980-1
	13	日産神奈川販売株式会社 麻溝台店	相模原市南区麻溝台 8-21-19
	14	有限会社バンジャープ	相模原市南区双葉 1-11-19
	15	有限会社プライムトレーディング	相模原市南区新磯野 335
	16	有限会社北欧モーターカーズ	相模原市南区新磯野 2308-1
	17	有限会社マリクトレーディング	相模原市南区新磯野 76-1
	18	有限会社ムラトミ	相模原市南区新磯野 5-43
	19	ヤマグチオートサービス	相模原市南区磯部 1409-1
	20	有限会社芦澤自動車	相模原市南区南台 5-2-23
	21	ヴィレッジセンターオートモーティブ	相模原市南区磯部 1724
	22	株式会社ホンダカーズ横浜ユースセレクト相模原	座間市相模が丘 1-20-46
	23	有限会社小倉鍍金塗装工業	座間市広野台 1-38-16
	24	有限会社相和自動車工業	座間市相武台 1-18-12
	25	有限会社エスマック	座間市相模が丘 1-35-47
	26	株式会社日産サティオ湘南 座間店	座間市相模が丘 1-15-44
	27	トヨタモビリティ神奈川 相武台店	座間市相武台 1-9-18
	28	トヨタモビリティ神奈川 相模台店	座間市相模が丘 1-12-35
	29	ウエインズトヨタ神奈川株式会社 ひまわり座間店	座間市相武台 1-5-50
	30	トヨタカローラ神奈川株式会社 座間店	座間市相武台 1-5-50
フロン回収業者	31	有限会社サガミ 786	相模原市南区麻溝台 3166
	32	株式会社城山解体	相模原市南区麻溝台 3155
	33	株式会社トクソーコーポレーション	相模原市南区麻溝台 2980-1
	34	有限会社マリクトレーディング	相模原市南区新磯野 76-1
	35	有限会社小倉鍍金塗装工業	座間市広野台 1-38-16

注）表中の番号は、図 2.2-13 中の番号に対応する。

出典：「自動車リサイクル法関係」（令和7年5月閲覧、相模原市 HP）

「自動車リサイクル法関連事業者一覧」（令和7年5月閲覧、神奈川県 HP）



図 2.2-13 自動車リサイクル法関連登録・許可業者

2.2.7 文化財等の状況

(1) 文化財の分布

調査区域における「文化財保護法」等による建造物、史跡、名勝、天然記念物等の状況は表 2.2-22 及び図 2.2-14 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域に最も近い施設は、中村家住宅主屋であり、対象事業実施予定区域の西側約 0.9 kmに位置している。

表 2.2-22 文化財の状況

地域	種別	番号	名称	所在地	指定・登録年月日
相模原市	国指定史跡	1	勝坂遺跡	相模原市南区磯部1780ほか	昭和49年7月2日
	国登録有形文化財（建造物）	2	中村家住宅主屋	相模原市南区磯部1734	平成18年3月2日
	市指定有形文化財（彫刻）	3	木造不動明王坐像	相模原市南区下溝1479下溝八幡宮	平成13年4月1日
		4	木造不動明王坐像	相模原市南区磯部1388磯部八幡宮	平成13年4月1日
	市指定有形文化財（古文書）	5	相模野基線北端点	相模原市南区麻溝台4-2099-2	平成13年4月1日
	市登録天然記念物（植物）	6	勝坂の照葉樹林	相模原市南区磯部1856ほか 史跡勝坂遺跡公園内	平成13年4月1日
	市登録天然記念物（動物）	7	勝坂のホトケドジョウ	相模原市南区磯部1859ほか	平成15年4月1日
	市登録有形文化財（建造物）	8	福田家の長屋門	相模原市南区下溝1980	平成14年4月1日
	市登録有形文化財（歴史資料）	9	新磯学校木扁額	相模原市南区磯部1028-5 新磯小学校	平成17年4月1日
	市登録史跡（その他の遺跡）	10	上磯部の土塁	相模原市南区磯部90-1の一部、91の一部、92の一部	平成14年4月1日
		11	内藤清成陣屋跡	相模原市南区新戸2058	平成17年4月1日
		12	新戸の一里塚	相模原市南区新戸2392-12	平成18年4月1日
座間市	市指定重要文化財（史跡）	13	基線中間点	座間市相模が丘2	平成23年10月25日

注）表中の番号は、図 2.2-14中の番号に対応する。

出典：「さがみはらの文化財一覧」（令和7年5月閲覧、相模原市HP）

「重要文化財」（令和7年5月閲覧、座間市HP）

(2) 埋蔵文化財包蔵地の分布

調査対象地域における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 2.2-23 に、調査区域における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は図 2.2-14 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域に、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 2.2-23 埋蔵文化財包蔵地の状況

地域	遺跡数（箇所）
相模原市	545
座間市	72

出典：「埋蔵文化財包蔵地」（令和7年5月閲覧、相模原市HP）

「埋蔵文化財包蔵地」（令和7年5月閲覧、座間市HP）

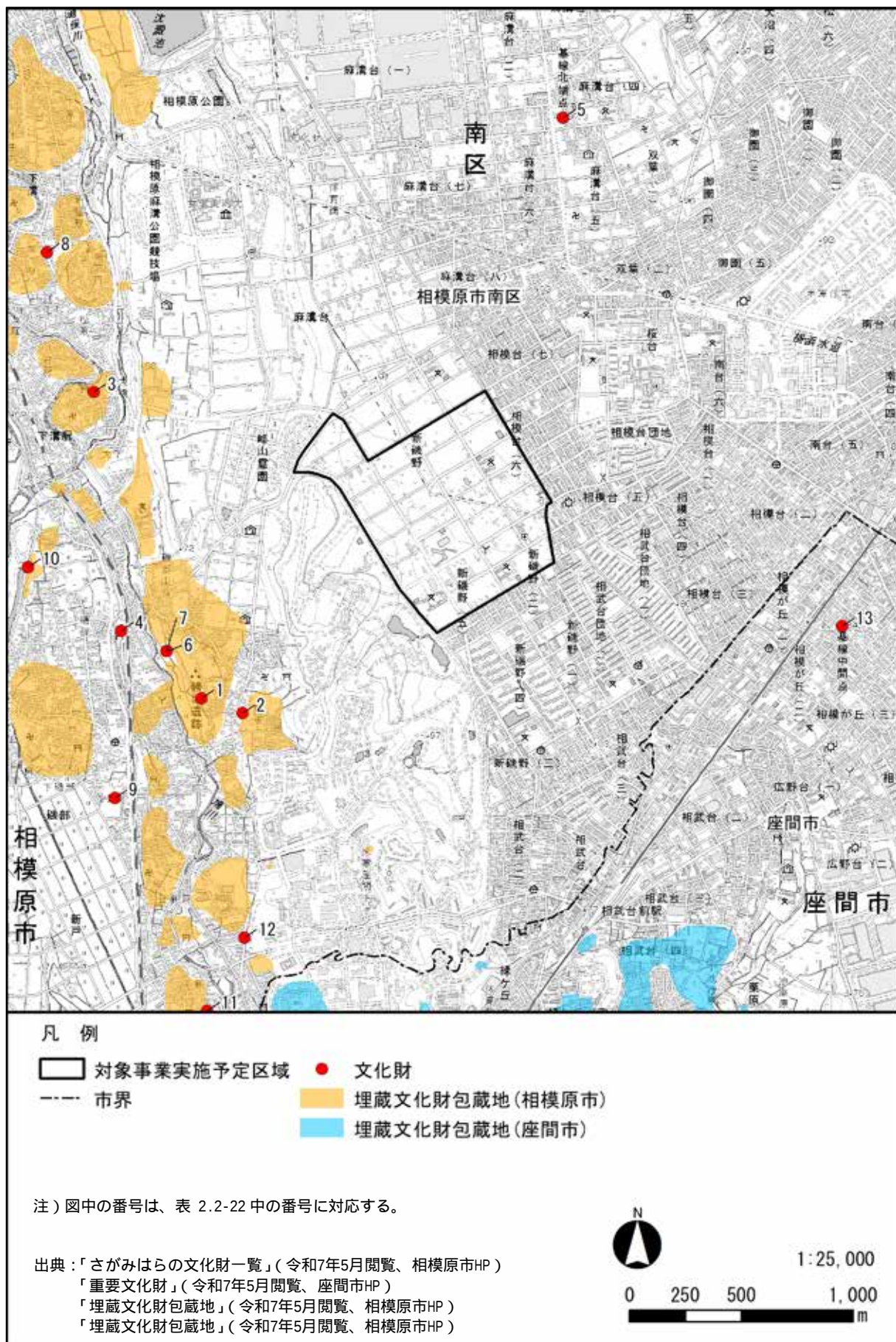


図 2.2-14 文化財及び埋蔵文化財包蔵地分布図

2.2.8 公害等の状況

(1) 大気汚染

調査区域には図 2.2-15 に示すとおり、一般環境大気測定局である相模原市相模台が存在している。相模原市相模台の過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）における環境基準の達成状況は、表 2.2-24 に示すとおりである。二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化硫黄は過去 5 年間環境基準を達成しているが、光化学オキシダントは環境基準を達成していない状況である。

表 2.2-24(1) 大気汚染に係る環境基準の達成状況（令和元年度～令和 5 年度）

測定項目		測定年度					環境基準
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
二酸化窒素	年平均値（ppm）	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
	日平均値の年間98%値（ppm）	0.025	0.024	0.023	0.022	0.023	
	環境基準の達成状況	○	○	○	○	○	
浮遊粒子状物質	年平均値（mg/m ³ ）	0.015	0.014	0.012	0.013	0.013	長期的 1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数（日）	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	
	環境基準（短期的評価）の達成状況	○	○	○	○	○	短期的 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
	日平均値の年間2%除外値（mg/m ³ ）	0.037	0.041	0.030	0.032	0.031	
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続の有無	無	無	無	無	無	
	環境基準（長期的評価）の達成状況	○	○	○	○	○	
微小粒子状物質	年平均値（μg/m ³ ）	8.2	7.7	7.0	8.6	8.6	長期的 年平均値が15μg/m ³ 以下であること。 短期的 1日平均値の年間98%値が35

表 2.2-24(2) 大気汚染に係る環境基準の達成状況（令和元年度～令和5年度）

測定項目		測定年度					環境基準
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
光化学オキシダント	昼間の1時間値の年平均値（ppm）	0.032	0.031	0.032	0.033	0.035	昼間の1時間値が0.06ppm以下であること。
	昼間の日最高1時間値の年平均値（ppm）	0.047	0.045	0.047	0.047	0.050	
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数（日）	75	59	65	73	82	
	環境基準の達成状況	×	×	×	×	×	
二酸化硫黄	年平均値（ppm）	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	長期的 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値（年間2%除外値）が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
	日平均値が0.04ppmを超えた日数（日）	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数（時間）	0	0	0	0	0	
	環境基準（短期的評価）の達成状況	○	○	○	○	○	
	日平均値の年間2%除外値（ppm）	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	短期的 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	無	無	無	無	無	
	環境基準（長期的評価）の達成状況	○	○	○	○	○	

注）1:環境基準の達成状況 ○：達成 ×：未達成

2:環境基準の達成状況の評価方法は後掲表 2.2-45（p.2-109 参照）に示す。

出典：「神奈川県の大气汚染」（令和7年5月閲覧、神奈川県 HP）



図 2.2-15 大気汚染常時監視測定局位置図

(2) 水質汚濁

調査区域においては、図 2.2-16 に示すとおり、鳩川の三段の滝及び妙莫橋、姥川の天応院、道保川の泉橋、目久尻川の小池仲橋において水質調査が行われている。水質測定結果は、表 2.2-25～表 2.2-29 に示すとおりである。

過去 5 年間に於いて、鳩川（三段の滝）では pH が令和 2 年度及び令和 3 年度で超過、大腸菌数が令和 4 年度で超過したが、令和 5 年度は、全ての測定項目で環境基準を達成していた。

また、鳩川（妙莫橋）で令和 3 年度に pH が、目久尻川（小池仲橋）で令和 2 年度及び令和 5 年度に BOD、令和 4 年度及び令和 5 年度に大腸菌数が環境基準を超過していた。

なお、姥川（天応院）及び道保川（泉橋）では、過去 5 年間に於いて全ての測定項目で環境基準を達成していた。

表 2.2-25 鳩川（三段の滝）における水質測定結果

区分	測定項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準 (河川A類型)
			年平均値					
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.0005	0.0005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	0.02mg/L以下
	砒素	mg/L	<0.0005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	PCB	mg/L	<0.0005	不検出	不検出	不検出	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	-	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	-	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエチン	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	-	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチン	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	-	0.1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチン	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	-	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエチン	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエチン	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	-	0.006mg/L以下
	トリクロロエチン	mg/L	<0.0002	0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチン	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.0004	<0.0002	<0.0004	<0.0004	-	0.002mg/L以下
	ナフthalen	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	-	0.006mg/L以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	0.003mg/L以下
	チオベンザル	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.002	<0.002	-	0.02mg/L以下
	ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	-	0.01mg/L以下
	トルエン	mg/L	0.0005	<0.002	<0.002	<0.002	-	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	4.2	4.5	4.1	4.0	-	合計10mg/L以下
	硝酸性窒素	mg/L	4.2	4.5	4.0	3.9	-	-
	亜硝酸性窒素	mg/L	<0.05	0.01	<0.05	<0.05	-	-
	ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	-	0.8mg/L以下
	ほう素	mg/L	<0.02	0.007	<0.02	0.03	-	1mg/L以下
	1,4-ジオキサジン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	0.05mg/L以下
生活環境項目	pH	-	8.4	8.7	8.8	8.5	8.5	6.5～8.5
	BOD	mg/L	0.6 (0.6)	0.8 (0.9)	0.6 (0.8)	0.7 (0.8)	0.5 (0.5)	2mg/L以下
	COD	mg/L	1.7 (2.0)	1.5 (1.7)	1.7 (1.7)	2.2 (2.2)	1.6 (1.8)	-
	SS	mg/L	2	2	1	3	1	25mg/L以下
	DO	mg/L	11.1	11.9	12.9	10.8	11.6	7.5mg/L以上
	大腸菌数	CPU/100mL	-	-	-	560 (960)	190 (620)	300CPU/100mL以下
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
	全窒素	mg/L	4.4	4.6	4.3	4.2	3.9	-
	全炭	mg/L	0.025	0.024	0.021	0.030	0.025	-
	全亜鉛	mg/L	0.0056	0.0041	0.003	0.004	0.008	0.03mg/L以下
	ニルフェノール	mg/L	0.0001	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002mg/L以下
	LAS	mg/L	0.0022	0.0003	<0.0006	0.0007	0.0006	0.05mg/L以下

注) 1: 「<」は、未満を示す。

2: 全シアンについては、年間の最大値

3: BOD 及び COD 欄中の () 内の数字は、日間平均値の75%値である。

4: 大腸菌数欄中の () 内の数字は、日間平均値の90%値である。

5: 不検出とは、定量下限値未満であることを示す。

6: 網掛けは、環境基準を達成していないことを示す。

出典: 「令和2年度～令和6年度 環境調査結果・規制等の状況(年度別まとめ)」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)

表 2.2-26 鳩川（妙莫橋）における水質測定結果

区分	測定項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準 (河川A類型)
			年平均値					
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.0006	<0.0005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	0.02mg/L以下
	砒素	mg/L	<0.0005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエチン	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1mg/L以下
	トリクロロエチン	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチン	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
生活環境項目	pH	-	8.1	8.4	8.8	8.5	8.1	6.5～8.5
	BOD	mg/L	0.5 (0.6)	0.7 (0.7)	0.7 (0.8)	0.8 (0.9)	0.6 (0.5)	2mg/L以下
	SS	mg/L	3	3	3	5	2	25mg/L以下
	DO	mg/L	10.7	11.6	12.2	11.6	11.7	7.5mg/L以上
	大腸菌数	CPU/100mL	-	-	-	180 (420)	170 (330)	300CPU/100mL以下
	全窒素	mg/L	5.8	7.6	5.7	6.6	5.8	-
	全磷	mg/L	0.050	0.12	0.98	0.20	0.048	-
	全亜鉛	mg/L	0.0048	0.0091	0.010	0.002	0.005	0.03mg/L以下

注) 1: 「<」は、未満を示す。

2: 全シアンについては、年間の最大値

3: BOD 欄中の () 内の数字は、日間平均値の75%値である。

4: 大腸菌数欄中の () 内の数字は、日間平均値の90%値である。

5: 不検出とは、定量下限値未満であることを示す。

6: 網掛けは、環境基準を達成していないことを示す。

出典: 「令和2年度～令和6年度 環境調査結果・規制等の状況(年度別まとめ)」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)

表 2.2-27 姥川（天応院）における水質測定結果

区分	測定項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準 (河川A類型)
			年平均値					
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	0.02mg/L以下
	砒素	mg/L	<0.0005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエチン	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1mg/L以下
	トリクロロエチン	mg/L	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチン	mg/L	<0.0002	0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
生活環境項目	pH	-	8.0	7.8	7.9	7.8	7.8	6.5～8.5
	BOD	mg/L	0.5 (0.6)	0.6 (0.7)	0.5 (0.7)	0.7 (0.7)	0.5 (0.6)	2mg/L以下
	SS	mg/L	2	1	1	2	1	25mg/L以下
	DO	mg/L	10.4	10.6	10.8	10.4	10.2	7.5mg/L以上
	大腸菌数	CPU/100mL	-	-	-	55 (82)	260 (830)	300CPU/100mL以下
	全窒素	mg/L	4.1	4.2	4.1	3.7	3.7	-
	全磷	mg/L	0.034	0.028	0.028	0.028	0.032	-
	全亜鉛	mg/L	0.0077	0.0063	0.005	0.004	0.011	0.03mg/L以下

注) 1: 「<」は、未満を示す。

2: 全シアンについては、年間の最大値

3: BOD 欄中の () 内の数字は、日間平均値の75%値である。

4: 大腸菌数欄中の () 内の数字は、日間平均値の90%値である。

5: 不検出とは、定量下限値未満であることを示す。

出典: 「令和2年度～令和6年度 環境調査結果・規制等の状況(年度別まとめ)」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)

表 2.2-28 道保川（泉橋）における水質測定結果

区分	測定項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準 （河川A類型）
			年平均値					
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.0007	<0.0005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.02	<0.02	<0.01	<0.01	0.02mg/L以下
	砒素	mg/L	<0.0005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1mg/L以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01mg/L以下
生活環境項目	pH	-	8.0	8.0	8.1	8.0	7.9	6.5～8.5
	BOD	mg/L	0.4（0.4）	0.5（0.6）	0.4（0.5）	0.6（0.6）	0.6（0.5）	2mg/L以下
	SS	mg/L	4	4	3	6	4	25mg/L以下
	DO	mg/L	9.7	10.2	10.1	10.0	10.2	7.5mg/L以上
	大腸菌数	CPU/100mL	-	-	-	130（180）	270（650）	300CPU/100mL以下
	全窒素	mg/L	4.7	5.1	4.9	4.7	4.5	-
	全磷	mg/L	0.041	0.030	0.033	0.052	0.044	-
	全亜鉛	mg/L	0.0051	0.0038	0.002	0.001	0.009	0.03mg/L以下

注) 1:「<」は、未満を示す。

2:全シアンについては、年間の最大値。

3:BOD欄中の()内の数字は、日間平均値の75%値である。

4:大腸菌数欄中の()内の数字は、日間平均値の90%値である。

5:不検出とは、定量下限値未満であることを示す。

出典:「令和2年度～令和6年度 環境調査結果・規制等の状況(年度別まとめ)」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)

表 2.2-29 目久尻川（小池仲橋）における水質測定結果

区分	測定項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準 (河川B類型)
			年平均値					
生活環境項目	pH	-	7.5	7.5	7.5	7.4	7.6	6.5～8.5
	BOD	mg/L	2.0	3.1	2.6	1.0	3.4	3mg/L以下
	SS	mg/L	2	2	4	1	7	25mg/L以下
	DO	mg/L	8.9	8.8	8.8	9.0	9.1	5mg/L以上
	大腸菌数	CPU/100mL	-	-	-	1,488	1,510	1,000FCU/100mL以下
	全磷	mg/L	0.55	0.66	0.61	0.29	0.59	-

注) 網掛けは、環境基準を達成していないことを示す。

出典:「令和元年～令和5年 座間市環境基本計画年次報告書」(座間市)

調査区域内に流れている鳩川において、水質を対象にダイオキシン類の測定が実施されており、令和3年度～令和5年度における測定結果は、表 2.2-30 に示すとおりである。

各地点での測定結果は、令和3年度～令和5年度においてダイオキシン類(水質)に係る環境基準を下回っていた。

表 2.2-30 ダイオキシン類測定結果(水質)(令和3年度～令和5年度)

区分	調査地点	採取日	ダイオキシン類	
			測定結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)
河川	鳩川(三段の滝)	令和3年8月23日	0.046	1 以下
		令和4年8月19日	0.072	
		令和5年8月22日	0.11	
	鳩川(妙真橋)	令和3年8月23日	0.088	
		令和4年8月19日	0.072	
		令和5年8月22日	0.17	

出典:「令和3年度～令和5年度相模原市内におけるダイオキシン類測定結果(水質・底質・土壌)」
(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)



図 2.2-16 水質測定調査地点図

(3) 水底の底質

調査区域に公共用水域の底質に係る測定地点は存在していない。

調査区域内に流れている鳩川において、底質中のダイオキシン類について測定が実施されており、令和3年度～令和5年度における測定結果は、表 2.2-31 に示すとおりである。

各地点での測定結果は、令和3年度～令和5年度において底質中のダイオキシン類に係る環境基準を下回っていた。

表 2.2-31 底質中のダイオキシン類測定結果（令和3年度～令和5年度）

区分	調査地点	採取日	底質中のダイオキシン類	
			測定結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
河川	鳩川（三段の滝）	令和3年8月23日	0.83	150 以下
		令和4年8月19日	0.64	
		令和5年8月22日	1.20	
	鳩川（妙莫橋）	令和3年8月23日	4.10	
		令和4年8月19日	2.00	
		令和5年8月22日	1.50	

出典：「令和3年度～令和5年度相模原市内におけるダイオキシン類測定結果（水質・底質・土壌）」
（令和7年5月閲覧、相模原市 HP）

(4) 地下水の水質

調査区域における人の健康の保護に関する地下水水質測定結果は、表 2.2-32 及び図 2.2-17 に示すとおり、令和元年度から令和5年度において定点調査4地点、メッシュ調査9地点及び継続監視調査1地点で調査が実施されている。結果は表 2.2-33～表 2.2-35 に示すとおりであり、全ての項目で環境基準を達成していた。

表 2.2-32 人の健康の保護に関する地下水水質測定結果（令和元年度～令和5年度）

地域	定点調査		メッシュ調査		継続監視調査	
	地点数	環境基準 非達成地点数	地点数	環境基準 非達成地点数	地点数	環境基準 非達成地点数
相模原市	2	0	6	0	0	0
座間市	2	0	3	0	1	0

出典：「令和元年度～令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和元～5年度、神奈川県環境科学センター）

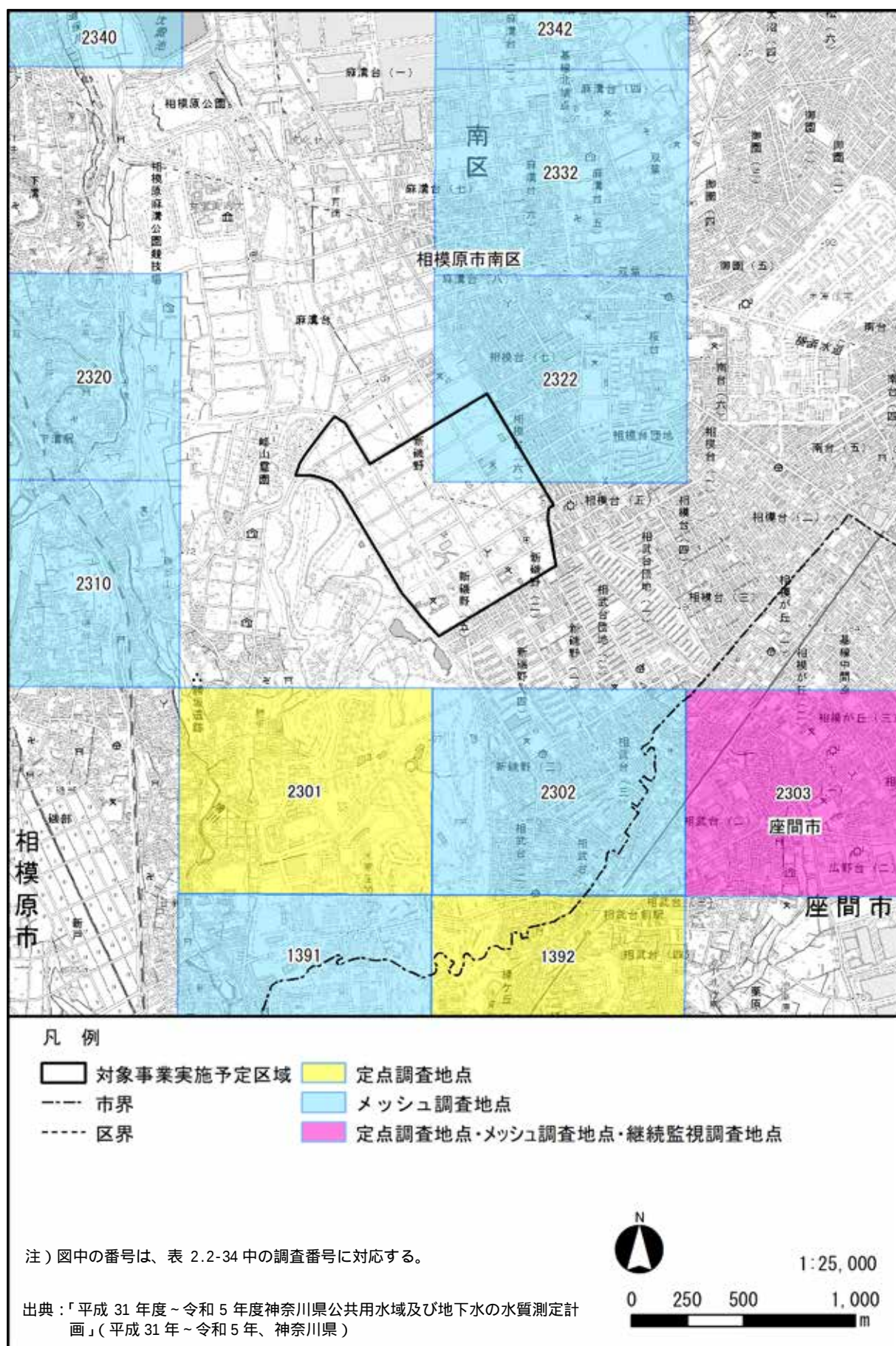


図 2.2-17 地下水水質測定地点図

表 2.2-33(1) 地下水水質測定地点（定点調査）

	定点調査	26	29	74	75	25	28	環境基準
	測定地点	南区 相武台	南区磯部	座間市 緑ヶ丘	座間市 栗原	南区 相武台	南区磯部	
	深度区分	深井戸	浅井戸	浅井戸	深井戸	深井戸	浅井戸	
	用途区分	営業用水	生活用水	営業用水	一般飲用	営業用水	生活用水	
	測定年月	令和元年 10月	令和元年 10月	令和元年 10月	令和元年 10月	令和2年 10月	令和2年 10月	
環境基準項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003 以下
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	PCB (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	クロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0006	<0.0004	0.0006	<0.0004	0.0008	<0.0004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.0003	<0.0002	0.0004	0.0008	0.0004	<0.0002	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0004	<0.0002	0.0005	0.0003	0.0005	<0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002 以下
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0005	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.0003	<0.0003	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	0.0008	<0.0005	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	6.4	4.8	5.8	5.5	5.9	5.7	10 以下
	ふっ素 (mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
	ほう素 (mg/L)	<0.02	<0.02	0.0038	0.0038	<0.02	<0.02	1 以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
一般項目	電気伝導率 (mS/m)	31	18	35	25	33	16	-
	pH	7.1	7.4	6.9	6.9	6.9	7.1	5.8~8.6
	水温 ()	17.7	17.8	18.0	18.2	16.8	16.9	-
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	-
	外観	無色	無色	無色	無色	無色	無色	-

表 2.2-33(2) 地下水水質測定地点（定点調査）

	定点調査	74	75	25	28	64	65	環境基準
	測定地点	座間市 緑ヶ丘	座間市 栗原	南区 相武台	南区磯部	座間市 緑ヶ丘	座間市 栗原	
	深度区分	浅井戸	深井戸	深井戸	浅井戸	浅井戸	深井戸	
	用途区分	営業用水	一般飲用	営業用水	生活用水	営業用水	一般飲用	
	測定年月	令和2年 10月	令和2年 10月	令和3年 10月	令和3年 10月	令和3年 11月	令和3年 11月	
環境基準項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003 以下
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	PCB (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	クロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0006	<0.0004	0.0008	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.0006	0.0007	0.0004	<0.0002	0.0006	0.0003	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0008	0.0003	0.0004	<0.0002	0.0003	0.0039	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002 以下
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	5.4	5.7	5.3	4.6	5.6	5.3	10 以下
	ふっ素 (mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
	ほう素 (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
一般項目	電気伝導率 (mS/m)	34	27	33	19	35	27	-
	pH	7.0	6.9	7.0	7.0	6.7	6.7	5.8~8.6
	水温 ()	19.7	20.5	15.1	15.3	18.5	18.0	-
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	-
	外観	無色	無色	無色	無色	無色	無色	-

表 2.2-33(3) 地下水水質測定地点（定点調査）

	定点調査	25	28	16	19	61	62	環境基準
	測定地点	南区 相武台	南区磯部	南区 相武台	南区磯部	座間市 緑ヶ丘	座間市 栗原	
	深度区分	深井戸	浅井戸	深井戸	浅井戸	浅井戸	深井戸	
	用途区分	営業用水	生活用水	営業用水	生活用水	営業用水	一般飲用	
	測定年月	令和 4 年 10月	令和 4 年 10月	令和5年 10月	令和5年 10月	令和5年 11月	令和5年 11月	
環境基準項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003以下
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	PCB (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	クロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0008	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.0004	<0.0002	0.0004	<0.0002	0.0003	0.0007	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0005	<0.0002	0.0016	<0.0002	0.0008	0.0003	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002 以下
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	5.3	5.7	5.0	4.3	4.2	5.1	10 以下
	ふっ素 (mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
	ほう素 (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
一般項目	電気伝導率 (mS/m)	32	14	32	13	24	24	-
	pH	6.8	7.0	6.8	7.2	7.1	7.1	5.8~8.6
	水温 ()	16.8	16.7	17.2	17.7	22.2	20.7	-
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	-
	外観	無色	無色	無色	無色	無色	無色	-

注)「<」は、未満を示す。

出典:「令和元年度～令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和元年度～令和5年度、神奈川県環境科学センター)

表 2.2-34(1) 地下水水質測定地点（メッシュ調査）

	メッシュ調査	2332	2303	2340	2310	環境基準
	測定地点	南区麻溝台	座間市 広野台	南区下溝	南区磯部	
	深度区分	深井戸	深井戸	不明	浅井戸	
	用途区分	生活 用水	その他	生活 用水	その他	
	測定年月	令和元年 10月	令和元年 10月	令和2年 10月	令和3年 10月	
環境 基準 項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003 以下
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.01	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.0005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.0005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	PCB (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	クロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.0004	0.0006	0.0004	<0.0002	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0009	0.0029	0.0007	<0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002 以下
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.0003	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.0005	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	4.7	5	2.7	7	10 以下
	ふっ素 (mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	0.08	0.8 以下
	ほう素 (mg/L)	<0.02	0.0043	<0.02	<0.02	1 以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
一 般 項 目	電気伝導率 (mS/m)	26	24	22	22	-
	pH	7	6.8	7.1	7	5.8~8.6
	水温 ()	18	17	16.2	15.3	-
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	-
	外観	無色	無色	有色	無色	-

表 2.2-34(2) 地下水水質測定地点（メッシュ調査）

	メッシュ調査	2320	2342	2322	1391	2302	環境基準
	測定地点	南区 下溝	南区 西大沼	南区 桜台	座間市 相武台	座間市 相武台	
	深度区分	浅井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	
	用途区分	一般 飲用	工業 用水	営業 用水	一般 飲用	一般 飲用	
	測定年月	令和4年 10月	令和4年 10月	令和5年 10月	令和5年 11月	令和5年 11月	
環境基準項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003 以下
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
	砒素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	PCB (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	クロロエチレン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	0.0004	0.0004	<0.0002	0.0002	0.01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	0.0019	0.0006	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.002 以下
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	5.6	4.1	5.2	<0.10	4.8	10 以下
	ふっ素 (mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
	ほう素 (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0.035	<0.02	1 以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
一般項目	電気伝導率 (mS/m)	27	25	26	22	31	-
	pH	6.9	7.1	7.0	7.6	7.7	5.8~8.6
	水温 ()	17.1	16.6	16.9	16.5	18.2	-
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	-
	外観	無色	無色	無色	無色	無色	-

注) 1: 「<」は、未満を示す。

2: 表中のメッシュ調査の番号は、図 2.2-17 中の番号に対応する。

出典: 「令和元年度～令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和元年度～令和5年度、神奈川県環境科学センター)

表 2.2-35 地下水水質測定地点（継続監視調査）

	継続監視調査	119	112	107	65	環境基準
	測定地点	座間市広野台	座間市広野台	座間市広野台	座間市広野台	
	深度区分	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	
	用途区分	営業用水	営業用水	営業用水	営業用水	
	測定年月	令和元年10月	令和2年10月	令和3年11月	令和5年11月	
環境基準項目	トリクロロエチレン（mg/L）	0.0005	0.0004	0.0006	0.0003	0.01 以下
	テトラクロロエチレン（mg/L）	0.0049	0.0042	0.0009	0.0041	0.01 以下
一般項目	電気伝導率（mS/m）	22	23	24	22	-
	pH	6.8	7.1	6.8	7.2	5.8～8.6
	水温（ ）	17.1	18.1	18.5	20.4	-
	臭気	薬品臭	無臭	無臭	無臭	-
	外観	無色	無色	無色	無色	-

注)「<」は、未満を示す。

出典：「令和元年度～令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和元年度～令和5年度、神奈川県環境科学センター）

また、調査区域での地下水中のダイオキシン類の測定が、年度ごとに位置を変えて実施されている。調査区域では、令和3年度に相模原市南区桜台、令和4年度に相模原市南区新戸及び新磯野において測定が行われており、測定結果は表 2.2-36 に示すとおりである。これらの地点での測定結果は、地下水中のダイオキシン類に係る環境基準を達成していた。

表 2.2-36 地下水中のダイオキシン類測定結果

調査地点	測定結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)	環境基準適合状況 ○：適合 ×：不適合	採取日
相模原市南区新戸	0.039	1 以下	○	令和4年8月22日
相模原市南区新磯野	0.039		○	令和4年8月22日
相模原市南区桜台	0.035		○	令和3年8月25日

出典：「令和3年度～令和4年度相模原市内におけるダイオキシン類測定結果（水質・底質・土壌）」（令和7年5月閲覧、相模原市 HP）

(5) 土壌汚染

調査対象地域における「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく指定の状況は、相模原市においては令和7年5月22日現在、要措置区域が2区域、形質変更時要届出区域が9区域存在している。

さらに、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成9年神奈川県条例第35号)に基づき、土壌の汚染が認められた土地として、相模原市においては4区域(令和6年3月15日現在)が存在している。

このうち、調査区域においては、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壌の汚染が認められた土地は存在しない。

なお、座間市においては令和7年3月7日現在、形質変更時要届出区域が1区域存在している。

また、相模原市では土壌中のダイオキシン類の測定が、年度ごとに位置を変えて実施されている。調査区域では令和3年度～令和4年度に図2.2-18に示す新磯小学校、相武台小学校、桜台小学校において調査が行われており、測定結果は表2.2-37に示すとおりである。各地点での測定結果は、土壌中のダイオキシン類に係る環境基準に適合しており、環境指標値も下回っていた。

表 2.2-37 土壌中のダイオキシン類測定結果

地域	測定地点	測定結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)	環境指標値 (pg-TEQ/g)	環境基準 適合状況 ○：適合 ×：不適合	採取日
相模原市 南区	新磯小学校	0.77	1,000 以下	250	○	令和4年8月22日
相模原市 南区	相武台小学校	3.1	1,000 以下	250	○	令和4年8月22日
相模原市 南区	桜台小学校	2.2	1,000 以下	250	○	令和3年8月25日

出典：「令和3年度～令和4年度相模原市内におけるダイオキシン類測定結果(水質・底質・土壌)」(令和7年5月閲覧、相模原市HP)

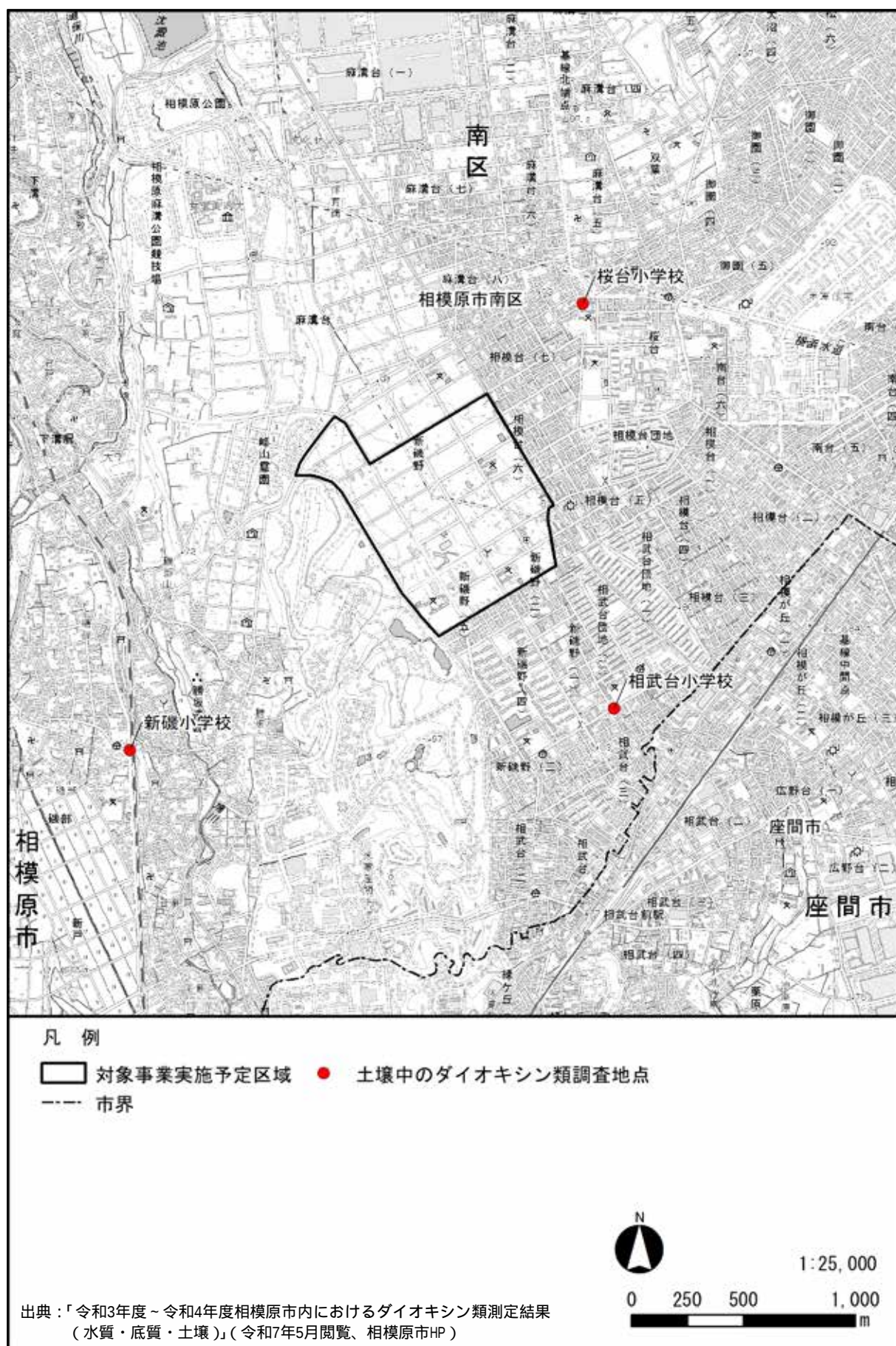


図 2.2-18 土壌中のダイオキシン類調査地点図

(6) 騒音

調査地域における平成 30 年度～令和 5 年度の「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく自動車騒音常時監視調査結果は、表 2.2-38 及び図 2.2-19 に示すとおりである。

各対象道路の評価対象住居等戸数のうち、昼・夜間とも環境基準値以下の割合は 86.7～99.9%であった。

表 2.2-38 自動車騒音の状況(平成 30 年度～令和 5 年度)

対象道路	調査年度	路線延長 (km)	評価対象 住居等 戸数 (戸)	評価結果(戸)(割合%)			
				昼・夜間とも 環境基準値以下	昼間のみ 環境基準値以下	夜間のみ 環境基準値以下	昼・夜間とも 環境基準値超過
町田厚木線	R5	1.0	1,532	1,447 (94.5)	- (-)	- (-)	- (-)
	R3	3.6	3,849	3,556 (92.4)	258 (6.7)	0 (0.0)	35 (0.9)
	R1	1.8	1,333	1,332 (99.9)	- (-)	- (-)	- (-)
相武台相模原線	R5	0.1	82	80 (97.6)	- (-)	- (-)	- (-)
	R3	6.5	1,902	1,688 (88.7)	185 (9.7)	0 (0.0)	29 (1.5)
相模原茅ヶ崎線	H30	8.2	2,157	2,126 (98.6)	6 (0.3)	0 (0.0)	25 (1.2)
相模原町田線	H30	8.1	2,391	2,073 (86.7)	317 (13.3)	0 (0.0)	1 (0.0)
座間大和線	R5	1.7	802	730 (91.0)	- (-)	- (-)	- (-)

出典：「平成30年度～令和3年度 自動車騒音常時監視測定結果」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)
「令和元年度～令和5年度 座間市環境基本計画年次報告書(資料編)」(令和7年5月閲覧、座間市 HP)



図 2.2-19 道路交通騒音に係る環境基準達成状況

また、調査区域において航空機騒音を緑台小学校、ヘリコプター騒音を勝坂コミュニティセンターで測定している。測定位置を図 2.2-20 に示す。

平成 30 年度～令和 6 年度の航空機騒音の状況は表 2.2-39 に示すとおりであり、過去 5 年間に於ける航空機騒音は 90.0～103.8dB であった。

令和 2 年度～令和 7 年度のヘリコプター騒音の状況は表 2.2-40 に示すとおりであり、令和 2 年度から令和 7 年 5 月までの最高値は 93.9dB、時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})は 47.6～62.5dB であった。

表 2.2-39 航空機騒音の状況（平成 30 年度～令和 6 年度）

測定場所	調査年度	最高音 (dB)	測定回数	100dB以上の回数
緑台小学校	令和 6 年度	90.6	425	0
	令和 5 年度	91.7	408	0
	令和 4 年度	90.0	331	0
	令和 3 年度	97.1	350	0
	令和 2 年度	92.1	354	0
	令和元年度	90.6	335	0
	平成 30 年度	103.8	386	1

注) 測定回数は70dB 以上の音が5秒以上続いた回数

出典：「平成30年度～令和6年度 航空機騒音測定の状況」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)

表 2.2-40 ヘリコプター騒音の状況（令和 2 年度～令和 7 年度）

測定場所	調査年度	最高音 ^{注)1} (dB)	測定 回数 ^{注)2}	1 日平均 測定回数 ^{注)1}	最多測定 回数 ^{注)1}	10 回以上 測定回数	L_{den} ^{注)3} (最高値)
勝坂コミュニティ センター	令和 7 年度 ^{注)4}	85.7～87.9	736	10.2～14.0	16～28	19	58.0～60.0
	令和 6 年度	84.0～90.6	3,940	8.2～13.6	15～24	90	55.1～62.5
	令和 5 年度	83.3～91.8	2,525	3.4～14.4	7～34	47	51.8～60.5
	令和 4 年度	80.5～90.9	1,710	2.2～7.0	4～14	9	47.6～56.6
	令和 3 年度	81.9～93.1	2,040	2.5～10.5	8～19	30	50.3～57.0
	令和 2 年度 ^{注)5}	83.6～93.9	3,170	5.0～15.1	11～26	53	51.5～60.6

注) 1: 最高音、1日平均測定回数及び最多測定回数は1月あたりの測定値を示す。

2: 測定回数は65dB 以上の音が5秒以上続いた回数

3: L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル) とは、「航空機騒音に係る環境基準」(昭和42年法律第110号)の指標として採用されている単位であり、ある場所における1日あたりの騒音の影響度を表すものである。

4: 令和7年度の測定結果は4月及び5月の結果である。

5: 勝坂コミュニティセンターの施設改修に伴う令和2年4月12日から6月17日までの測定停止のため、当該期間を除いて算出した値である。

出典：「ヘリコプター騒音測定統計(キャンプ座間)」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)

「航空機騒音評価指標の見直しについて 概要説明資料」(令和7年5月閲覧、国土交通省 HP)



図 2.2-20 航空機及びヘリコプター騒音測定場所位置図

(7) 超低周波音

調査区域において、超低周波音の定点調査は行われていない。

(8) 振動

調査区域において、振動の定点調査は行われていない。

(9) 悪臭

調査区域において、悪臭の定点調査は行われていない。

(10) 地盤沈下

調査区域及びその周辺における令和 6 年度の地下水位の調査結果は、表 2.2-41 に示すとおりである。

相模原市、座間市は、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)に基づく指定地域及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく地下水採取規制地域の指定はない。

表 2.2-41 地下水位の調査結果(令和 6 年度)

調査地点	標高(m)	測定値(m)	地下水位(m)
南区磯部	41.6	6.83	34.8
南区磯部(2)	52.7	4.58	48.1
南区大野台	106.1	17.36	88.7
南区桜台	88.3	16.79	71.5
南区下溝	71.4	9.31	62.1
南区相南	83.4	14.24	69.2
南区文京	94.3	17.32	77.0

注) 1:測定値とは、地盤から地下水面までの深さを示す。

2:標高は概数

出典:「令和6年度地下水測定結果」(令和7年5月閲覧、相模原市 HP)

(11) 公害による苦情の内容

調査対象地域における公害苦情の発生状況は、表 2.2-42 に示すとおりである。

令和 5 年度における相模原市での公害苦情件数は、騒音が 99 件と最も多く、次いで大気汚染の 48 件であった。

なお、令和 5 年度における座間市でも公害苦情件数は騒音が最も多く、36 件であった。

表 2.2-42 公害苦情の発生状況件数

単位：件

項目		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	その他	合計
相模原市	R5年度	48	2	2	99	18	30	注)	199
	R4年度	20	4	0	95	25	22	注)	166
	R3年度	32	1	1	119	16	37	注)	206
	R2年度	34	1	0	147	16	43	注)	241
	R元年度	27	2	0	85	15	34	1	164
座間市	R5年度	4	0	0	36	9	8	0	57
	R4年度	1	0	0	30	4	11	0	46
	R3年度	3	0	0	30	7	15	1	56
	R2年度	6	0	0	15	9	7	1	38
	R元年度	1	0	0	15	0	3	0	19

注) 令和2年度以降の相模原市のその他は、出典元に表記なし。

出典：「令和3年度版～令和6年度版 規制・苦情の状況（令和2年度～令和5年度報告）」（相模原市）

「令和2年度版 さがみはらの環境（環境基本計画年次報告書）」（相模原市）

「座間市環境基本計画年次報告書（令和5年度報告）」（座間市）

2.2.9 災害の状況

(1) 災害による被害の発生状況

相模原市における令和元年～令和5年の災害による被害の発生状況は、表 2.2-43 に示すとおりである。

令和4年における災害は地震、大雨、台風によるものであり、令和5年は大雨によるものであった。

表 2.2-43 災害による被害の発生状況件数（令和元年～令和5年）

地域	発生期間	被害状況	
相模原市	令和元年9月8日～9日	台風	軽傷1、一部破損3、停電3,500世帯、避難準備・高齢者等避難開始131,632世帯294,565名【市内全域】
	令和元年10月11日～10月13日	台風	死者8、重傷1、軽傷2、住家全壊23、住家半壊48、一部破損128、床上浸水20、床下浸水51、非住家被害157、がけ崩れ216、停電3,959世帯、避難準備・高齢者等避難開始131,632世帯294,565名【市内全域】 避難勧告131,632世帯294,565名【市内全域】（土砂災害、河川氾濫）、避難指示（緊急）83,308世帯185,195名（土砂災害、河川氾濫）
	令和2年4月18日	大雨	がけ崩れ1
	令和2年6月6日	大雨	床上浸水1
	令和2年7月26日	大雨	がけ崩れ1
	令和2年8月31日	大雨	軽傷1、公共施設被害2、床上浸水1、停電4,260世帯
	令和2年9月5日～9月7日	大雨	停電130世帯
	令和2年10月10日	台風	がけ崩れ、停電210世帯
	令和3年2月13日	地震	福島県沖を震源とする地震【市内最大震度4】 停電約21,470世帯
	令和3年8月14日～8月17日	大雨	がけ崩れ1 避難指示143,468世帯284,149名【市内全域】（土砂災害、河川氾濫）
	令和3年9月18日～9月19日	台風	床上浸水1
	令和3年12月1日	大雨	停電約380世帯
	令和4年3月16日	地震	福島県沖を震源とする地震【市内最大震度4】 停電約37,600世帯
	令和4年7月16日～17日	大雨	避難指示20,229世帯42,819名 【市内全域（土砂災害警戒区域内のみ）】
	令和4年9月19日～20日	台風	停電2,880世帯
	令和4年9月23日～24日	台風	がけ崩れ1、停電10世帯未満
	令和5年6月2日～3日	大雨	がけ崩れ9、道路冠水1、停電約760世帯

注）「座間市地域防災計画」（令和7年3月、座間市防災会議）には災害記録が掲載されていないため、相模原市のみ整理した。

出典：「相模原市地域防災計画」（令和6年5月修正、相模原市）

(2) 法指定危険区域

調査区域において「砂防法」(明治30年法律第29号)、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づく指定危険区域はない。

(3) 土砂災害警戒区域

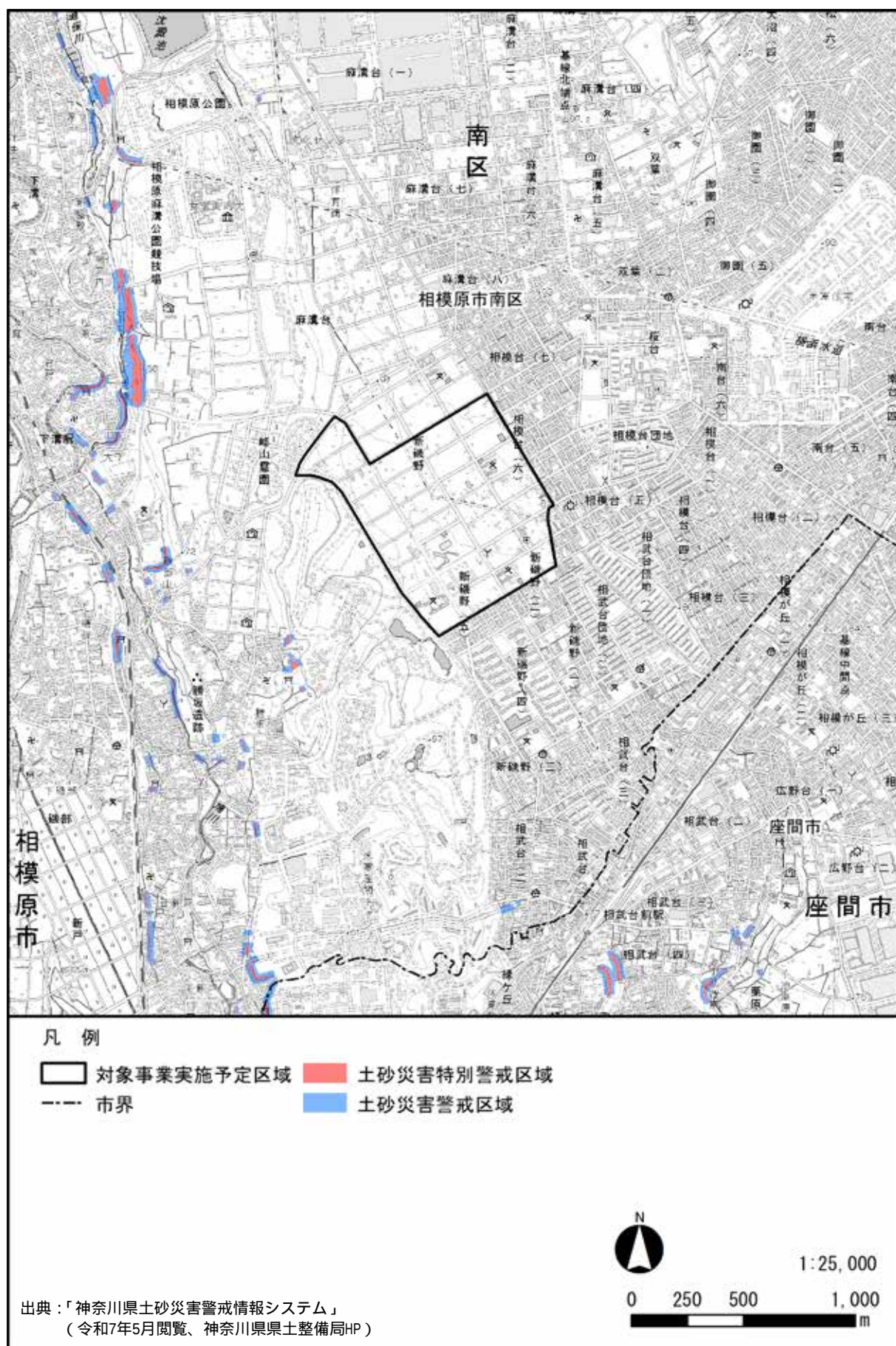
調査区域における土砂災害警戒区域等は、図 2.2-21 に示すとおりである。

調査区域には、土砂災害特別警戒区域が点在するほか、土砂災害警戒区域の指定区域が分布しているが、対象事業実施予定区域内にこれらの指定はない。

(4) 浸水想定区域

相模原市では「洪水ハザードマップ」の中で「浸水想定区域」が公表されている。

調査区域における浸水想定区域は、図 2.2-22 に示すとおりであり、対象事業実施予定区域は浸水想定区域に該当していない。



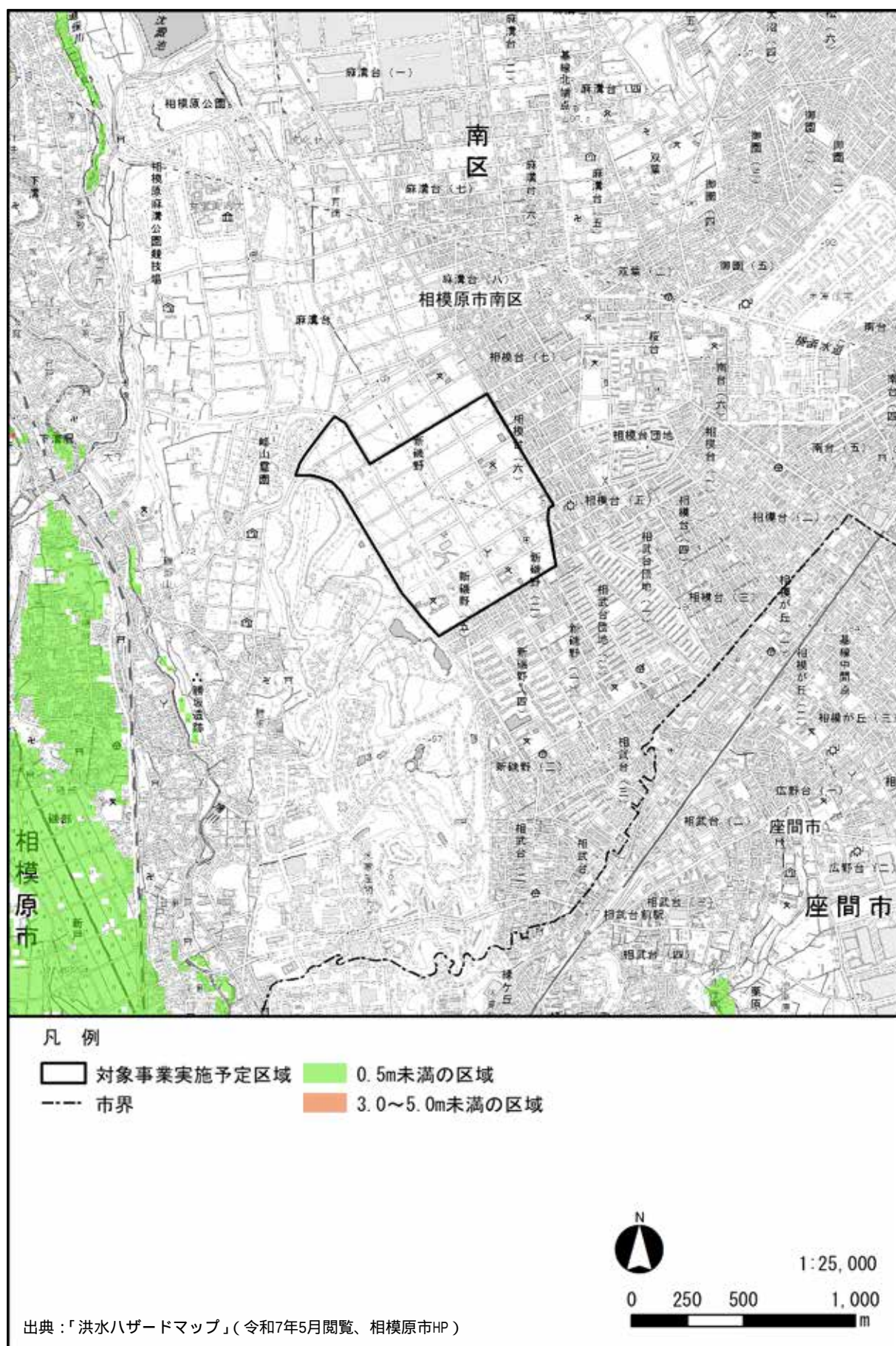


図 2.2-22 洪水時の浸水想定区域図

2.2.10 法令等の状況

(1) 環境関連法令等

本事業と関連のある環境関連法令等は表 2.2-44 に示すとおりである。

表 2.2-44(1) 環境関連法令等

項目		関連法令等	指定・規制の内容	規制基準等	図番号
環境一般		相模原市環境影響評価条例	環境影響評価手続の実施	-	-
公害防止	大気汚染	環境基本法	大気の汚染に係る環境基準	表 2.2-45～ 表 2.2-47	-
		ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の環境基準	表 2.2-45	-
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	粉じんに関する規制基準	表 2.2-48	-
	騒音	環境基本法	騒音に係る環境基準	表 2.2-49	図 2.2-23
		騒音規制法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	表 2.2-50	-
			特定工場等に係る騒音の規制基準	表 2.2-51	図 2.2-24
			自動車騒音の限度	表 2.2-53	-
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	事業所に係る騒音の規制基準	表 2.2-52	図 2.2-25	
	振動	振動規制法	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準	表 2.2-54	-
			特定工場等に係る振動の規制基準	表 2.2-55	図 2.2-26
			道路交通振動の限度	表 2.2-57	-
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	事業所に係る振動の規制基準	表 2.2-56	図 2.2-27
	悪臭	悪臭防止法	臭気指数の規制基準	表 2.2-58	図 2.2-28
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	悪臭に関する基準	表 2.2-59	-
	水質汚濁	環境基本法	水質汚濁に係る環境基準	表 2.2-60, 表 2.2-61	図 2.2-29
		ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の環境基準	表 2.2-62	-
		水質汚濁防止法	水質汚濁の防止に関する排水基準	表 2.2-63	-
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	水質汚濁の防止に関する規制基準	表 2.2-64	-
	土壌汚染	環境基本法	土壌の汚染に係る環境基準	表 2.2-65	-
		ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の環境基準	表 2.2-66	-
土壌汚染対策法		区域の指定に係る基準 一定規模以上の土地の形質変更時の届出等	表 2.2-67	-	
神奈川県生活環境の保全等に関する条例		土壌の汚染状態の基準 特定有害物質使用地、特定有害物質使用事業所、ダイオキシン類管理対象地、ダイオキシン類管理対象事業所に関する規制	表 2.2-68	-	

表 2.2-44(2) 環境関連法令等

項目	関連法令等	指定・規制の内容	規制基準等	図番号
自然環境保全	生物多様性基本法	生物多様性地域戦略の推進	-	-
	水とみどりの基本計画改訂版・生物多様性さがみはら戦略		-	-
	自然環境保全法	自然環境保全地域、県自然環境保全地域等の指定	-	-
	自然環境保全条例(神奈川県)		-	-
	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定	表 2.2-69, 表 2.2-70	図 2.2-30
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の指定	表 2.2-71, 表 2.2-72	図 2.2-31
	森林法	保安林の指定	-	-
廃棄物	循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進	-	-
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理方法等	-	-
	資源の有効な利用の促進に関する法律	3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進	-	-
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材の再資源化等の促進	-	-
	相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例	廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理の推進	-	-
景観	都市計画法	風致地区の指定	-	-
	景観法	景観計画の区域の指定等	-	-
	相模原市景観条例			
	相模原市景観計画			
文化財	文化財保護法	文化財の指定等	-	図 2.2-14
	神奈川県文化財保護条例			
	相模原市文化財の保存及び活用に関する条例			

(2) 地域指定及び規制の状況

本事業と関連のある環境関連法令に基づく地域指定及び規制の状況は、表 2.2-45～表 2.2-72 及び図 2.2-23～図 2.2-31 であり、その総括表は表 2.2-44 に示したとおりである。

1) 大気汚染

「環境基本法」(平成5年法律第91号)または「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく大気の汚染に係る環境基準は、表 2.2-45～表 2.2-47 に示すとおり、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ダイオキシン類、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて定められている。

表 2.2-45 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時 間 値 の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1 時 間 値 の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値（年間2%除外値）が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊 粒子状物質 (SPM)	1 時 間 値 の 1 日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時 間 値 の 1 日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	-	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の低い方から98%に相当する値（年間98%値）が0.06ppm以下であること。
光化学 オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	年間を通じて1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。	-
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ であること。	-	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ であること。

- 備考：1.浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。
- 2.二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 3.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 4.ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 注）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）
「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和48年環大企第143号）
「大気汚染に係る環境基準について」（昭和53年環大企第262号）
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

表 2.2-46 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
		短期的評価	長期的評価
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m ³ 以下であること。	年間98%値が35 μ g/m ³ 以下であること。	1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であること。

備考：1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μ mの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（通知）」（平成21年環水大総発第090909001号）

表 2.2-47 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考：1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2.ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示4号）

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」においては、事業所等において排出する粉じんに関する規制基準として、表 2.2-48 に示すとおり講ずるべき措置が定められている。

表 2.2-48 県条例に基づく粉じんに関する規制基準

事業所等において排出する粉じんに関する規制基準は、次に掲げる措置のうちいずれかの措置を1又は2以上講ずることによるものとする。
1 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建物内で行うこと。
2 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように集じん設備を設置すること。
3 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように散水設備を設けて散水を行うこと。
4 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように防じんカバー等で覆うこと。
5 1から4までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成9年神奈川県規則第113号）

2) 騒音

騒音に関する環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに定められており、さらに道路に面する地域には別途基準が定められている。図 2.2-23 に示すとおり騒音に係る環境基準及び「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域」に基づき、表 2.2-49 に示すとおり用途地域に応じた環境基準が適用される。

表 2.2-49 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域

地域の類型		基準値 (dB)	
		昼間	夜間
AA	該当なし	50以下	40以下
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	55以下	45以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60以下	50以下

道路に面する地域

地域の類型	基準値（dB）	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
A地域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する空間（屋内基準）	70（45）以下	65（40）以下

注) 1: 時間の区分 昼間: 午前6時から午後10時まで 夜間: 午後10時から午前6時まで

2: 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

3: 「屋内基準」とは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときの、屋内へ透過する騒音に係る基準である。

出典: 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域」(平成11年神奈川県告示第312号)

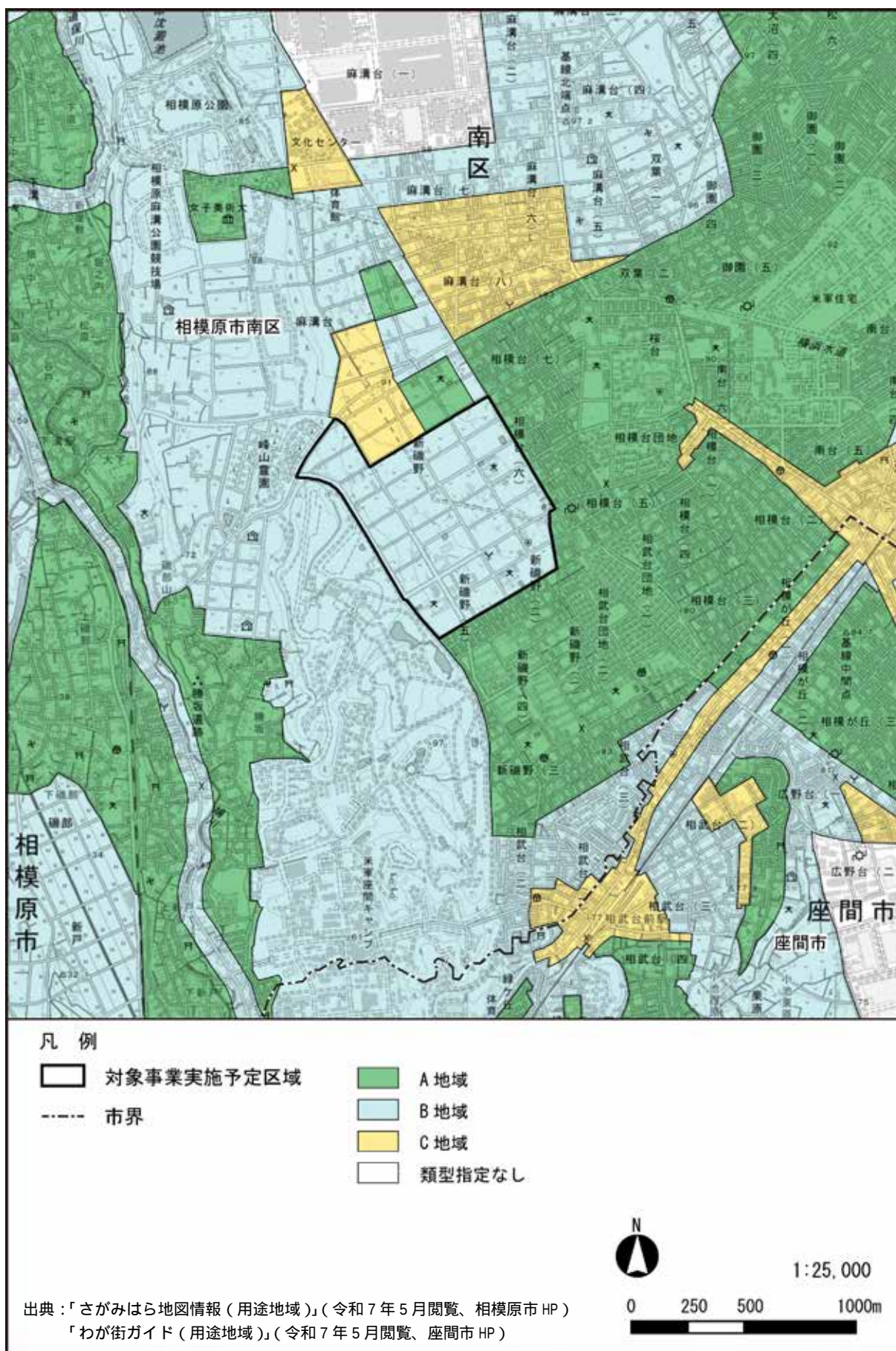


図 2.2-23 騒音に係る環境基準の類型指定状況図

「騒音規制法」に基づく、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示1号)を表2.2-50に示す。

対象事業実施予定区域は、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準が適用される。

なお、対象事業実施予定区域に隣接する相模原市南区麻溝台の工業専用地域については、「騒音規制法」に基づく指定地域ではないため、特定建設作業に伴う騒音に関する規制は適用されない。

表 2.2-50 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	区域の区分	規制基準
基準値	1号、2号	85dB
作業時間	1号	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと
	2号	午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	1号	10時間
	2号	14時間
作業日数	1号、2号	連続して6日を超えないこと
作業日	1号、2号	日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 特定建設作業は、以下に掲げる作業とする。

- 1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
- 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6 バックホウ(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
- 7 トラクターショベル(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
- 8 ブルドーザー(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

2: 区域の区分は以下に示すとおりである。

1号区域: 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80メートル以内の地域

2号区域: 工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80メートル以外の地域

出典: 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示1号)

「特定建設作業(法律)」(令和7年5月閲覧、神奈川県HP)

対象事業実施予定区域の特定工場等に対しては、図 2.2-24 に示すとおり「騒音規制法」に基づき、その敷地境界において表 2.2-51 に示す用途地域の区分に応じた規制基準が適用される。

なお、対象事業実施予定区域に隣接する相模原市南区麻溝台の工業専用地域については、「騒音規制法」に基づく指定地域ではないため、特定工場等に伴う騒音に関する規制は適用されない。

表 2.2-51 騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

地域の区分	基準値（dB）		
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午後8時まで及び 午後6時から午後11時まで	午後11時から 午後6時まで
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 田園住居地域	50以下	45以下	40以下
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	55以下	50以下	45以下
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65以下	60以下	50以下
工業地域	70以下	65以下	55以下
その他の地域	55以下	50以下	45以下

注）「特定工場等」は、特定施設を設置している工場又は事業場を指し、以下に掲げる施設とする。

1 金属加工機械	イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。）
	ロ	製管機械
	ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）
	ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ	機械プレス（呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。）
	ヘ	せん断機（原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。）
	ト	鍛造機
	チ	ワイヤーフォーミングマシン
	リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のを除く。）
	ヌ	タンブラー
	ル	切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	
3	土石用又は鋳物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5 建設用資材 製造機械	イ	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）
	ロ	アスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	
7 木材加工機械	イ	ドラムパーカー
	ロ	チップパー（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）
	ハ	砕木機
	ニ	帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）
	ホ	丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）
	ヘ	かんな盤（原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10	成樹脂用射出成形機	
11	型造型機（ジョルト式のものに限る。）	

出典：「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号）

「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等」（昭和49年5月10日神奈川県告示第430号）

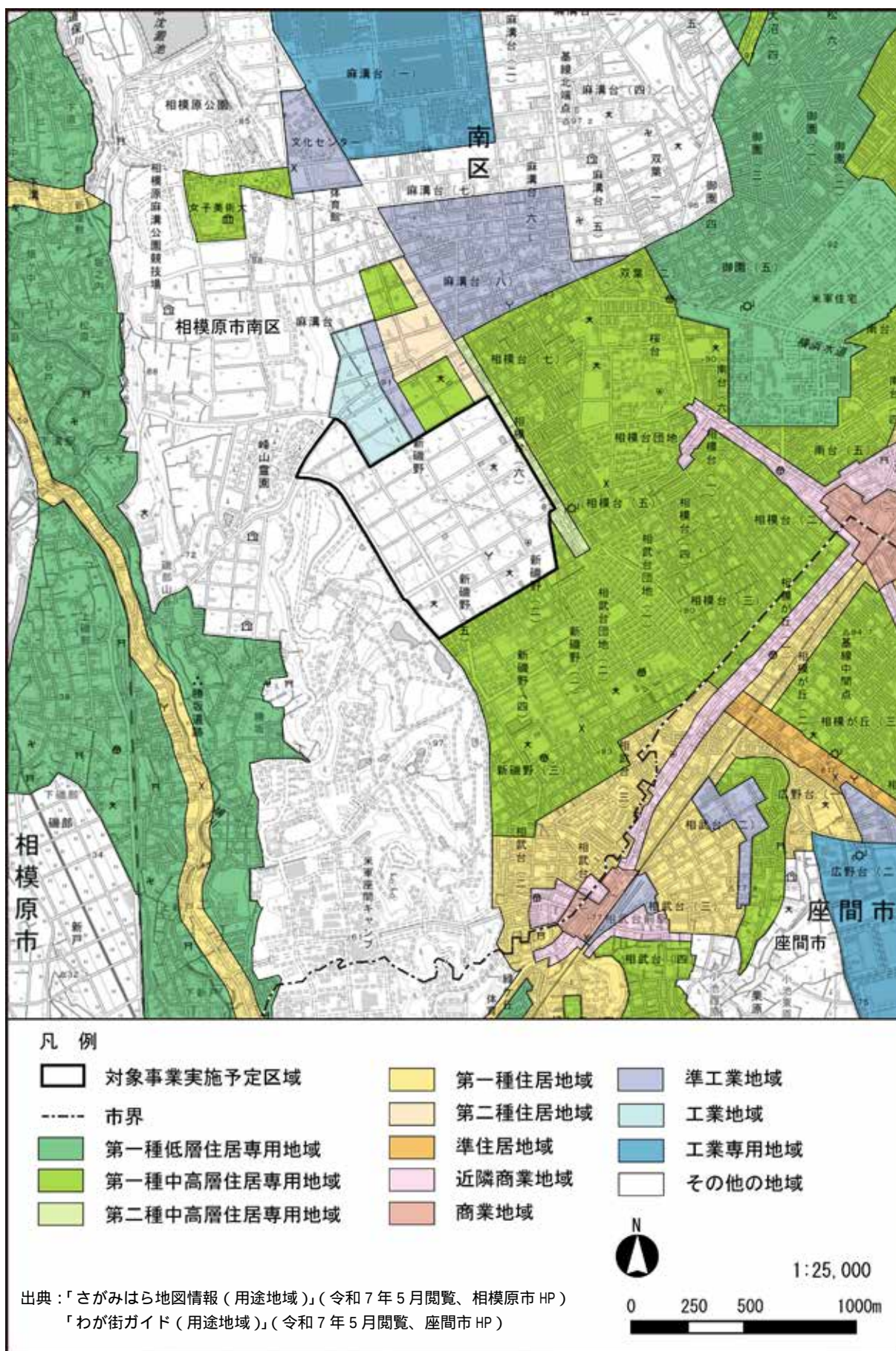


図 2.2-24 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準の地域指定状況図

対象事業実施予定区域の事業所に対しては、図 2.2-25 に示すとおり「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、その敷地境界において表 2.2-52 に示す用途地域の区分に応じた規制基準が適用される。

表 2.2-52 県条例に基づく事業所に係る騒音の規制基準

地域の区分	基準値 (dB)		
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午後8時まで 及び 午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午後6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	50以下	45以下	40以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55以下	50以下	45以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65以下	60以下	50以下
工業地域	70以下	65以下	55以下
工業専用地域	75以下	75以下	65以下
その他の地域	55以下	50以下	45以下

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成9年神奈川県規則第113号)

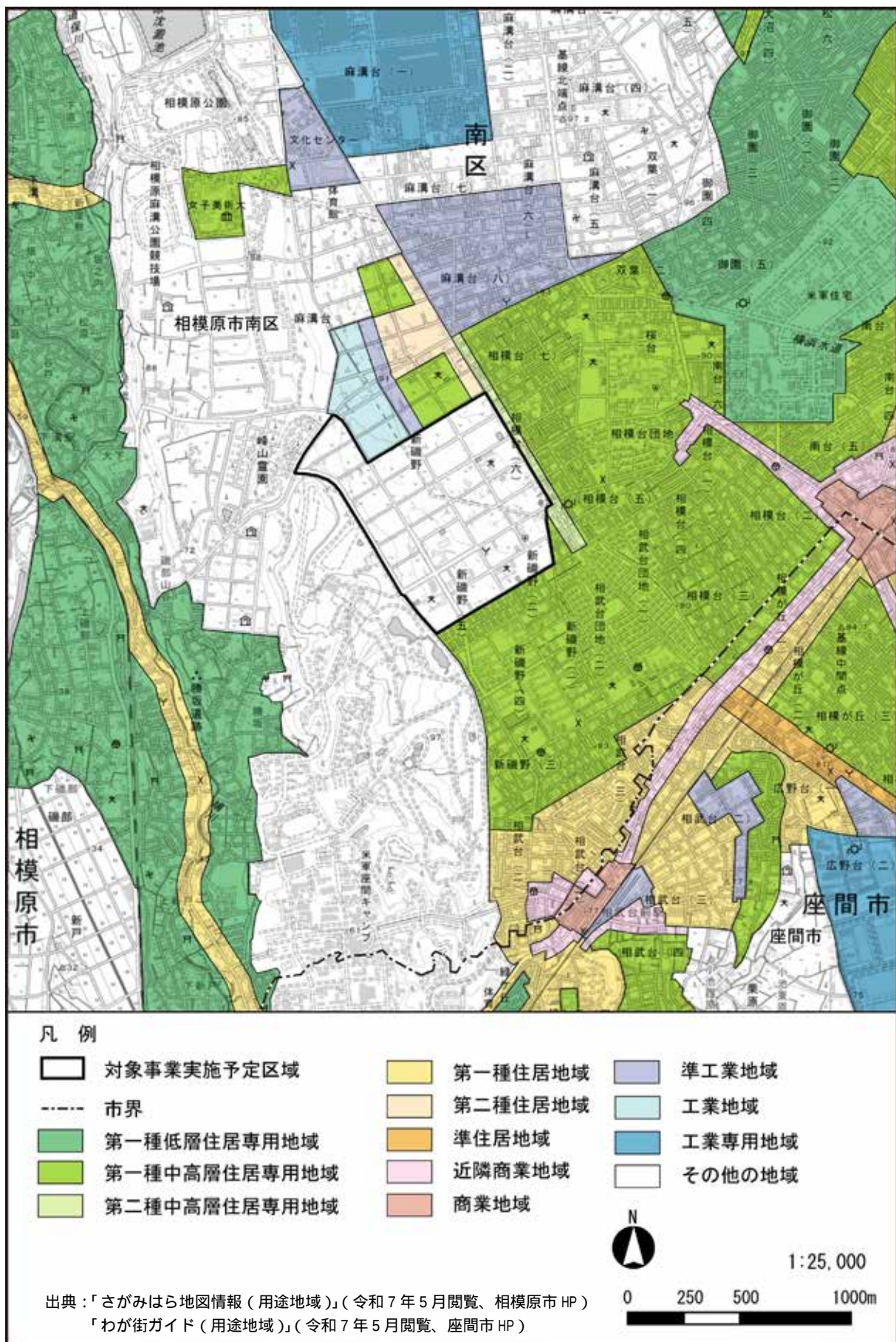


図 2.2-25 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく事業所において発生する騒音の規制基準の地域指定状況図

対象事業実施予定区域の自動車騒音に対して、「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」に基づき、表 2.2-53 に示す地域の区分に応じた自動車騒音の限度が適用される。

なお、対象事業実施予定区域に隣接する相模原市南区麻溝台の工業専用地域については、「騒音規制法」に基づく指定地域ではないため、自動車騒音の限度に関する規制は適用されない。

表 2.2-53 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく自動車騒音の限度

地域の区分	時間帯	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65dBを超えないこと	55dBを超えないこと
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dBを超えないこと	65dBを超えないこと
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dBを超えないこと	70dBを超えないこと

注) 地域の区分は以下のとおり。

a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)

「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に基づく区域」(平成12年神奈川県告示第250号)

3) 振動

振動には環境基準が設定されていない。

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に基づく、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準」を表 2.2-54 に示す。

対象事業実施予定区域は、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準が適用される。

なお、対象事業実施予定区域に隣接する相模原市南区麻溝台の工業専用地域については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく指定地域ではないため、特定建設作業に伴う振動に関する規制は適用されない。

表 2.2-54 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制種別	区域の区分	規制基準
基準値	1 号、2 号	75dB
作業時間	1 号	午後 7 時から翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	2 号	午後 10 時から翌日の午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	1 号	10 時間
	2 号	14 時間
作業日数	1 号、2 号	連続して 6 日を超えないこと
作業日	1 号、2 号	日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 特定建設作業は、以下に掲げる作業とする。

- 1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
- 4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)

2: 区域の区分は以下に示すとおりである。

- 1 号区域: 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以内の地域
- 2 号区域: 工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね 80 メートル以外の地域

出典: 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)

「特定建設作業(法律)」(令和 7 年 5 月閲覧、神奈川県 HP)

対象事業実施予定区域の特定工場等に対しては、図 2.2-26 に示すとおり「振動規制法」に基づき、その敷地境界において表 2.2-55 に示す用途地域の区分に応じた規制基準が適用される。

なお、対象事業実施予定区域に隣接する相模原市南区麻溝台の工業専用地域については、「振動規制法」に基づく指定地域ではないため、特定工場等に伴う振動に関する規制は適用されない。

表 2.2-55 振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

地域の区分	基準値（dB）	
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	60以下	55以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65以下	55以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65以下	60以下
工業地域	70以下	60以下
その他の地域	65以下	55以下

注）「特定工場等」は、特定施設を設置している工場又は事業場を指し、以下に掲げる施設とする。

1	金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		ロ 機械プレス
		ハ セン断機（原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。）
		ニ 鍛造機
		ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。）	
6	木材加工機械	イ ドラムパーカー
		ロ チッパー（原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。）	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。）	
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年政令第280号）

「振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動についての規制基準」（昭和52年神奈川県告示第701号）



図 2.2-26 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準の地域指定状況図

対象事業実施予定区域の事業所に対しては、図 2.2-27 に示すとおり「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、その敷地境界において表 2.2-56 に示す用途地域の区分に応じた振動の規制基準が適用される。

表 2.2-56 県条例に基づく事業所に係る振動の規制基準

地域の区分	基準値 (dB)	
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	60以下	55以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65以下	55以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65以下	60以下
工業地域	70以下	60以下
工業専用地域	70以下	65以下
その他の地域	65以下	55以下

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成9年神奈川県規則第113号)

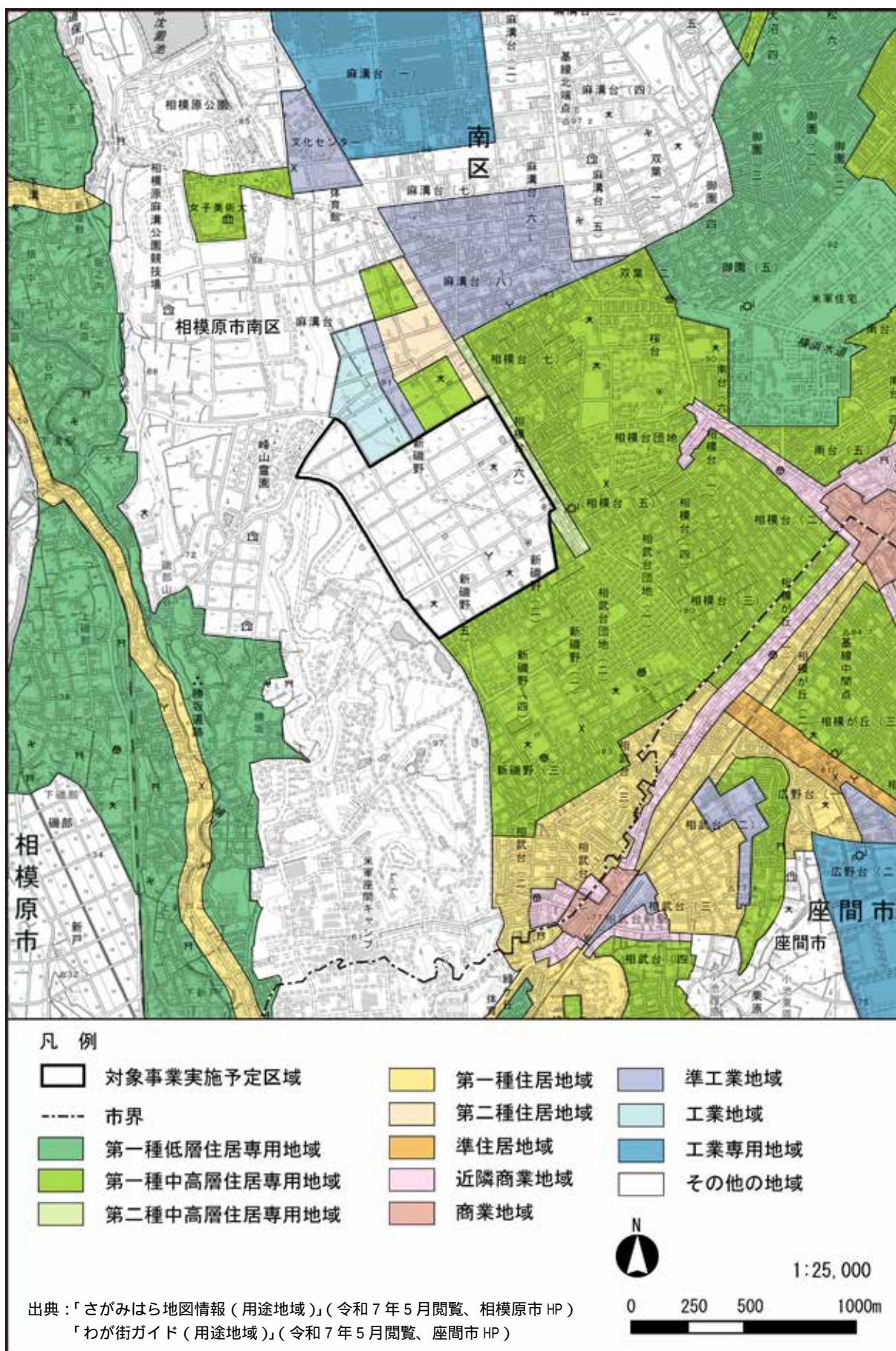


図 2.2-27 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく事業所において発生する振動の規制基準の地域指定状況図

対象事業実施予定区域の道路交通振動に対して、「振動規制法施行規則別表第2の備考1の規定に基づく区域の区分及び時間の区分」に基づき、表 2.2-57 に示す地域の区分に応じた道路交通振動の限度が適用される。

なお、対象事業実施予定区域に隣接する相模原市南区麻溝台の工業専用地域については、「振動規制法」に基づく指定地域ではないため、道路交通振動の限度に関する規制は適用されない。

表 2.2-57 振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度

地域の区分	時間帯	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
第一種区域	65dBを超えないこと	55dBを超えないこと
第二種区域	70dBを超えないこと	65dBを超えないこと

注) 地域の区分は以下のとおり。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)

「振動規制法施行規則別表第2の備考1の規定に基づく区域の区分及び時間の区分」(昭和52年10月1日 神奈川県告示第704号)

4) 悪臭

対象事業実施予定区域の事業所に対しては、図 2.2-28 に示すとおり「悪臭防止法」(昭和46 年法律第 91 号)に基づき、その敷地境界において表 2.2-58 に示す用途地域の区分に応じた規制基準が適用される。

また、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」においては、事業所において排出する悪臭に関する規制基準として、表 2.2-59 に示すとおり講ずるべき措置が定められている。

表 2.2-58 悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準

規制地域 都市計画区域に指定された区域（農業振興地域は除く）		臭気指数
1種地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	10
2種地域 (1種地域を除く地域)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 市街化調整区域 用途地域の指定のない地域	15

出典：「悪臭防止法による悪臭物質の排出を規制する地域等について」(平成18年相模原市告示第138号)

表 2.2-59 県条例に基づく悪臭に関する規制基準

事業所等において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。
1 悪臭を発生する作業は、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内で行うこと。
2 悪臭を発生する作業を行う建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。
3 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備、その他の脱臭設備を設置すること。
4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内に保管すること。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成9年神奈川県規則第113号)

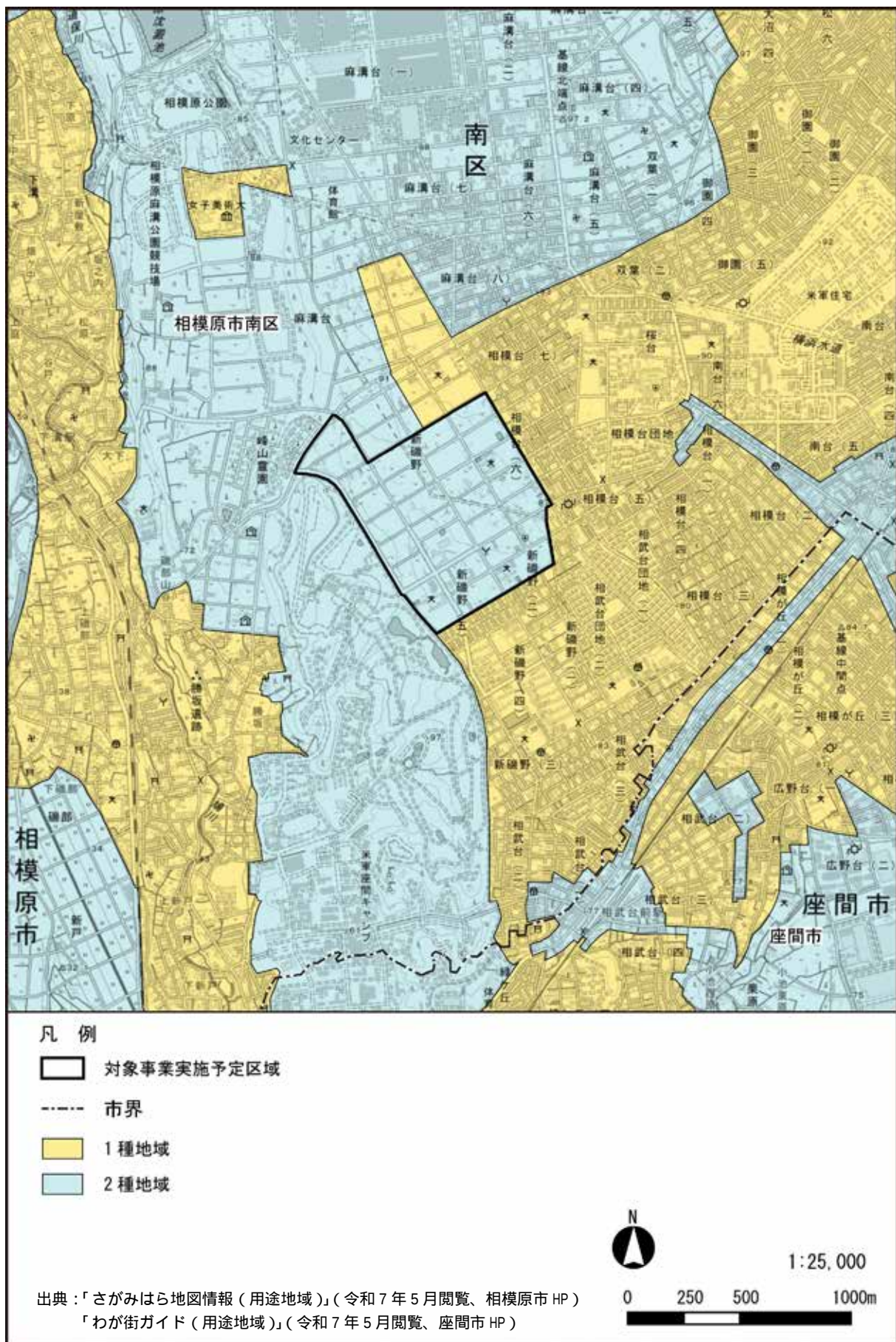


図 2.2-28 悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況図

5) 水質汚濁

図 2.2-29 に示すとおり、対象事業実施予定区域の周辺を流れる鳩川は河川 A 類型、目久尻川は B 類型に指定されており、鳩川は表 2.2-60 中の河川 A 類型・生物 B 類型、目久尻川は B 類型・生物 B 類型に示される環境基準が適用される。

また、表 2.2-61 に示す人の健康の保護に関する環境基準及び表 2.2-62 に示すダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準は、全公共用水域に対して定められている。

表 2.2-60(1) 水質汚濁に係る環境基準 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 B以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	-

注) 1: 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2: 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3: 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用

4: 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5: 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2.2-60(2) 水質汚濁に係る環境基準 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）



図 2.2-29 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況図

表 2.2-61 水質汚濁に係る環境基準 人の健康の保護に関する環境基準

区分 \ 項目	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	-	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	-	0.04 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	-
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロベン	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

注) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

「検出されないこと」とは、定量限界を下回することをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

表 2.2-62 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下

備考：1. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

対象事業実施予定区域が位置する流域は、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律138号)に基づく排水基準及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく排水基準において、「甲水域の水質保全湖沼以外の水域」に該当する。

現時点で想定される事業内容より、本事業においては、表 2.2-63 に示す排水基準及び表 2.2-64 に示す規制基準が適用される。

表 2.2-63(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

有害物質に関する基準（一般事業所）

項目	甲水域の水質保全湖沼以外の水域
	新設の場合
カドミウム及びその化合物	検出されないこと
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.05 mg/L
六価クロム化合物	0.02 mg/L
砒素及びその化合物	0.01 mg/L
水銀及びその化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L
アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素×0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素）
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

注）「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排出基準を定める条例」（昭和46年神奈川県条例第52号）

表 2.2-63(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

生活環境項目に関する基準（一般事業所）

項目	水質汚濁防止法の排水基準
	新設の場合
生物化学的酸素要求量（BOD）	15（10） mg/L
化学的酸素要求量（COD）	15（10） mg/L
浮遊物質（SS）	35（20） mg/L

注）（ ）の数値は、日間平均を示す。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

「大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排出基準を定める条例」（昭和46年神奈川県条例第52号）

表 2.2-63(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

生活環境項目に関する基準

項目	水質汚濁防止法
水素イオン濃度（pH）	5.8 以上8.6 以下
大腸菌数	800 CFU/mL
ノルマルヘキサン抽出物質 （鉱油類）	3 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質 （動植物性油脂類）	3 mg/L

注）1: 令和7年4月1日現在

2: 大腸菌数は、日間平均を示す。

出典：「事業所排水の水質基準一覧表」（令和7年5月閲覧、神奈川県 HP）

表 2.2-64(1) 県条例に基づく公共用水域に排出される排水の規制基準
有害物質に関する基準（一般事業所）

項目	甲水域/水質保全湖沼以外の水域
	新設の場合
カドミウム及びその化合物	検出されないこと
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。）	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.05 mg/L
六価クロム化合物	0.02 mg/L
砒素及びその化合物	0.01 mg/L
水銀及びその化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿を除く）	100mg/L（アンモニア性窒素×0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素）
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿に限る）	100mg/L（アンモニア性窒素×0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素）
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
フェノール類	0.005 mg/L
銅及びその化合物	1 mg/L
亜鉛及びその化合物	1 mg/L
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	0.3 mg/L
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	0.3 mg/L
クロム及びその化合物	0.1 mg/L
ニッケル及びその化合物	0.3 mg/L

注）「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成9年神奈川県規則第113号 別表第9）

表 2.2-64(2) 県条例に基づく公共用水域に排出される排水の規制基準
生活環境項目に関する基準（一般事業所）

項目	県生活環境の保全等に関する条例の排水基準
	新設の場合
生物化学的酸素要求量（BOD）	15 mg/L
化学的酸素要求量（COD）	15 mg/L
浮遊物質（SS）	35 mg/L

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成9年神奈川県規則第113号 別表第10）

表 2.2-64(3) 県条例に基づく公共用水域に排出される排水の規制基準
生活環境項目に関する基準

項目	県生活環境の保全等に関する条例の排水基準
	新設の場合
水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下
大腸菌数	800 CFU/mL
ノルマルヘキサン抽出物質 （鉱油類）	3 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質 （動植物性油脂類）	3 mg/L
外観	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。
臭気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。

注）1: 令和7年4月1日現在

2: 大腸菌数は、日間平均を示す。

出典：「事業所排水の水質基準一覧表」（令和7年5月閲覧、神奈川県 HP）

6) 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌環境基準は、表 2.2-65 に示すとおり、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム等について定められている。

表 2.2-65 土壌環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2 - ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1 - ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2 - ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1 - トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2 - トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3 - ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4 - ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

5. 1,2 - ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準は、表 2.2-66 に示すとおり基準値が定められている。

表 2.2-66 ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準

項目	基準値
土壤	1,000 pg-TEQ/g 以下

- 備考：1. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8 四塩化ジベンゾ パラ ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
3. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

「土壌汚染対策法」に基づく区域の指定に係る基準は、表 2.2-67 に示すとおり基準が定められている。

表 2.2-67(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機燐化合物	検液中に検出されないこと。

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）

表 2.2-67(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壌の汚染状態の基準は、表 2.2-68 に示すとおり基準が定められている。

表 2.2-68(1) 土壌の汚染状態の基準

(土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準)

特定有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	検液中に検出されないこと。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素及びその化合物	検液 1L につき砒(ひ)0.01mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。

備考：1.「検出されないこと」とは、備考2に定める方法により土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

2.土壌の測定の方法は、「土壌溶出量調査に係る測定方法」(平成15年環境省告示第18号)に定める方法による。

3.1の基準にかかわらず、当該基準に適合しない土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して当該基準に適合する土壌としたものについては、当該基準に適合しない土壌とみなす。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成9年規則第113号)

表 2.2-68(2) 土壌の汚染状態の基準（土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準）

特定有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
砒(ひ)素及びその化合物	土壌 1kg につき砒(ひ)素 150mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。

備考：土壌の測定の方法は、「土壌含有量調査に係る測定方法」（平成15年環境省告示第19号）に定める方法による。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成9年規則第113号）

表 2.2-68(3) 土壌の汚染状態の基準（土壌に含まれるダイオキシン類の量に関する基準）

項目	基準値
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考：土壌の測定の方法は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）別表に定める方法による。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成9年規則第113号）

7) 自然環境保全

相模原市における近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の指定状況は表 2.2-69、調査区域における近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の指定状況は図 2.2-30 に示すとおりである。対象事業実施予定区域の北西側に隣接して近郊緑地保全区域があり、表 2.2-70 に示すとおり、建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等を行う場合は知事等に届出が必要である。

表 2.2-69 首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の指定状況

名称	面積 (ha)	
	近郊緑地保全区域	近郊緑地特別保全地区
相模原	644	73.0
相模横山・相模川	-	104.0

出典：「かながわのみどりの保全（令和7年3月31日現在）」
（令和7年5月閲覧、神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課HP）

表 2.2-70 首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の定義及び行為規制

項目	定義	内容
近郊緑地保全区域	近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域	○ 建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、知事等に届出。 ○ 知事等は緑地保全のため必要と認めるときは、助言又は勧告を行うことができる。
近郊緑地特別保全地区	近郊緑地保全区域内で、特に保全による効果が著しく、特に良好な自然の環境を有する土地の区域。	○ 建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、知事等の許可が必要。 上記の許可を得られず損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償。 上記の許可を得られず、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、所有者から当該土地の買入れの申出があった場合、当該土地を買入れる。国はその一部を補助。 補助率：5.5/10（特別緑地保全地区での買入れへの通常の補助率：1/3） ○ 知事等は緑地保全について必要な措置（原状回復等）を命じることができる。

出典：「首都圏近郊緑地保全法」（昭和41年法律第101号）
「近郊緑地の保全制度について」（令和5年9月、国土交通省 国土政策局 広域地方政策課）



図 2.2-30 近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の指定状況

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)(以下「鳥獣保護法」という。)に基づく鳥獣保護区の指定状況は、表2.2-71及び図2.2-31に示すとおりである。

対象事業実施予定区域からみて北～西側と北東に鳥獣保護区があり、表2.2-72に示すとおり狩猟が認められない区域となっている。

表 2.2-71 鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区の指定状況

地域	名称	面積 (ha)	種類
相模原市南区	木もれびの森	73.0	身近な鳥獣生息地
	相模原	39.0	身近な鳥獣生息地
	道保川公園	50.2	身近な鳥獣生息地

出典：「鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区一覧（令和6年10月現在）」
（令和7年5月閲覧、神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課HP）

表 2.2-72 鳥獣保護区制度の概要

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟が認められない	20年以内 （期間は更新可能）
特別保護地区	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及び生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立・干拓 ・木竹の伐採 1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続範囲内
特別保護指定区域	特別保護地区の区域内において、人の立ち入り、車両の乗り入れなどにより、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するもの。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域と期間を定める

出典）「鳥獣保護区制度の概要」（令和7年5月閲覧、環境省HP）



図 2.2-31 鳥獣保護区の指定状況図

第3章 計画段階配慮の内容

3.1 重大な環境影響の選定

重大な環境影響の選定は、「相模原市環境影響評価技術指針（解説付）」（平成 27 年 7 月、相模原市）に準拠し、配慮書段階の事業特性及び配慮書において把握した地域特性に基づき行った。

3.1.1 事業特性及び地域特性の把握

(1) 配慮書段階の事業特性

配慮書段階の事業特性から、本事業が環境に及ぼす環境要因（環境影響要因）を表 3.1-1 に示すとおり整理した。

現在、対象事業実施予定区域は市街化調整区域となっているが、農地転用や耕作地の放棄が進行しており、土地区画整理の手法を用いて魅力ある良好な市街地環境の形成を図るべく土地の造成、区画街路の整備、雨水調整池等の基盤整備を行う計画である。

なお、本環境影響評価では土地区画整理事業として行う土地の基盤整備までを対象とし、上物として整備される施設及びその事業活動に係る環境影響要因は含めない。

表 3.1-1 配慮書段階において想定される環境影響要因

事業特性	環境影響要因	
	工事中	供用時 ^{注)1}
麻溝台・新磯野地区に残された市街化調整区域において、土地区画整理の手法を用いて魅力ある良好な市街地環境の形成を図るべく土地の造成、区画街路の整備、雨水調整池等の基盤整備を行う。	【建設機械の稼働】 ・工事の実施に伴う建設機械の稼働 【工事関連車両の走行】 ・周辺道路での走行 【土地の造成】 ・地形の改変 ・土地の形質の変更 ・雨水の排水	【土地又は工作物の存在】 ・敷地の存在 ・構造物の存在 ^{注)2} 【土地又は工作物の供用】 ・構造物の稼働 ^{注)2} ・関係車両の走行

注) 1: 土地区画整理事業の対象は土地利用の基盤整備までであり、上物事業の活動は含まない。上物事業が環境影響評価の対象となる場合は別途環境影響評価が行われる。

2: 供用時の構造物としては本事業によって整備される区画街路、調整池などを想定している。

(2) 配慮書において把握した地域特性

「第 2 章 都市計画対象事業を実施しようとする区域及びその周囲の概況」において把握した地域特性から、「環境影響を受けやすい地域又は対象等の存在」、「環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象等の存在」、「既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域の存在」等の視点に基づき、注目すべき事項を以下のとおり抽出した。

1) 環境影響を受けやすい地域又は対象等の存在

- ・対象事業実施予定区域に隣接する区域に、住居、教育施設、福祉施設、病院等が立地するほか、対象事業実施予定区域内にはさがみの仲よし小道が、北西側には地域住民の憩いの場である神奈川県立相模原公園及び相模原市立相模原麻溝公園等の眺望地点やふれあい活動の場が存在する。
- ・対象事業実施予定区域及びその周辺に重要な地形・地質及び自然景観資源である「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」の一部が存在する。
- ・対象事業実施予定区域周辺の緑地で、平成 13 年からオオタカに関する調査が行われており、オオタカの営巣・繁殖が確認されている。

2) 環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象等の存在

- ・対象事業実施予定区域に隣接する区域は、近郊緑地保全区域に指定されている。

3) 既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域の存在

- ・対象事業実施予定区域周辺の幹線道路沿道では、騒音の面的評価の結果、環境基準を上回る騒音値となっている住居等が存在する。

3.1.2 重大な環境影響の選定

配慮書段階の事業特性及び地域特性に基づき、重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目の選定を行った。選定結果は、表 3.1-2 に示すとおりである。

また、重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目の選定理由及び非選定理由は、表 3.1-3 に示すとおりである。

表 3.1-2 重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目

評価項目	評価細目	工事中			供用時			
					土地又は工作物の存在		土地又は工作物の供用	
		建設機械の稼働	工事関連車両の走行	土地の造成 注) 1	敷地の存在	構造物の存在 注) 2	構造物の稼働 注) 2	関係車両の走行
大気環境	大気質	○	○	○				
	騒音・超低周波音	○	○					
	振動	○	○					
	悪臭							
	風環境							
水環境	地表水							
	底質							
	地下水・湧水							
土壌環境	地形・地質			○				
	地盤							
	土壌							
植物				○	○	○		
動物				○	○	○		
生態系				○	○	○		
廃棄物及び発生土	廃棄物							
	発生土							
温室効果ガス								
日影及び光害	日照阻害							
	シャドーフリッカー							
	光害							
電波障害								
地域分断								
安全	危険物							
	交通混雑		○					
	交通安全		○					
景観					○	○		
ふれあい活動の場					○	○		
文化財								

注) 1: 土地の造成に伴う改変による裸地出現等、雨水の排出等。

2: 供用時の構造物としては本事業によって整備される区画街路、調整池などを想定している。

表 3.1-3(1) 重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目の選定・非選定理由

評価項目	評価細目	工事中/ 供用時	選定/非選定	選定・非選定理由
大気環境	大気質	工事中	○	- 建設機械の稼働に伴う排出ガスにより、対象事業実施予定区域周辺の大気質に影響を及ぼす恐れがあることから選定する。 - 工事関連車両の主要な走行ルート沿道の大気質に影響を及ぼすおそれがあることから選定する。 - 土地の造成により粉じんの発生が考えられる。
		供用時	×	大気汚染物質の発生要因はないことから選定しない。
	騒音・ 超低周波音	工事中	○	- 建設機械の稼働に伴う騒音により、対象事業実施予定区域周辺に影響を及ぼす恐れがあることから選定する。 - 工事関連車両の走行に伴う騒音により、主要な走行ルート沿道の環境に影響を及ぼすおそれがあることから選定する。
		供用時	×	騒音・超低周波音の発生要因はないことから選定しない。
	振動	工事中	○	- 建設機械の稼働に伴う振動により、対象事業実施予定区域周辺に影響を及ぼす恐れがあることから選定する。 - 工事関連車両の走行に伴う振動により、主要な走行ルート沿道の環境に影響を及ぼすおそれがあることから選定する。
		供用時	×	振動の発生要因はないことから選定しない。
	悪臭	工事中	×	著しい悪臭を発生する工事は想定されないことから、重大な影響はないと考えられ選定しない。
		供用時	×	悪臭の発生要因はないことから選定しない。
	風環境	工事中	×	工事中に風環境に影響を及ぼす作業は行わないことから選定しない。
		供用時	×	風環境に影響を及ぼす要因はないことから選定しない。
水環境	地表水	工事中	×	雨水の排水は、工事中は仮設沈砂池、工事完了後は雨水調整池により適切な処理を行った後、既設の雨水管に接続して公共下水道（雨水）に排出する予定であることから選定しない。
		供用時	×	
	底質	工事中	×	工事中、工事完了後に底質汚染に重大な影響を及ぼす要因はないため選定しない。
		供用時	×	
	地下水・湧水	工事中	×	造成工事による大規模な切土工、掘削工等、地下水の流動阻害の要因となる行為は想定されないことから選定しない。
		供用時	×	地表面性状の変化による雨水の地下浸透量への影響が考えられるが、必要に応じて透水性舗装の採用、地下浸透柵の設置等の必要な措置を講じることにより、重大な環境影響を生じることはないことから選定しない。

表 3.1-3(2) 重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目の選定・非選定理由

評価項目	評価細目	工事中/ 供用時	選定/非選定	選定・非選定理由
土壌環境	地形・地質	工事中	○	・対象事業実施予定区域に重要な地形が存在し、造成工事による影響が想定されるため選定する。
		供用時	×	・重要な地形に対する重大な影響を及ぼす要因はないと考えられることから選定しない。
	地盤	工事中	×	・大規模盛土等の地盤の安定性に影響を及ぼす行為は計画していないことから土地の安定性に重大な影響を及ぼすことはない想定されるため選定しない。 ・大量に地下水を揚水する計画はないことから、地盤沈下や地盤の変形を伴う重大な環境影響は生じないと想定されるため選定しない。
		供用時	×	・地盤沈下、地盤の変形等の要因はないことから選定しない。
	土壌	工事中	×	・対象事業の実施に先立ち、「土壌汚染対策法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく対応を行う予定であり、土壌汚染が確認された場合は、必要な対応を講じた上で、対象事業に着手することになるため、工事中及び土地又は工作物の存在時に重大な環境影響は生じないと想定されるため選定しない。
		供用時	×	
植物		工事中	○	・造成工事による植物の重要な種又は植物群落の生育環境の変化に伴う影響等が想定されるため選定する。
		供用時	○	・敷地の存在及び構造物の存在による影響が考えられるため選定する。
動物		工事中	○	・建設機械の稼働による影響、造成工事による生息環境の変化に伴う影響等が想定されるため選定する。
		供用時	○	・敷地の存在及び構造物の存在による影響が考えられるため選定する。
生態系		工事中	○	・建設機械の稼働による影響、造成工事による生育・生息環境の変化に伴う影響等が想定されるため選定する。
		供用時	○	・敷地の存在及び構造物の存在による影響が考えられるため選定する。
廃棄物 及び 発生土	廃棄物	工事中	×	・工事の実施に伴い発生する廃棄物は、適正に分別し、処理または再利用する計画であり、重大な影響を及ぼす要因はないことから選定しない。
		供用時	×	・廃棄物の発生要因はないことから選定しない。
	発生土	工事中	×	・本事業の実施に際し、土地の造成計画では切土盛土のバランスに配慮し発生土量の最小化を図る計画であり、重大な環境影響を及ぼす要因はないことから選定しない。
		供用時	×	・発生土が生じる要因はないことから選定しない。

表 3.1-3(3) 重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目の選定・非選定理由

評価項目	評価細目	工事中/ 供用時	選定/非選定	選定・非選定理由
温室効果ガス		工事中	×	・大量に温室効果ガスを発生する工事やエネルギー消費の大きな特殊な工事は実施しない計画であり、重大な影響を及ぼす要因はないことから選定しない。
		供用時	×	・温室効果ガスの発生要因はないことから選定しない。
日影 及び 光害	日照障害	工事中	×	・日照障害の要因となる工事は行わないことから選定しない。
		供用時	×	・上物として整備される施設については本事業の対象外であるため選定しない。
	シャドー フリッカー	工事中	×	・シャドーフリッカーの要因となる工事は行わないことから選定しない。
		供用時	×	・上物として整備される施設については本事業の対象外であるため選定しない。
	光害	工事中	×	・原則夜間工事は行わないことから選定しない。
		供用時	×	・上物として整備される施設については本事業の対象外であるため選定しない。
電波障害		工事中	×	・電波障害の要因となる工事は行わないことから選定しない。
		供用時	×	・上物として整備される施設については本事業の対象外であるため選定しない。
地域分断		工事中	×	・土地の造成は部分的に区画街路を整備しつつ実施する計画であり、重大な地域分断の影響を及ぼす要因はないことから選定しない。
		供用時	×	
安全	危険物	工事中	×	・工事中に危険物が取り扱われる場合には、関係法令に則り、適切に管理、運用し施工するとともに、地下埋設物の状況を十分把握してから着工するため選定しない。
		供用時	×	・本事業により危険物を取り扱う予定はないため選定しない。
	交通混雑	工事中	○	・工事関連車両の主要な走行ルート沿道の交通混雑に影響を及ぼすおそれがあることから選定する。
		供用時	×	・重大な交通混雑の発生要因はないため選定しない。
	交通安全	工事中	○	・工事関連車両の主要な走行ルート沿道の交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから選定する。
		供用時	×	・重大な交通安全への影響は想定されないため選定しない。
景観		工事中	×	・本事業による景観への影響は造成完了時点が最大になることから工事中の影響は選定しない。
		供用時	○	・対象事業実施予定区域内に自然景観資源が存在し、対象事業実施予定区域周辺に展望施設を有する神奈川県立相模原公園や相模原市立相模原麻溝公園等の眺望地点が位置することから選定する。

表 3.1-3(4) 重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目の選定・非選定理由

評価項目	工事中/ 供用時	選定/非選定	選定・非選定理由
ふれあい活動の場	工事中	×	・本事業によるふれあい活動の場への影響は造成完了時点が最大になることから工事中の影響は選定しない。
	供用時	○	・対象事業実施予定区域内にさがみの仲よし小道が、周辺に地域住民の憩いの場である神奈川県立相模原公園や相模原市立相模原麻溝公園等のふれあい活動の場が位置することから選定する。
文化財	工事中	×	・対象事業実施予定区域及びその周辺には特筆すべき史跡、名勝、天然記念物や文化遺産、埋蔵文化財包蔵地が存在しないことから選定しない。
	供用時	×	

注) ○は、重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目として選定したことを示し、×は、選定しなかったことを示す。

3.2 調査、予測及び評価の方法と結果

3.2.1 大気質、騒音、振動（工事中）

(1) 調査

1) 調査方法

既存資料調査により、対象事業実施予定区域周辺の大気環境及び環境騒音、対象事業実施予定区域周辺の道路網、交通量及び交通騒音の状況を整理した。（「2.2.3 交通、運輸の状況」（p. 2-49）参照）

2) 調査結果

対象事業実施予定区域に最も近い相模台一般環境大気測定局における令和5年度の二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.023ppm、浮遊粒子状物質の2%除外値は0.031mg/m³であり、環境基準を達成した。（表2.2-24（p. 2-79）参照）

交通騒音については幹線道路を中心に面的評価が実施されており、調査対象となっている5路線の環境基準達成率は86.7～99.9%であった。（表2.2-38（p. 2-97）参照）

なお、交通振動の調査結果は報告されていない。

(2) 予測

1) 予測方法

① 建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う大気質、騒音、振動について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

② 工事関連車両の走行

工事関連車両の走行に伴う大気質、騒音、振動について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

③ 土地の造成

土地の造成に伴う大気質（粉じんの発生）について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

2) 予測結果

① 建設機械の稼働

建設機械の稼働に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・ 工事の平準化を図り、ピークとなる時期の排出ガス量や騒音、振動の発生を抑える。
- ・ できる限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機械又は施工方法を採用する。
- ・ 環境影響を受けやすい地域に建設機械が集中しない施工計画となるよう配慮する。
- ・ やむを得ず影響を受けやすい地域の近傍に建設機械を配置する場合には、防じん、防音の観点から必要な仮囲いやシートの敷設等を行う。
- ・ 過負荷運転を行わない。
- ・ 建設機械の適正な整備、点検を励行する。
- ・ 工事にあたっては、地元住民の方に事前に周知を図るとともに、相談窓口を設け、その内容を適切に施工に反映させる体制を構築する。

以上の配慮を行うことから、建設機械の稼働による大気質、騒音、振動への影響は低減されるものと予測する。

② 工事関連車両の走行

工事関連車両の走行に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・工事関連車両の走行ルート選定にあたっては環境影響を受けやすい地域や、既に著しく悪化している地域をできるだけ回避するよう配慮する。
- ・工事の平準化を図り、ピークとなる時期の工事関連車両の走行台数を抑える。
- ・過積載の防止、急発進や急加速の防止等過負荷となる運転を行わない。
- ・排ガス規制に適合した車両を用いる。
- ・工事関連車両の適正な整備、点検を励行する。
- ・工事区域内にタイヤ洗浄ピットなどを設置し工事関連車両の走行による粉じんの発生を防ぐ。
- ・工事関連車両の走行にあたっては、地元住民の方に事前に周知を図るとともに、相談窓口を設け、その内容を適切に走行計画に反映させる体制を構築する。

以上の配慮を行うことから、工事関連車両の走行による大気質、騒音、振動への影響は低減されるものと予測する。

③ 土地の造成

土地の造成に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・造成地の速やかな転圧又は緑化に努める。
- ・やむを得ず建設発生土などを一時的に場内に積み置きする場合は、養生シート等による被覆を行う。
- ・適宜散水の実施による土粒子の飛散防止を図る。

以上の配慮を行うことから、土地の造成による大気質（粉じん）への影響は低減されるものと予測する。

(3) 評価

1) 評価方法

予測結果に基づき、事前に検討した環境配慮の内容を踏まえて、大気質、騒音、振動への重大な環境への影響の程度を整理した。

2) 評価結果

大気質、騒音、振動に関する評価結果は、表 3.2-1 に示すとおりである。

今後、配慮書に対する意見等を踏まえ、方法書以降の手続きを行い、現地調査等を実施し、できる限り定量的な環境影響の予測・評価とともに、必要に応じて環境保全措置を検討する。

表 3.2-1 大気質、騒音、振動に関する評価結果

評価項目	評価結果
大気質	計画段階における配慮事項を実施することで、建設機械の稼働による影響、工事関連車両の走行による影響及び土地の造成による粉じんの影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
騒音	計画段階における配慮事項を実施することで、建設機械の稼働及び工事関連車両の走行による環境影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
振動	計画段階における配慮事項を実施することで、建設機械の稼働及び工事関連車両の走行による環境影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。

3.2.2 地形・地質（工事中）

(1) 調査

1) 調査方法

既存資料調査により、対象事業実施予定区域及びその周辺の重要な地形・地質及び法指定危険区域並びに土砂災害警戒区域の状況を整理した。（「2.1.2 (3) 重要な地形・地質」（p. 2-8）及び 2.2.9 災害の状況」（p. 2-103）参照）

2) 調査結果

① 重要な地形・地質

対象事業実施予定区域の一部に、重要な地形・地質として、「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」が存在する。（図 2.1-4（p. 2-9）参照）

② 法指定危険区域

対象事業実施予定区域内に、「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく指定危険区域の指定地はない。（図 2.1-21（p. 2-105）参照）

③ 土砂災害警戒区域

対象事業実施予定区域内に、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は存在しない。（図 2.2-22（p. 2-106）参照）

(2) 予測

1) 予測方法

土地の造成による重要な地形・地質への影響の低減について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

2) 予測結果

① 土地の造成

対象事業実施予定区域の一部に、「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」が存在する。

- ・「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」の一部が対象事業実施予定区域内に存在することから、現状の地形をできる限り改変しない計画となるよう検討する。

以上の配慮を行うことから、土地の造成に伴う重要な地形・地質への影響は低減されるものと予測する。

(3) 評価

1) 評価方法

予測結果に基づき、事前に検討した環境配慮の内容を踏まえて、重要な地形・地質への重大な環境への影響の程度を整理した。

2) 評価結果

重要な地形・地質に関する評価結果は、表 3.2-2 に示すとおりである。

今後、配慮書に対する意見等を踏まえ、現地調査等を実施し、環境影響の予測・評価とともに、必要に応じて環境保全措置の検討を行う。

表 3.2-2 重要な地形・地質に関する評価結果

評価項目	評価結果
地形・地質	計画段階における配慮事項を実施することで、重要な地形・地質への影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。

3.2.3 植物、動物、生態系（工事中、供用時）

(1) 工事中

1) 調査

① 調査方法

既存資料調査により、対象事業実施予定区域及びその周辺の重要な植物や動物の生育、生息の状況を整理した。（「2.1.4 植物、動物の状況」（p.2-12）参照）

② 調査結果

ア. 植物

第2章（表2.1-4（p.2-12）及び表2.1-5（p.2-13）に記載された文献毎の範囲で記録があるもの）に示す調査結果によれば、植物の重要な種は、74科253種である。

調査区域における現存植生の状況は、前掲図2.1-6（p.2-21）に示すとおりである。

対象事業実施予定区域の周辺には、畑雑草群落やゴルフ場・芝地が広がり、クヌギ・コナラ群集やスギ・ヒノキ・サワラ植林、造成地等が分布している。また、鳩川及び道保川等の相模川水系の河川沿いには緑の多い住宅地が広がっており、道保川沿いを中心にシラカシ群集やクヌギ・コナラ群集等が分布している。

対象事業実施予定区域は、市街地及び緑の多い住宅地が広がっているほか、モザイク状に畑雑草群落が分布しており、オギ群集が点在している。一部に、放棄畑雑草群落及び果樹園が分布している。

また、調査区域内には巨樹・巨木が5件、名木が1件指定されているが、対象事業実施予定区域内にはこれらの指定はない。（図2.1-7（p.2-23）参照）

イ. 動物

第2章（表2.1-9（p.2-24）及び表2.1-10（p.2-25）に記載された文献毎の範囲で記録があるもの）に示す調査結果によれば、哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、昆虫類、魚類及び底生動物のうち重要な種の生息状況は、表3.2-3のとおりである。

表 3.2-3 調査区域に生息する可能性がある重要な種の状況

区分	目	科	種	種の例
哺乳類	3	4	6	ハタネズミ、キツネ、ニホンイタチ等
鳥類	14	39	114	ケリ、オオタカ、モズ、ツバメ等
爬虫類	2	4	7	ニホントカゲ、シマヘビ等
両生類	2	4	7	アカハライモリ、アズマヒキガエル等
昆虫類	7	69	150	シロヘリツチカメムシ、ギンイチモンジセセリ等
魚類	8	16	39	カマツカ、ドジョウ、ミナミメダカ等
底生動物	4	6	10	オオアメンボ、クロズマメゲンゴロウ等

ウ. 生態系

対象事業実施予定区域及びその周辺は、市街地が広がっているほか、モザイク状に畑雑草群落が分布している。

大野台・大沼地区や道保川、八瀬川の流域にまとまった平地林が残されており、道保川

東側には下溝古山公園、神奈川県立相模原公園、相模原市立相模原麻溝公園や樹林地、農耕地が南北に広く存在し、都市生態系の貴重な拠点となっている。これらのまとまった樹林地では生態系の上位に位置するオオタカも確認されている。

一方で、都市化に伴う緑地の消失や分断化、防災機能の低下などの課題もみられている。また、アライグマやオオキンケイギク等の特定外来生物の分布の拡大も地域の主な課題としてあげられている。

2) 予測

① 予測方法

ア. 土地の造成

(7) 造成工事による生育、生息環境の変化

造成工事による地形改変等による植物、動物の重要な種等への影響について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

(4) 外来種の生育、生息域拡大による影響

工事の実施に伴い外来種の生育、生息域の拡大を抑えるために事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

② 予測結果

ア. 土地の造成

(7) 造成工事による生育、生息環境の変化

造成工事による生育、生息環境の変化に伴う植物、動物及び生態系に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・対象事業実施予定区域内及びその周辺において、今後行う現地調査で重要な種や群落、または生育、生息に適した環境が確認された場合は、可能な限りその生育・生息地または当該環境の保全を図り、それが困難な場合は代償措置（移植等）を講じる。
- ・上記で確認された種のうち、移動能力が高い種については、生息状況を踏まえて自力で逃避できるような施工方法を採用する。
- ・対象事業実施予定区域内及び近隣で重要な動物の繁殖が確認された場合は、繁殖期を避けた施工計画、工事への馴化、遮蔽対策、営巣地監視等を行う。

以上の配慮を行うことから、造成工事による生育、生息環境の変化に伴う植物、動物及び生態系への影響は低減されるものと予測する。

(4) 外来種の生育、生息域拡大による影響

外来種の生育、生息域拡大に伴う植物、動物及び生態系に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・外来種の生育場所の表土を場外搬出する場合は、その飛散を防ぐ対応をとり、生育域拡大防止に努める。
- ・外来種の生育場所の表土は、外来種の種子等を含む可能性があるため、表層土壌としての利用を回避し、生育域拡大防止に努める。
- ・対象事業実施予定区域内及び近隣で外来種が確認された場合は、関係部署に情報提供

し、適切な駆除を促す。

以上の配慮を行うことから、外来種の生育、生息域拡大に伴う植物、動物及び生態系への影響は低減されるものと予測する。

3) 評価

① 評価方法

予測結果に基づき、事前に検討した環境配慮の内容を踏まえて、植物、動物、生態系への重大な環境への影響の程度を整理した。

② 評価結果

植物、動物、生態系に関する評価結果は、表 3.2-4 に示すとおりである。

今後、配慮書に対する意見等を踏まえ、現地調査等を実施し、環境影響の予測・評価とともに、必要に応じて環境保全措置の検討を行う。

表 3.2-4 植物、動物、生態系に関する評価結果

評価項目	評価結果
植物	計画段階における配慮事項を実施することで、造成工事による生育環境の変化及び外来種の生育による影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
動物	計画段階における配慮事項を実施することで、造成工事による生息環境の変化及び外来種の生息による影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
生態系	計画段階における配慮事項を実施することで、造成工事による生育、生息環境の変化及び外来種の生育、生息による影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。

(2) 供用時

1) 調査

① 調査方法

調査の方法は、「3.2.3 植物、動物、生態系（工事中、供用時）」(p.3-13) に示すとおりである。

② 調査結果

調査の結果は、「3.2.3 植物、動物、生態系（工事中、供用時）」(p.3-13) に示すとおりである。

2) 予測

① 予測方法

ア. 敷地の存在、構造物の存在

敷地の存在及び構造物の存在に伴う動物の移動経路への影響等について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

② 予測結果

ア. 敷地の存在、構造物の存在

敷地の存在及び構造物の存在に伴う植物、動物及び生態系に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・対象事業実施予定区域に隣接する区域が近郊緑地保全区域に指定されていることをふまえて、良好な自然環境を有する緑地の保全及び緑のネットワークの形成に配慮した計画となるよう検討する。

以上の配慮を行うことから、敷地の存在及び構造物の存在に伴う植物、動物及び生態系への影響は低減されるものと予測する。

3) 評価

① 評価方法

予測結果に基づき、事前に検討した環境配慮の内容を踏まえて、植物、動物、生態系への重大な環境への影響の程度を整理した。

② 評価結果

植物、動物、生態系に関する評価結果は、表 3.2-5 に示すとおりである。

今後、配慮書に対する意見等を踏まえ、現地調査等を実施し、環境影響の予測・評価とともに、必要に応じて環境保全措置の検討を行う。

表 3.2-5 植物、動物、生態系に関する評価結果

評価項目	評価結果
植物	計画段階における配慮事項を実施することで、敷地の存在及び構造物の存在による影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
動物	計画段階における配慮事項を実施することで、敷地の存在及び構造物の存在による影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
生態系	計画段階における配慮事項を実施することで、敷地の存在及び構造物の存在による影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。

3.2.4 交通混雑、交通安全（工事中）

(1) 調査

1) 調査方法

既存資料調査により、対象事業実施予定区域周辺の道路網及び交通量を整理した。（「2.2.3 交通、運輸の状況」（p. 2-49）参照）

2) 調査結果

対象事業実施予定区域の最寄りの主要幹線道路は、対象事業実施予定区域の東側に接している一般県道相武台相模原線である。令和3年度全国道路・街路交通情勢調査の対象となっている地点としては対象事業実施予定区域の南東側に位置する主要地方道町田厚木線での平日12時間交通量は、最寄りの調査地点（座間市相模が丘1-25-3）で12,896台であった。（表2.2-8（p. 2-49）参照）

(2) 予測

1) 予測方法

① 工事関連車両の走行

工事関連車両の走行に伴う交通混雑及び交通安全について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

2) 予測結果

① 工事関連車両の走行

工事関連車両の走行に係る交通混雑及び交通安全に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・工事関連車両の走行ルートを選定にあたっては既に渋滞が発生している交差点等をできる限り回避する。
- ・工事の平準化を図り、ピークとなる時期の工事関連車両の走行台数を抑える。
- ・工事関連車両の生活道路や通学路への進入は極力回避する。
- ・マウントアップなどにより歩車道が分離されており、生活道路や通学路と工事関連車両の交差部には歩道橋や信号のある横断歩道があるルートを優先して選定する。
- ・工事区域への車両出入り口には、車両誘導員を配置する。
- ・工事関連車両の走行にあたっては、地元住民の方に事前に周知を図るとともに、相談窓口を設け、その内容を適切に走行計画に反映させる体制を構築する。

以上の配慮を行うことから、工事関連車両の走行による交通混雑、交通安全への影響は低減されるものと予測する。

(3) 評価

1) 評価方法

予測結果に基づき、交通混雑及び交通安全への重大な環境への影響の程度を整理した。

2) 評価結果

交通混雑及び交通安全に関する評価結果は、表3.2-6に示すとおりである。

今後、配慮書に対する意見等を踏まえ、現地調査等を実施し、環境影響の予測・評価とともに、必要に応じて環境保全措置を検討する。

表 3.2-6 交通混雑及び交通安全に関する評価結果

評価項目	評価結果
交通混雑	計画段階における配慮事項を実施することで、工事関連車両の走行による交通混雑及び交通安全への影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
交通安全	

3.2.5 景観、ふれあい活動の場（供用時）

(1) 調査

1) 調査方法

既存資料調査により、対象事業実施予定区域周辺の景観資源、主要な眺望点及びふれあい活動の場を整理した。

2) 調査結果

① 景観資源

対象事業実施予定区域周辺の特筆すべき自然景観資源は、「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」が存在している。（図 2.1-8（p.2-38）参照）

② 主要な眺望点

対象事業実施予定区域周辺の主要な眺望点としては、神奈川県立相模原公園、相模原市立相模原麻溝公園、道保川沿いを歩くコース及び JR 相模線沿線等が挙げられる。（図 2.1-9（p.2-40）参照）

③ ふれあい活動の場

対象事業実施予定区域周辺の主要なふれあい活動の場としては、相模原市立麻溝公園、西側にある峰山霊園、北側にある横浜水道道緑道等が挙げられる。（図 2.1-9（p.2-40）参照）
また、対象事業実施予定区域にはさがみの仲よし小道が存在する。

(2) 予測

1) 予測方法

敷地の存在及び構造物の存在による景観、ふれあい活動の場への影響の低減について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

2) 予測結果

① 敷地の存在、構造物の存在

敷地の存在及び構造物の存在による景観、ふれあい活動の場に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・自然景観資源である「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」の一部が対象事業実施予定区域内に存在することから、現状の地形をできる限り改変しない計画となるよう検討する。
- ・対象事業実施予定区域に隣接する区域が近郊緑地保全区域に指定されていることをふまえ、良好な自然環境を有する緑地を保全し、近隣住民の健全な生活環境を確保できる計画となるよう検討する。
- ・「地域特性を生かした産業・みどり・文化・生活などが融合した新たな都市づくりの拠点」とすることを目的に、ポジティブな景観への影響を及ぼす事業計画となるよう検討する。
- ・神奈川県立相模原公園及び相模原市立相模原麻溝公園側からの眺望に配慮した土地利用計画を行う。

- ・緑化にあたっては周辺の自然景観との調和に配慮した季節感の感じられる樹種や草木を選定する。
- ・神奈川県立相模原公園、相模原市立相模原麻溝公園及び峰山霊園等周辺の自然的な価値を阻害しないように配慮した土地利用の検討に努める。
- ・さがみの仲よし小道の存在に配慮した土地利用計画に努める。

以上の配慮を行うことから、敷地の存在による景観、ふれあい活動の場への影響は低減されるものと予測する。

(3) 評価

1) 評価方法

予測結果に基づき、景観、ふれあい活動の場への重大な環境への影響の度を整理した。

2) 評価結果

景観及びふれあい活動の場に関する評価結果は、表 3.2-7 に示すとおりである。

今後、配慮書に対する意見等を踏まえ、現地調査等を実施し、環境影響の予測・評価とともに、必要に応じて環境保全措置の検討を行う。

表 3.2-7 景観、ふれあい活動の場に関する評価結果

評価項目	評価結果
景観	計画段階における配慮事項を実施することで、敷地の存在による景観及びふれあい活動の場への影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
ふれあい活動の場	

3.3 総合評価

評価結果の総括は、表 3.3-1 に示すとおりである。

いずれの項目についても、記載した計画段階での環境配慮事項を踏まえ、今後実施される方法書以降の手続を経て現地調査並びに計画熟度が高まった段階での環境影響の予測・評価を実施し、必要に応じてさらなる環境保全措置を検討する。

表 3.3-1 総合評価

評価項目	総合評価
大気質 騒音 振動	いずれの項目も、計画段階における配慮事項を実施することで環境影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
地形・地質	
植物 動物 生態系	
交通混雑 交通安全	
景観 ふれあい活動の場	

今後、周辺環境の状況を踏まえ、関係機関並びに関係者と協議を行い、一層環境に配慮した計画とすることにより、重大な環境影響の回避又は低減に努める。

第4章 都市計画対象事業を実施するに当たり、要することとされている許可等の内容等

4.1 都市計画対象事業を実施するに当たり、要することとされている許可等の内容

都市計画対象事業を実施するに当たり、要することとされている許可等の内容は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 許可等の内容

項目	根拠法令等	内容
土地区画整理事業の組合設立、施行の認可	土地区画整理法	土地区画整理法は、土地区画整理事業（都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業）に関し、その施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項を規定しており、健全な市街地の造成を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としている。 本事業は組合施行による土地区画整理事業であり、定款及び事業計画を定め、施行地区となる区域内の土地所有者及び借地権者のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意（土地所有者及び借地権者の地積の合計についても 3 分の 2 以上）を得て、組合の設立について相模原市長の認可を得る必要がある。
都市計画決定	都市計画法	都市計画法は、都市計画区域の指定、用途地域の設定等により、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。 本事業を施行する土地区画整理組合の設立にあたっては、都市計画に定める必要がある。
土壤汚染対策法に関する届出	土壤汚染対策法	土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策の実施を図ることにより、国民の健康を保護するため、3,000㎡以上の面積の土地の形質変更をしようとする者に対し、工事に着手する日の 30 日前までに県（又は政令で定める市）に届出を行う必要がある。 本事業の実施に伴い 3,000㎡以上の土地の形質変更を行うため、相模原市に届出を行う必要がある。
盛土規制法に関する認可	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について、当該工事を着手する前に相模原市長の認可を受ける必要がある。 対象事業実施予定区域は全域が宅地造成等工事規制区域に該当するため、工事着手前に相模原市長の認可を受ける必要がある。

4.2 計画段階配慮業務の受託者等

本事業に係る計画段階配慮を代行した者、計画段階配慮業務を受託した者（業務受託者）の名称及び所在地は、以下のとおりである。

本事業の計画段階配慮手続は、「相模原市環境影響評価条例」第 42 条の規定に基づき、都市計画決定権者である相模原市が、事業者である麻溝台・新磯野南部地区土地地区画整理準備委員会に代わって行い、計画段階配慮手続に必要な業務は、麻溝台・新磯野南部地区事業検討パートナー グッドマンジャパングループ代表 グッドマンジャパン株式会社に委託して行う。

（計画段階配慮を代行した者）

名 称：相模原市

代表者：市長 本村 賢太郎

所在地：神奈川県相模原市中央区中央二丁目 11 番 15 号

（業務受託者）

名 称：麻溝台・新磯野南部地区事業検討パートナー

グッドマンジャパングループ代表 グッドマンジャパン株式会社

代表者：代表取締役 グレゴリー グッドマン

所在地：東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

第5章 配慮書対象地域

本事業の実施により、環境に重大な影響を及ぼすおそれがあり配慮書の内容について周知を図る必要がある地域は、表 5-1 及び図 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 配慮書対象地域

配慮書対象地域	設定の考え方
右記の考え方に基づき、以下の範囲とした。 ・麻溝台の範囲 ・麻溝台八丁目の範囲 ・桜台の範囲 ・相模台四丁目の範囲 ・相模台五丁目の範囲 ・相模台六丁目の範囲 ・相模台七丁目の範囲 ・相模台団地の範囲 ・新磯野の範囲 ・新磯野一丁目の範囲 ・新磯野二丁目の範囲 ・新磯野三丁目の範囲 ・新磯野四丁目の範囲 ・新磯野五丁目の範囲 ・相武台団地一丁目の範囲 ・相武台団地二丁目の範囲 ・下溝の範囲 ・磯部の範囲 ・新戸の範囲	配慮書の内容について周知を図る必要がある地域は、評価項目に係る重大な環境影響を受けるおそれがあると認められる下記範囲を含む町字地域とした。 ・大気質・騒音：対象事業実施予定区域外周から約 200m の範囲、工事用車両の走行が想定される道路（対象事業実施予定区域から近傍の主要道路に接続するまでの道路）の道路端から約 100m の範囲。 ・振動：対象事業実施予定区域外周から約 100m の範囲、工事用車両の走行が想定される道路（対象事業実施予定区域から近傍の主要道路に接続するまでの道路）の道路端から約 50m の範囲。 ・植物・動物・生態系：対象事業実施予定区域外周から約 500m の範囲。

